

令和5年度版

# 福島の環境

第3部 環境保全編

—令和4年度事業報告—



福島市



## 福島市環境基本条例 前文

私たちのまち福島は、東に丘陵状の阿武隈山地、西には磐梯朝日国立公園を擁する吾妻連峰に囲まれた福島盆地の中に開け、荒川、松川、摺上川等の河川が市域の東を北に向けて流れる阿武隈川に注いでいる。

市域の中央には、緑につつまれた信夫山が位置し、四方に市街地、農用地、森林へと広がりをみせ、また、飯坂、土湯、高湯等の温泉が分布している。

私たちは、これらの豊かな自然の恵みの下、ここに生活し、知恵と努力により今日の社会を築いてきた。

しかしながら、近年の都市化の進展、市民の生活様式の変化等に伴い、生活の利便性が高まる一方で、本市においても従来の環境行政の枠組みだけでは対応が困難な都市型、生活型の公害などの問題が顕在化してきている。さらに、一人ひとりの活動や都市の活動そのものが直接、間接に地球規模で環境に影響を与えていくことから、新たな対応が求められている。

いうまでもなく、恵み豊かな環境の下に、安全で健康かつ快適な生活を営むことは市民の権利であると同時に、私たちは、こうした環境を維持し、発展させ、将来の世代に引き継いでいく責務を有している。

私たちは、環境が有限なものであることを認識し、市民、事業者及び行政のすべての者が協力し合いながら、それぞれの立場で努力し、かつ、行動していくことにより、私たちのまち福島が、人と自然が健全に共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市となることをめざし、この条例を制定する。

# 福島の環境（環境保全編）目次

## 第3部 環境保全編

### 第1章 福島市の環境の現状

第1節 大気汚染	1
1. 環境基準について	1
2. 監視体制と緊急時の対策について	2
3. 大気汚染の現況	4
4. 大気汚染防止対策	5
第2節 悪臭	7
1. 悪臭の現況	7
2. 悪臭防止対策	7
第3節 水質汚濁	9
1. 環境基準について	9
2. 水質汚濁の現況	12
3. 水質汚濁防止対策	16
第4節 騒音・振動	19
1. 環境基準について	19
2. 騒音・振動の現況	21
3. 騒音・振動防止対策	23
第5節 有害化学物質	27
1. ダイオキシン類	27
第6節 土壤汚染	28
1. 環境基準について	28
2. 土壤汚染防止対策	29
3. 土壤汚染の現況	30
第7節 その他の	31
1. 電波障害対策	31
2. 地盤沈下対策	31
3. 酸性雪	32
4. ふるさとふくしま清流つくり推進事業	33
5. 公害苦情相談等の処理	33
6. 関係機関との連携	34
資料編	35
用語解説	65

- この報告書の内容は、主として福島市の環境への取り組みと、福島市内の環境の現況となっています。
- 特に記載がない場合は、令和4年度の内容を掲載しています。
- 記載されている市町村名は、令和5年3月31日現在。



# **第3部 環境保全編**



## 第1章

# 福島市の環境の現状

第1節 大気汚染

第2節 悪臭

第3節 水質汚濁

第4節 騒音・振動

第5節 有害化学物質

第6節 土壤汚染

第7節 その他



# 第1章 福島市の環境の現状

## 第1節 大気汚染

### 1. 環境基準について

大気の汚染に係る環境基準は、環境基本法第16条の規定に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、主要な大気汚染物質である二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)、一酸化炭素(CO)、浮遊粒子状物質(SPM)、光化学オキシダント(Ox)、二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及び微小粒子状物質(PM2.5)の10物質について定められています。(表1-1-1)

また、非メタン炭化水素(NMHC)については、光化学オキシダントの生成防止のための濃度指針が示されています。(表1-1-2)

表1-1-1 大気汚染に係る環境基準

物 質	基 準 値
二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
光化学オキシダント(Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
微小粒子状物質(PM2.5)	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。

備考 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。  
2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。  
3 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。  
4 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

#### －環境基準の評価方法について－

二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成状況の評価方法として、短期的評価及び長期的評価があります。

短期的評価は、大気汚染の状態を環境基準に照らして、測定を行った時間又は日により評価する方法です。

また、長期的評価は、主として1年を単位とする平均的な評価で、地域における汚染の実態、推移を把握するものです。

一般に環境基準の達成、未達成をいう場合は長期的評価を指しています。地域の汚染の評価、規制を実施するための地域の指定等も長期的評価に基づいて行われます。

表1-1-2 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

物 質	基 準 値
非メタン炭化水素(NMHC)	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあること。

## 2. 監視体制と緊急時の対策について

### (1) 大気汚染防止法に基づく監視体制について

大気汚染防止法に基づき、大気汚染の常時監視は、県知事、中核市においては市長が行うことと定められています。平成30年度に福島市が中核市に移行したことに伴い、市内の大気汚染の常時監視は福島市が行っています。

平成29年度まで、福島県が4測定局（南町・森合・古川・杉妻町）を設置していましたが、福島市の中核市移行に伴い、杉妻町測定局を除く3測定局が市に移管されました。測定局の移管に伴い、杉妻町測定局が廃止されたため、新たに松浪町測定局を設置しました。

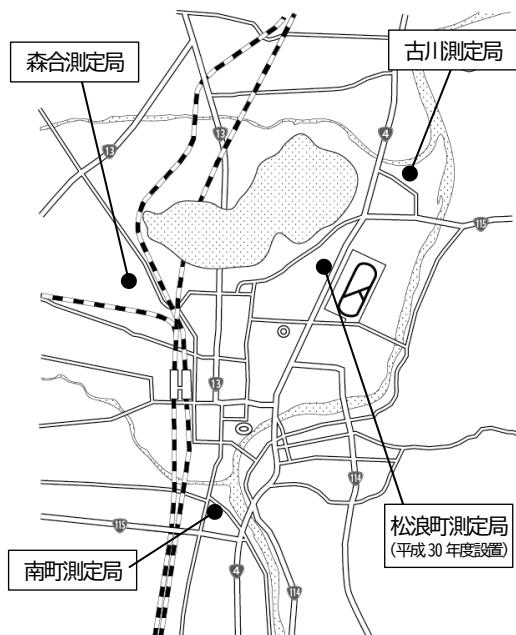
微小粒子状物質（PM2.5）は、森合測定局と古川測定局で測定を行っています。（表1-1-3、図1-1-1）

市内の4測定局は、県内及び全国の大気汚染常時監視システムのネットワークにより結ばれており、大気汚染測定局の測定結果は、そらまめ君（環境省大気汚染物質広域監視システム）などのWEBサイトで随時公開されています。

表1-1-3 大気汚染測定局の設置場所及び測定項目

監視測定局名	設置場所	測定項目									
		二酸化硫黄	一酸化炭素	(SPM)	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化窒素	炭化水素	(PM2.5)	微小粒子状物質	風度・風速
南町測定局	福島第一中学校（郷野目字向町17-2）	○		○	○	○				○	
森合測定局	森合小学校（森合字中谷地4-4）	○		○	○	○	○	○	○	○	○
古川測定局	福島第三中学校（古川44-2）			○	○	○	○		○	○	
松浪町測定局	福島第三小学校（松浪町3-46）			○	○		○	○		○	

図1-1-1 福島市における大気汚染測定地点図



松浪町局（外観）

## (2) 緊急時の対策について

大気汚染防止法においては、大気の汚染により地区住民に被害が生じるおそれがある場合、県知事がその事態を一般に周知すること、著しく大気を汚染するおそれのある事業者等に対して協力を求めることになっています。

近年は、微小粒子状物質(PM2.5)の呼吸器や循環器系への影響が指摘されるようになり、福島県内でPM2.5の濃度が上昇した場合には、関係機関への情報提供や市民への広報を行うこととしています。

### ① 光化学スモッグ及び硫黄酸化物対策

光化学スモッグ及び硫黄酸化物対策については、「福島県大気汚染緊急時対策要綱」に基づき、注意報、警報または重大警報が発令された場合には、発令機関である地方振興局から関係機関を通じて、学校や一般住民などに周知するとともに、本市は、排ガス量が毎時1万Nm<sup>3</sup>以上の工場・事業場等に対して、注意報等の発令の区分に応じて、燃料使用量、ばい煙排出量の削減などを要請・命令することになっています。しかし、これまで市内において光化学スモッグ注意報が発令されたことはありません。

また、かつては大気汚染の大きな原因であった硫黄酸化物ですが、燃料の低硫黄化や排煙の規制等によりその状況は大幅に改善され、県内における硫黄酸化物の濃度上昇の可能性は低い状況となっています。

表1-1-4に光化学スモッグの予報、注意報、警報及び重大警報発令基準、発令時の工場・事業場に対する措置を示しました。

### ② 微小粒子状物質(PM2.5) 対策

福島県内で微小粒子状物質(PM2.5)の濃度が上昇した場合には、福島県が策定した「PM2.5に係る対応について」に基づき福島県から「注意喚起」情報提供がなされ、本市においても「PM2.5に係る『注意喚起』情報提供を受けた際の対応マニュアル」に基づき、関係機関への情報提供や市民への広報を行うこととしています。

令和4年度は、県内で「注意喚起」情報提供はありませんでした。

表1-1-4 光化学スモッグ注意報等の発令・解除の基準及び工場・事業場に対する措置

区分	発令基準	工場・事業場に対する措置	解除基準
光化学スモッグ 予報	オキシダント濃度が0.1ppm(1時間値、以下同じ。)以上になり、かつ、上昇傾向にあるとき。	燃料等の使用量の削減準備の協力を要請する。 また、廃棄物等の不要不急の焼却自粛の準備を要請する。	オキシダント濃度が0.1ppm未満になり、かつ、悪化するおそれがないと認められるとき。 注意報が解除されたとき又は日没になったとき。
光化学スモッグ 注意報	オキシダント濃度が0.12ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。	燃料等の使用量の概ね20%の削減協力を要請する。 また、廃棄物等の不要不急の焼却自粛の準備を要請する。	オキシダント濃度が0.12ppm未満になり、かつ、悪化するおそれがないと認められるとき。 日没になったとき。
光化学スモッグ 警報	オキシダント濃度が0.24ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。	燃料等の使用量の概ね40%の削減協力を要請する。	オキシダント濃度が0.24ppm未満になり、かつ、悪化するおそれがないと認められるとき。
光化学スモッグ 重大警報	オキシダント濃度が0.4ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき。	燃料等の使用量の概ね40%の削減協力を命令する。	オキシダント濃度が0.4ppm未満になり、かつ、悪化するおそれがないと認められるとき。

備考 1 光化学スモッグ緊急時の発令期間は原則として毎年4月から9月までの間とし、注意報の発令は午後5時の測定値で最終判断し、原則として午後5時30分以降の発令は行わない。

### 3. 大気汚染の現況

工場・事業場などから排出されるばいじんや有害物質などの大気汚染物質の排出量が削減され、大気汚染物質の年平均値も光化学オキシダントを除き下降傾向にあります。

市内では4ヶ所の大気汚染測定局において機器による大気汚染の24時間常時監視が行われています。(表1-1-5) また、有害大気汚染物質、アスベストについても監視調査を行っています。

(関連資料 : p35 資料1)

#### (1) 大気汚染の常時監視結果

本市では、一般環境大気測定局として南町測定局、森合測定局及び古川測定局、自動車排出ガス測定局として松浪町測定局を設置し、4つの測定局で大気汚染の常時監視を行っています。

測定を行った大気汚染物質のうち、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質(SPM)、一酸化炭素及び微小粒子状物質(PM2.5)について、環境基準を達成しました。

光化学オキシダントについては、全国的な傾向と同様に環境基準が達成されていませんが、光化学スモッグ注意報等の発令には至りませんでした。

古川測定局の光化学オキシダント、微小粒子状物質は、機器の故障のため令和4年度は欠測となっています。

表 1-1-5 環境基準の達成状況

測定項目 測定局	南町局	森合局	古川局	松浪町局
二酸化硫黄	○	○	-	-
一酸化炭素	-	-	-	○
浮遊粒子状物質	○	○	○	○
光化学オキシダント	×	×	欠	-
二酸化窒素	○	○	○	○
微小粒子状物質	-	○	○	-

備考 光化学オキシダント：短期評価  
その他の項目：長期評価  
○：環境基準を達成した項目  
×：環境基準を達成できなかった項目  
欠：欠測した項目

#### (2) 有害大気汚染物質等の常時監視結果

##### ① 有害大気汚染物質

令和4年度は、12種類の物質について、一般環境調査と沿道調査をそれぞれ市内1地点で実施しました。

調査の結果、環境基準及び指針値を超過した物質はありませんでしたが、環境基準及び指針値が定められていないトルエンが、一般環境でやや高くなっています。

##### ② アスベスト

令和4年度は、市内2地点で一般環境大気中のアスベストのモニタリング調査を実施しました。

年間を通して、電子顕微鏡によるアスベストの同定が必要な総繊維数濃度(1本/Lを超える繊維数濃度)には達することはありませんでした。

## 4. 大気汚染防止対策

### (1) 特定工場等の届出状況

本市における大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設は、工場・事業所数 195、施設数 443、揮発性有機化合物排出施設は、工場・事業所数 1、施設数 1、一般粉じん発生施設は工場・事業所数 8、施設数 84、また、福島県生活環境の保全等に関する条例に基づくばいじんに係るばい煙発生施設は工場・事業所 3、施設数 5 となっています。市条例による粉じん発生施設は工場・事業所数 7、施設数 7 となっています。

なお、平成 29 年 8 月 16 日に「水銀に関する水俣条約」が発効したことにより、平成 30 年 4 月 1 日より改正大気汚染防止法が施行され、水銀排出施設が規制対象となりました。市内の対象工場・事業場数は 3、施設数 5 となっています。

(関連資料：p40 資料 2)

### (2) 特定粉じん排出等作業の届出状況

令和 4 年度は、27 件の特定粉じん排出等作業実施届出がありました。改善勧告や改善命令の対象となる案件はありませんでした。

令和 2 年度に公布された改正大気汚染防止法により、令和 3 年 4 月からすべての特定粉じん排出等作業が作業基準適用の対象となり、令和 4 年 4 月からは一定規模以上の解体・改修工事について事前調査結果の報告義務が課されるなど、規制が強化されました。

同改正法により、令和 5 年 10 月からは事前調査を行える者を有資格者に限定するなど、追加の規制も順次施行されることとなっています。



特定粉じん排出作業の養生検査

### (3) ばい煙排出の規制

#### ① 硫黄酸化物

硫黄酸化物の排出基準は、大気汚染防止法施行令で定める地域ごとに設定される K 値と、ばい煙発生施設ごとの排出口の高さをもとに一定の算式によって得られる 1 時間当たりの硫黄酸化物の排出量として示されます。

これは、硫黄酸化物の最大着地濃度を考慮して排出される硫黄酸化物の量を規制するものであり、K 値が小さいほど規制がきびしいということになります。この K 値規制は昭和 43 年 12 月の第 1 次規制から昭和 51 年 9 月の第 8 次規制まで改正強化され、本市の K 値の規制値は、17.5 となっています。

#### ② 窒素酸化物

二酸化窒素に係る環境基準を達成することを目標として、昭和 48 年大型施設（ボイラー、溶解炉、焼却炉等）を対象に、はじめて窒素酸化物の規制が実施されました。

その後、窒素酸化物低減技術の進歩に伴って、昭和 50 年 12 月に第 2 次、昭和 52 年 6 月に第 3 次、昭和 54 年 8 月に第 4 次、さらに昭和 58 年 9 月の第 5 次の規制強化が拡充された結果、大部分のばい煙発生施設が規制されることになりました。

---

#### (4) 自動車排出ガス対策

自動車排出ガスによる大気汚染は、道路沿線住民の生活環境の問題だけでなく、広域的には光化学オキシダント発生の大きな要因となります。

自動車排出ガス規制は、国内の要請や海外の規制強化を受け、規制強化が逐次行われており、その結果、ハイブリッド車、電気自動車、燃料電池自動車といったエコカーが誕生することとなりました。

エコカーの普及が自動車排出ガスによる大気汚染の軽減に大きな効果が期待されることから、新車購入及び電気自動車の充電設備などのインフラ整備に対する補助や税制上の特例措置が国により実施されています。

最近では、国の「大気環境配慮型 SS（愛称：e→AS）」（ガソリンスタンド）認定事業や、カーシェア及び軽電気自動車の普及推進（ゼロカーボン・ドライブ）といった新たな取り組みが進められています。

また、プラグインハイブリット車、電気自動車、燃料電池自動車は、住宅用蓄電池や非常用電源として利用できることから、これらの普及は大気汚染防止のみならず、再生可能エネルギー・レジリエンスの分野に大きな波及効果が期待されています。

本市では、次世代自動車普及推進事業として、道の駅つちゆの電気自動車用急速充電設備の設置、公用車にハイブリット車、電気自動車導入を行うなど、次世代自動車の普及推進に努めています。



燃料電池自動車（FCV）

## 第2節 悪臭

### 1. 悪臭の現況

悪臭は、騒音と同様に日常生活に關係の深い身近な感覚的公害です。令和4年度の総苦情件数38件のうち、悪臭の占める割合は5件、13.2%となっています。

なお、屋外でのごみの焼却について、悪臭を伴うものとして市に苦情が寄せられることがあります、屋外での不適切なごみの焼却行為（いわゆる野焼き）は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって禁止されています。

### 2. 悪臭防止対策

悪臭防止法に基づく規制地域は、昭和48年7月に指定され、その後、昭和54年4月及び平成3年11月に地域の見直しを行い、規制地域が拡大されました。（表1-2-1）

また、平成8年4月施行の同法の改正においては、従来の特定悪臭物質の濃度規制では十分な規制効果が見込まれない区域について、濃度規制の代わりに嗅覚測定法による規制ができるようになりましたが、現在、本市では該当する区域は指定していません。

同法による規制物質及び基準は表1-2-2に示す通りですが、規制の対象とする工場、事業場は特に定めていないため、規制地域内の全ての工場、事業場等から発生する悪臭物質について基準が適用されることとなります。規制地域内の工場、事業場は、敷地境界上（1号規制）、気体排出口（2号規制）、排出水（3号規制）のそれぞれについて規制され、それぞれの規制対象ごとに対象となる物質、規制基準が定められています。（図1-2-1）

なお、移動発生源や一時的に設置される作業場などは対象とされません。

また、悪臭防止法では、ゴム、プラスチック、廃油などの燃焼により悪臭が生じる物の野外焼却の禁止、污水が流入する水路等における悪臭発生の防止などについて規定しています。

表1-2-1 悪臭防止法に基づく規制地域

地域区分	該当地域（都市計画法に定める用途地域区分など）
A区域	1. 第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域 2. 桜木町のうち、4番及び14番から17番までの区域 3. 堀河町のうち、1番、2番、8番、9番の区域並びに東浜町のうち、7番から9番までの区域
B区域	商業地域（A区域の2に掲げる区域を除く）及び準工業地域（A区域の3に掲げる区域を除く）
C区域	工業地域及び工業専用地域

図1-2-1 悪臭防止法の規制の区分

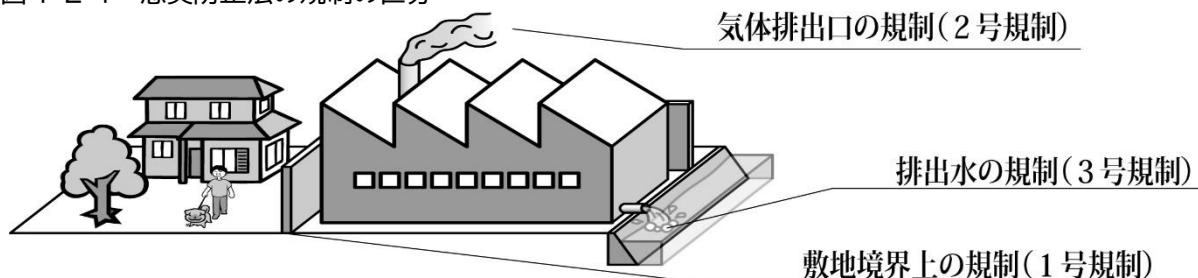


表 1-2-2 悪臭防止法に基づく規制基準

1 敷地境界線（1号規制）及び気体排出口（2号規制）における規制基準

特定悪臭物質名	1号規制 (ppm)			2号規制が適用される物質
	A区域	B区域	C区域	
アンモニア	1	2	5	○
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01	
硫化水素	0.02	0.06	0.2	○
硫化メチル	0.01	0.05	0.2	
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1	
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07	○
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5	
スチレン	0.4	0.8	2	
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2	
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006	
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004	
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01	
トルエン	10	30	60	○
キシレン	1	2	5	○
酢酸エチル	3	7	20	○
メチルイソブチルケトン	1	3	6	○
イソブタノール	0.9	4	20	○
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5	○
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08	○
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2	○
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05	○
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01	○

備考 1 敷地境界線における基準は、各物質とも、A区域は臭気強度 2.5、B区域は臭気強度 3.0、C区域は臭気強度 3.5 相当の濃度である。

2 気体排出口における規制基準は、敷地境界線における規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第3条に定める方法により、特定悪臭物質の種類ごとに算出される。

2 排出水（3号規制）における規制基準

排出水量 (Q) (m <sup>3</sup> /s)	Q ≤ 0.001			0.001 < Q ≤ 0.1			0.1 < Q			
	A区域	B区域	C区域	A区域	B区域	C区域	A区域	B区域	C区域	
特定悪臭物質名	メチルメルカプタン	0.03	0.06	0.2	0.007	0.01	0.03	0.002	0.003	0.007
	硫化水素	0.1	0.3	1	0.02	0.07	0.2	0.005	0.02	0.05
	硫化メチル	0.3	2	6	0.07	0.3	1	0.01	0.07	0.3
	二硫化メチル	0.6	2	6	0.1	0.4	1	0.03	0.09	0.3

備考 規制基準は排水中の濃度 (mg/L) による。

## 第3節 水質汚濁

### 1. 環境基準について

公共用水域の環境基準（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法第16条の規定に基づいて定められています。

「人の健康の保護に関する環境基準」（健康項目）として、カドミウム、シアン、鉛などの有害物質27項目について基準値が定められており、すべての公共用水域に一律に適用されています。（表1-3-1）

「生活環境の保全に関する環境基準」（生活環境項目）として、生物化学的酸素要求量（BOD）等の5項目について基準値が定められていますが、これらの基準値はすべての河川に一律に適用されるものではなく、その利水目的等に応じて6類型に区分され、類型ごとに環境基準が設定されており、市内では5河川で水域類型が指定されています。（表1-3-2、表1-3-3）

平成15年11月には、生活環境項目のうち水生生物の保全に係る項目として全亜鉛が追加（平成15年11月5日環境省告示123号）され、本市においては、摺上川、小国川の2河川が類型指定されています。

その後、ノニルフェノール（平成24年8月環境省告示第127号）、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）（平成25年3月環境省告示第30号）が追加されました。

また、ただちに環境基準項目とせず引き続き知見の集積に努めるべきと判断される物質のうち、人の健康の保護に関連する物質及び水生生物の保全に関連する物質として「ペントフルオロオクタンスルホン酸（以下、PFOS）及びペントフルオロオクタン酸（以下、PFOA）」（令和2年5月28日環境省水・大気環境局長通知）が「要監視項目」として追加されました。（表1-3-4）

なお、生活環境項目である大腸菌群数については、新たな衛生微生物指標として大腸菌数への見直し（令和3年10月7日環境省告示第62号）が行われ、令和4年4月より施行されています。

地下水については、カドミウム、シアン、鉛などの28項目が環境基準として定められています。（表1-3-5）

表1-3-1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	チラム	0.006 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふつ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。

3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、測定された硝酸性イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと亜硝酸性イオン濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

表 1-3-2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河川（湖沼を除く。）

ア

類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	20 CFU/100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	300 CFU/100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5 mg/L以上	1,000 CFU/100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L以下	50 mg/L以下	5 mg/L以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L以下	100 mg/L以下	2 mg/L以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L以上	—

備考 1 基準値は、日間平均値とする。  
 2 農業利水点については、水素イオン濃度6.0 以上7.5 以下、溶存酸素量5mg/L 以上とする。  
 3 MPNとは、大腸菌群数の測定方法のこと（最確法による定量法）

(注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの。  
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの。  
 水道3級：前処理を伴う高度の浄水処理を行うもの。  
 3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 水産3級：コイ、フナ等、 $\beta$ -中腐水性水域の水産生物用  
 4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの  
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度。

イ (水生生物の保全に係る環境基準)

類型	水 生 生 物 の 生 息 状 況 の 適 応 性	基 準 値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	L A S
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

備考 1 基準値は、年間平均値とする。  
 2 LAS：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

表 1-3-3 水質汚濁に係る環境基準の類型あてはめ一覧表

水系名	水 域	類型	達成期間	指定年月日
阿武隈川	阿武隈川中流（2）（五百川合流点から内川合流点まで）	B	5年以内	S46.5.25 閣議決定
	荒川（日ノ倉橋より上流）	A※	直ちに	H18.3.24 県告示277号
	荒川（日ノ倉橋より下流）	A※	//	H21.3.23 県告示189号
	松川	A※	//	H18.3.24 県告示277号
	揖上川	A・生物A	//	//
	広瀬川（館の腰橋より上流及び小国川）	A・生物B	//	//

※ 水素イオン濃度（pH）に係る基準値は適用しない。

表1-3-4 水質要監視項目及び指針値

## 1 人の健康の保護に関連する物質

項目	指針値	項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L以下	クロロタロニル	0.05 mg/L以下	フタル酸ジチルヘキシル	0.06 mg/L以下
トランス1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	プロピザミド	0.008 mg/L以下	ニッケル	-
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下	EPN	0.006 mg/L以下	モリブデン	0.07 mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下	ジクロルボス	0.008 mg/L以下	アンチモン	0.02 mg/L以下
イソキサチオノン	0.008 mg/L以下	フェノブカルブ	0.03 mg/L以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下
ダイアジノン	0.005 mg/L以下	イプロベンホス	0.008 mg/L以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L以下
フェニトロチオン(MEP)	0.003 mg/L以下	クロルニトロフェン	-	全マンガン	0.2 mg/L以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L以下	トルエン	0.6 mg/L以下	ウラン	0.002 mg/L以下
オキシン銅(有機銅)	0.04 mg/L以下	キシレン	0.4 mg/L以下	PFOS 及びPFOA	0.00005 mg/L以下

(注1) クロルニトロフェン、ニッケルの指針値は設定しないこととする。  
 (注2) PFOS及びPFOAの指針値については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

## 2 水生生物の保全に関連する物質（河川及び湖沼）

類型	指針値					
	クロロホルム	フェノール	ホルムアルデヒド	4-t-オクチルフェノール	アニリン	2,4-ジクロロフェノール
生物A	0.7 mg/L以下	0.05 mg/L以下	1 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.02 mg/L以下	0.03 mg/L以下
生物特A	0.006 mg/L以下	0.01 mg/L以下	1 mg/L以下	0.0007 mg/L以下	0.02 mg/L以下	0.003 mg/L以下
生物B	3 mg/L以下	0.08 mg/L以下	1 mg/L以下	0.004 mg/L以下	0.02 mg/L以下	0.03 mg/L以下
生物特B	3 mg/L以下	0.01 mg/L以下	1 mg/L以下	0.003 mg/L以下	0.02 mg/L以下	0.02 mg/L以下

表1-3-5 地下水の水質汚濁に係る環境基準及び汚染の有無の判断基準

項目	環境基準	判断基準	項目	環境基準	判断基準
カドミウム	0.003 mg/L以下	検出されないこと	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	検出されないこと
全シアン	検出されないこと	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L以下	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	検出されないこと
六価クロム	0.02 mg/L以下	検出されないこと	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	検出されないこと
砒素	0.01 mg/L以下	検出されないこと	1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg/L以下	検出されないこと
総水銀	0.0005 mg/L以下	検出されないこと	チウラム	0.006 mg/L以下	検出されないこと
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L以下	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L以下	検出されないこと
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	検出されないこと	セレン	0.01 mg/L以下	検出されないこと
クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L以下	検出されないこと	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	検出されないこと
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	検出されないこと	ふつ素	0.8 mg/L以下	検出されないこと
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	検出されないこと	ほう素	1 mg/L以下	検出されないこと
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	検出されないこと	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	検出されないこと

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。  
 2 「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。  
 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと亜硝酸イオン濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

## 2. 水質汚濁の現況

本市を流れる河川は、そのほとんどが吾妻山系に水源をもち、東に流れながら市街地に入り、阿武隈川に流入します。

阿武隈川に注ぐ市内河川の水質汚濁の要因は、工場・事業場等からの排水や一般家庭からの生活雑排水等です。

水質の改善には、工場・事業場の自主的排水改善、行政の監視指導の強化などによる汚濁負荷量の低減、公共下水道の整備促進、生活排水対策の推進、水質汚濁防止のための啓発等、総合的な対策を講じる必要があります。

### (1) 公共用水域の水質調査結果

令和4年度の公共用水域の水質調査は、阿武隈川支流の17河川23地点で実施し、そのうち8地点は福島県水質測定計画に基づき調査を実施しています。なお、平成24年度まで瀬上橋（摺上川）、松川橋（松川）として市独自に調査を実施していた地点は、平成25年度より、福島県水質測定計画に基づく調査地点への移行に伴い、いずれも阿武隈川合流前と地点名を変更しています。

環境基準及び準用基準（流入河川の環境基準を準用した基準）の達成率を有機汚濁の代表的な指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）75%水質値でみると、96%（令和3年度96%）でした。

市内の河川の水質汚濁の主な要因は、工場・事業場等からの排水及び一般家庭からの生活雑排水等であり、特に家庭からの生活排水が集約される河川についてこの傾向が強く見られます。

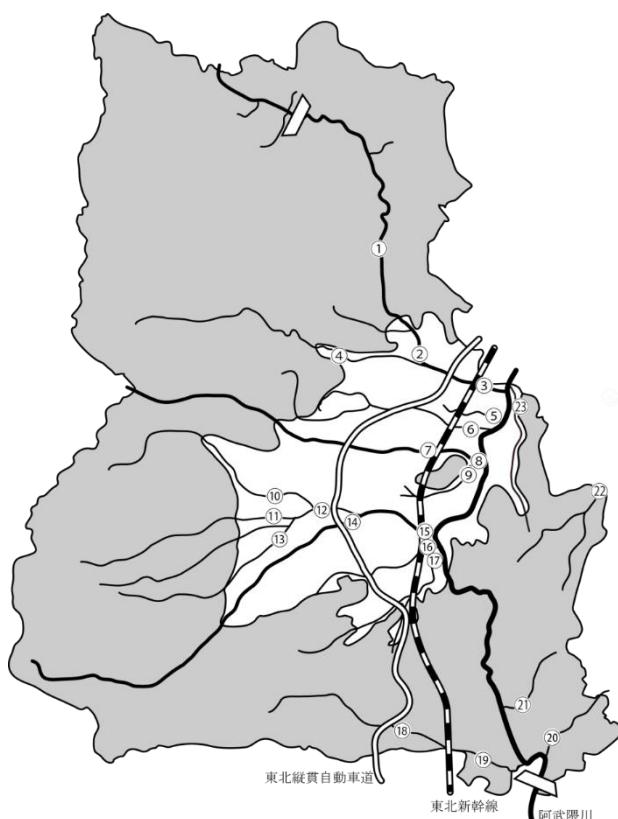
環境基準の達成率が100%なるなど、都市部やその近郊においては公共下水道の整備に伴う水質の改善が見られる一方で、公共下水道の整備が遅れている地域での水質汚濁が目立っています。

福島県水質測定計画に基づき調査を実施した8地点では、水生生物の保全に係る環境基準項目である全亜鉛、ノニルフェノール及びLAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）の調査を実施しました。

また、摺上川、松川及び濁川でカドミウム等の健康項目の調査を実施しましたが、環境基準値を超過して検出された項目はありませんでした。

（関連資料：p4 1資料3～p4 9資料8）

図1-3-1 公共用水域水質調査地点図



No	水域名 (河川名)	測定地点
1		増沢橋
2	摺上川	十綱橋 ※
3		阿武隈川合流前 ※
4	小川	上小川橋
5	蛭川	上新田橋
6	八反田川	八反田橋 ※
7		信夫大橋
8	松川	阿武隈川合流前 ※
9	祓川	松川合流点前
10	天戸川	天戸橋
11	須川	須川橋 ※
12		館の下橋
13	鍛冶屋川	白津川合流点前
14		仁井田橋
15	荒川	信夫橋
16	大森川	濁川合流点前
17	濁川	大森川合流点前 ※
18	水原川	熊田橋
19		下藤内橋 ※
20	女神川	新鶴巣橋 ※
21	立田川	立田川橋
22	小国川	伊達市との境界
23	胡桃川	向瀬上駅付近

※は、福島県水質測定計画に基づく調査地点。

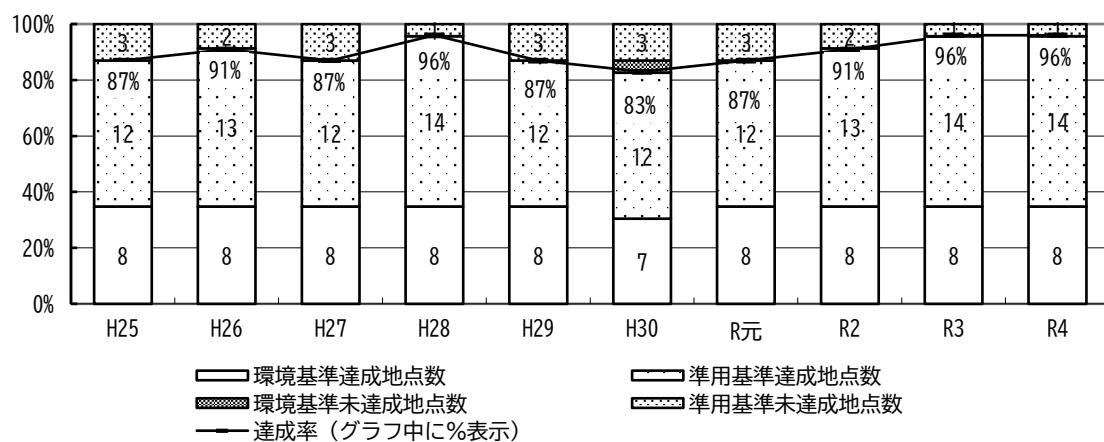
表1-3-6 公共用水域水質測定地点の環境基準及び準用基準(生活環境項目)

No.	水域名 (河川名)	測定地点	水域類型		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数 CFU/100 mL	備 考
			環境基準	準用基準						
1	摺上川	増沢橋	A	-	6.5~8.5	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	300以下	阿武隈川へ流入
2		十綱橋								
3		阿武隈川合流前								
4	小川	上小川橋	-	A	6.5~8.5	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	300以下	摺上川へ流入
5	蛭川	上新田橋	-	B	6.5~8.5	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5.0 mg/L以上	1,000以下	阿武隈川へ流入
6	八反田川	八反田橋	-	B	6.5~8.5	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5.0 mg/L以上	1,000以下	阿武隈川へ流入
7	松川	信夫大橋	A	-	-	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	300以下	阿武隈川へ流入
8		阿武隈川合流前								
9	祓川	松川合流点前	-	A	-	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	300以下	松川へ流入
10	天戸川	天戸橋	-	A	-	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	300以下	須川へ流入
11	須川	須川橋	-	A	-	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	300以下	荒川へ流入
12		館の下橋								
13	鍛冶屋川	白津川合流点前	-	A	-	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	300以下	須川へ流入
14	荒川	仁井田橋	A	-	-	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	300以下	阿武隈川へ流入
15		信夫橋								
16	大森川	濁川合流点前	-	B	6.5~8.5	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5.0 mg/L以上	1,000以下	濁川へ流入
17	濁川	大森川合流点前	-	B	6.5~8.5	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5.0 mg/L以上	1,000以下	阿武隈川へ流入
18	水原川	熊田橋	-	B	6.5~8.5	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5.0 mg/L以上	1,000以下	阿武隈川へ流入
19		下藤内橋								
20	女神川	新鶴巣橋	-	B	6.5~8.5	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5.0 mg/L以上	1,000以下	阿武隈川へ流入
21	立田川	立田川橋	-	B	6.5~8.5	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5.0 mg/L以上	1,000以下	阿武隈川へ流入
22	小国川	伊達市との境界	A	-	6.5~8.5	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	300以下	広瀬川へ流入
23	胡桃川	向瀬上駅付近	-	B	6.5~8.5	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5.0 mg/L以上	1,000以下	阿武隈川へ流入

～参考～ 阿武隈川(福島市内)の環境基準 B類型【阿武隈川中流(2)(五百川合流点から内川合流点まで)】

備考 1 基準値は、生物化学的酸素要求量(BOD)については75%水質値、その他の項目については年間平均値とする。  
 2 準用基準は、環境基準が設定されていない河川について、流入先河川の環境基準を準用する。  
 3 水素イオン濃度(pH)の基準値は、松川、荒川及びこれらの河川に流入する河川については、設定されていない。

図1-3-2 環境基準及び準用基準の達成率(BOD75%水質値)

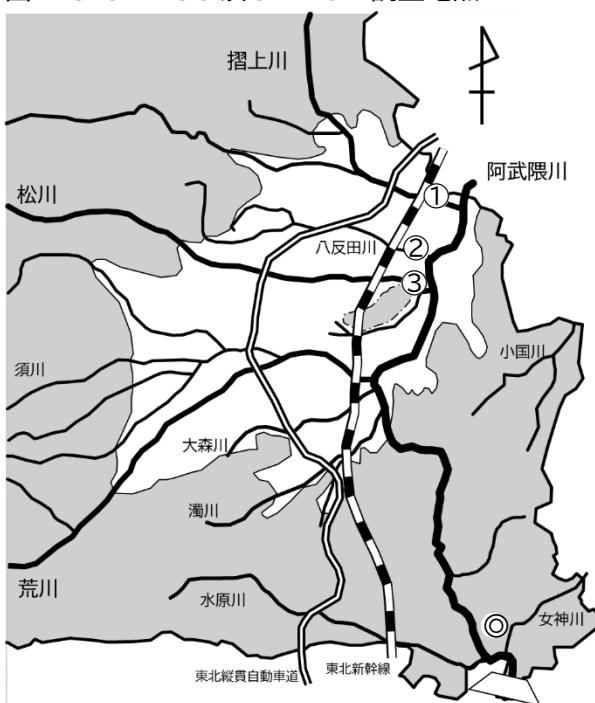


## (2) 公用用水域におけるその他の有害物質調査結果

直ちに環境基準項目とせずに引き続き知見の集積に努めるべきと判断される物質のうち、人の健康の保護に関する物質及び水生生物の保全に関連する物質として、令和2年にペントフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペンタフルオロオクタン酸(PFOA)が追加されました。

令和4年度は、河川3地点、地下水1地点で調査を実施しましたが、いずれの調査でも指針値の超過はありませんでした。(関連資料:p50資料9)

図1-3-3 PFOS及びPFOA調査地点



項目	No.	調査地点名
河川	①	摺上川(幸橋上流)
	②	八反田川(阿武隈川合流前)
	③	松川(松川橋上流)
地下水	◎	飯野町明治地内

### (3) 地下水の水質調査結果

令和4年度は、福島県水質測定計画に基づき、概況調査（ローリング方式）を1地点、概況調査（定点方式）を2地点、継続監視調査を32地点で実施しました。

（関連資料：p51資料10）

表1-3-7 地下水水質調査結果（概要）

調査結果	調査区分		概況調査		継続監視調査	汚染井戸周辺地区調査	計
	ローリング方式	定点方式					
調査地点数		1	2	32	0	35	
調査結果の内訳及び地 点数	汚染されていない	0	2	10	0	12	
	環境基準値以下	0	0	18	0	18	
	環境基準値超過	1	0	4	0	5	
	内訳	新たに超過	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
飲用井戸		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
概況調査（ローリング方式）：県内を10km四方のメッシュに区分し、各メッシュから1地点を選定して調査を実施する。平成20年度までは「メッシュ調査」の名称で実施。							
概況調査（定点方式）：有害物質を使用又は製造している工場・事業場の構内にある井戸又はその周辺の井戸で調査を実施する。平成20年度までは「有害物質使用等工場・事業場周辺調査」の名称で実施。							
継続監視調査：過去に汚染が認められた地点で継続して調査を実施する。平成20年度までは「定期モニタリング調査」の名称で実施。							

#### ① 概況調査（ローリング方式）、汚染井戸周辺地区調査

概況調査（ローリング方式）を実施した黒岩地区で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素が検出され、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準値を超過しました。

当地区は、過去の調査で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準値を超過していることが確認されていることから、汚染井戸周辺地区調査は実施しませんでした。

その他の項目は検出されませんでした。

#### ② 概況調査（定点方式）

有害物質を使用または製造をしている工場等の周辺の井戸において概況調査（定点方式）を実施しましたが、汚染物質は検出されませんでした。

#### ③ 継続監視調査

継続監視調査を実施した32地点のうち、4地点で汚染物質が環境基準値を超えて検出されました。が、新たに環境基準値を超えて検出された地点はありませんでした。

### 3. 水質汚濁防止対策

#### (1) 水質汚濁防止法等に基づく規制及び監視

河川及び地下水の水質については、水質汚濁防止法に基づき福島県が作成した「水質測定計画」により常時監視を行うとともに、市独自でも河川の水質測定を行い監視しています。

水質汚濁防止法に基づく届出がされた特定事業場や「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づく排水指定施設からの排出水による公共用水域の水質汚濁の防止にあたっては、立入調査等により、その指導監視を行っています。

特定事業場からの排水に対しては、法による全国一律の排水基準とあわせ、上乗せ排水基準（県条例）が定められているほか、排水指定施設についても「福島県生活環境の保全等に関する条例」による排水基準が定められています。

#### (2) 特定事業場等届出状況及び排水基準監視調査結果

水質汚濁防止法に基づく特定事業場の届出状況は、令和5年3月31日現在で595事業場となっており、このうち排水規制の対象となる事業場は108事業場となっています。

また、令和4年度は77件（55事業場）で排水基準監視調査を実施しました。そのうち11件（8事業場）で排水基準不適合またはそのおそれがあり、該当する事業場に対しては、排水処理施設の改善及び維持管理を徹底するよう行政指導を行いました。

さらに、福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく排水基準監視調査を13件（10事業場）で実施しましたが、排水基準不適合の事業場は、ありませんでした。

（関連資料：p52資料11）

#### (3) 特定事業場排出水の自主測定

特定事業場から排出される排出水については、水質汚濁防止法及び県条例により自主測定の実施と、その結果の記録、保存が義務付けられています。また、「阿武隈川流域に係る特定事業場の排出水自主測定指導要領」により自主測定の結果を市に報告するよう指導しています。

なお、排出水の自主測定を実施しなければならない特定事業場の規模は次のとおりです。

1. 工場、事業場から排出する排出水量が1日あたり平均30m<sup>3</sup>以上のもの。
2. 工場、事業場から排出する排出水量が1日あたり平均30m<sup>3</sup>以下であっても、排出先の河川等の水質が著しく悪化するおそれのあるもの。
3. 有害物質を有するか、又はそのおそれのある排出水を排出するおそれのあるもの。

また、排出水量が1日あたり平均500m<sup>3</sup>以上の事業場では排出水の量を連続して測定することとしています。

測定の方法、頻度は表1-3-8に示すとおりです。特定事業場における公害防止管理者、又は公害防止監督者の責任において行い、測定技術者及び測定機器の整備をしていない事業場については、他の機関に委託して行うこととなっています。

表1-3-8 工場・事業場における自主測定の測定項目及び頻度

工場・事業場排水の排出量の程度	測定項目		水質の測定頻度
	水質	水量	
有害物質を含む排出水を排出するもの（500m <sup>3</sup> /日以上のものについては下記による）	○		月1回以上
30m <sup>3</sup> /日 以上 500m <sup>3</sup> /日未満のもの	○		月1回以上
500m <sup>3</sup> /日 以上 1,000m <sup>3</sup> /日未満のもの	○	○	月1回以上
1,000m <sup>3</sup> /日 以上のもの	○	○	月2回以上
備考 ○印は該当する測定項目を示す。			

#### (4) 生活排水対策の推進

本市では、平成2年6月の水質汚濁防止法の改正を受け、平成3年2月、生活排水対策を推進し、快適な水環境を保全するため、庁内組織である福島市生活排水浄化対策推進連絡会議を設置しました。

この連絡会議は、令和3年現在、福島市環境政策推進連絡会議として、生活排水対策を含めた環境の保全に関する環境施策の総合調整を図っています。

また、平成4年3月、公共用水域の水質の保全を図り、市民の快適な生活環境を確保することを目的として、「福島市生活排水浄化対策推進基本方針」を定め、この基本方針に基づき、公共下水道の整備の他、農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置整備事業などの施策を推進するとともに、市民の生活排水対策の啓発に努めています。

##### ① 公共下水道の整備の推進、促進

都市の健全な発展と公衆衛生の向上、居住環境の改善、そして公共用水域の水質悪化の防止には、市街地で発生する汚水を処理するための公共下水道は、欠くことのできない重要な施設です。

本市では、公共下水道の整備の推進とあわせて、福島市を含む2市2町による「阿武隈川上流流域下水道事業」の整備の促進に努めています。

また、都市部を流れる河川の周辺では、水質の浄化とあわせて周辺環境と調和した水辺環境を整備しています。

現在、3,949haの区域で供用を開始しており、污水処理人口普及率は89.4%となっています。(令和5年3月31日現在)



せせらぎが整備された祓川

##### ② 公共下水道整備区域外における施策

農村地域では、河川、農業用排水の水質保全などを目的とした「農業集落排水事業」を推進しており、本市では小田、山口の2地区で実施しています。小田地区(事業区域98.8ha)については平成11年度、山口地区(事業区域213.0ha)については平成16年度に事業が完了しました。

また、公共下水道などの集合処理施設の整備が及ばない地域では、し尿と生活雑排水をあわせて処理する合併処理浄化槽の普及推進に努めています。

#### (5) 広瀬川流域生活排水対策推進協議会

平成5年2月19日付け福島県告示第206号により、水質汚濁防止法第14条の7第1項の規定に基づき、福島市、梁川町、保原町、靈山町、月館町、川俣町、の1市5町の区域のうち、広瀬川及びこれに流入する河川の流域が「広瀬川流域生活排水対策重点地域」に指定されました。

これに伴い、平成5年度に1市5町で広瀬川流域生活排水対策推進協議会を設置し、生活排水対策を推進するための計画である「広瀬川流域生活排水対策推進計画」を策定し、重点的な対策を推進してきました。なお、梁川町、保原町、靈山町、月館町の4町は合併により平成18年1月1日付で伊達市となり、以降2市1町において推進しています。

本市では、広瀬川に流入する小国川流域が指定されていますが、現在では小国川の水質は改善され、ここ数年環境基準を達成している状況にあります。

## (6) 水道水源保護条例

水は、私たちが生活する上で基本となるものです。

市民の健康及び生命を守るためにには、将来にわたってきれいで安全な飲み水を確保する必要があり、水道水源を保護することは、極めて重要です。

この条例は、水道水源を保護するため、水源保護地域内において水質を著しく汚濁するおそれのある事業場の立地を規制する内容となっています。

現在、水道水源保護地域として、摺上川ダム水源保護地域と茂庭地区簡易水道水源保護地域の 2 ケ所が指定(平成 15 年 6 月指定)されています。

また、市長の諮問機関として、平成 15 年 2 月より水道水源保護審議会が設置されています。

同審議会は委員 8 名で構成され、水道水源を保護するため、水道水源保護地域内で水質を著しく汚濁するおそれのある事業場の立地の計画があった場合に、調査審議する機関であり、市長が水道水源保護地域を指定するなどの重要な判断にあたっては、同審議会の意見を聞くことになっています。



摺上川ダム水源保護地域指定標識

### ○水道水源保護審議会委員名簿

氏名	職業等
○ 安倍 真知子	ふくしま未来農業協同組合女性部 福島地区部長
今井 理基夫	福島県弁護士会福島支部 弁護士
川越 清樹	国立大学法人福島大学共生システム理工学類 教授
佐藤 圭子	福島商工会議所女性会 副会長
高木 鉄哉	福島森林管理署 署長
花房 誠	特定非営利活動法人茂庭つ湖の郷 理事長
◎ 福島 哲仁	公立大学法人福島県立医科大学医学部 教授
村島 勤子	福島市婦人団体連絡協議会 会長

備考 1 ○会長 ○副会長

2 任期 令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

3 名簿は五十音順、敬称略、令和 5 年 4 月 1 日現在

## 第4節 騒音・振動

### 1. 環境基準について

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条の規定に基づき、生活環境を保全し人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として定められています（平成10年9月30日環境庁告示第64号）。

この基準は、騒音の発生源ごとに、一般環境騒音（一般地域及び道路に面する地域）、新幹線鉄道騒音についてそれぞれ定められており、県知事が地域の指定と類型のあてはめを行うことになっています。

本市では都市計画法に基づく用途地域区分にしたがって類型をあてはめています。（表1-4-1）

なお、振動についての環境基準は定められていません。

新幹線鉄道騒音に係る環境基準は、新幹線の軌道中心の両側へ300mの地域について、用途地域の区分にしたがって類型I及び類型IIのあてはめがなされています。（表1-4-2～表1-4-5）

本市では、昭和52年12月に環境基準の類型指定が行われました。

振動については、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」（昭和51年3月環境庁長官勧告）で、緊急に振動源及び障害防止対策が必要な振動レベル指針値として70dBの値が示されています。

高速道路については、環境基準が適用されない区間が多く、その区間では、道路に面する地域のB地域（2車線以上の車線を有する道路に面する地域）の基準により評価を行っています。

表1-4-1 騒音に係る環境基準

#### ア 一般地域（道路に面しない地域）

地域 類型	時 間 の 区 分		該当地域（都市計画法に定める用途地域区分）
	昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)	
A A	50デシベル以下	40デシベル以下	—
A	55デシベル以下	45デシベル以下	第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域
B	55デシベル以下	45デシベル以下	第1種・第2種住居地域、準住居地域
C	60デシベル以下	50デシベル以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

備考 1 A Aをあてはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集中して設置されるなど、特に静穏を要する地域とする。  
2 Aをあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。  
3 Bをあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。  
4 Cをあてはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

#### イ 道路に面する地域

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60 デシベル以下

#### ウ 幹線交通を担う道路に近接する空間（イの特例）

基 準 値	
昼間（6時～22時）	夜間（22時～6時）
70デシベル以下	65 デシベル以下

備考：個別の住居において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

※「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下の車線数の区分に応じた道路端からの距離によって特定された範囲をいう。

- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
- (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

表 1-4-2 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	環境基準	該当地域（都市計画法に定める用途地域区分）
I	70デシベル以下	第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、 第1種・第2種住居地域、準住居地域、 用途地域以外の地域であって新幹線の付近に住居が存在する地域
II	75デシベル以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び用途地域以外の地域であって I以外の地域
備考 トンネル上部、河川敷、工業専用地域等については適用されない。		

表 1-4-3 新幹線鉄道に係る環境基準達成目標期間

新幹線鉄道の沿線区域の区分	達成目標期間			
	既設新幹線鉄道に係る期間	工事中新幹線鉄道に係る期間	新設新幹線鉄道に係る期間	
a 80デシベル以上の区域	3年以内	開業時ただちに	開業時ただちに	
b 75デシベルを超える 80デシベル未満の区域	イ 7年以内	開業時から3年以内		
	□ 10年以内			
c 70デシベルを超える 75デシベル以下の区域	10年以内	開業時から5年以内		

表 1-4-4 新幹線鉄道騒音に係る環境基準類型指定地域概要

区分	類型等 指定対象 面積 (km <sup>2</sup> )	類型 I の地域		類型 II の地域	
		面積 (km <sup>2</sup> )	比率 (%)	面積 (km <sup>2</sup> )	比率 (%)
上り線側（東側）	2.84	1.71	60.19	1.13	39.81
下り線側（西側）	2.84	1.99	70.03	0.85	29.97
計	5.68	3.70	65.09	1.98	34.91

備考 指定対象面積 = [19.27km (市内線路延長) - (トンネル・架橋等延長) 9.81km] × 300m = 2.84 km<sup>2</sup>

表 1-4-5 東北新幹線県内構造別延長距離（開業当時）

区分	線路延長	構造物					両側 300m以内の 住居（戸）
		高架橋	トンネル	橋 梁	路 盤	駅部高架橋及び基地等	
県内(A)	102.38km	47.73km	35.38km	8.83km	10.44km	新白河駅、郡山駅、保守基地、ターミナル	14,715戸(うち駅山5,250戸)
福島市(B)	19.27km	9.23km	7.31km	2.50km	0.23km	福島駅、保守基地	6,601戸
(B) / (A)	18.80%	19.30%	20.70%	28.30%	2.20%		44.90%



東北新幹線（福島駅）

## 2. 騒音・振動の現況

騒音・振動は、住工混在地域にある特定工場及び特定建設作業を中心に被害が発生したため、その規制・対策を講じてきましたが、規制対策が進んだことにより従来の発生源からの被害が出ることは少なくなりました。

しかし、近年の傾向として、発生源の多様化と快適な環境を求める住民意識の高揚により、生活環境と密接な関係のある発生源からの被害が苦情として市に寄せられています。

(関連資料：p53資料12～p57資料16)

### (1) 騒音・振動調査結果

#### ① 環境騒音

県が定めた「環境騒音調査実施要領」に基づき、昭和57年度以降類型区分ごとに調査地点を定めて、環境騒音調査を実施しています。

令和4年度は8地点で調査を実施しましたが、環境基準を超過した地点はありませんでした。

#### ② 自動車交通騒音・振動

自動車交通騒音については、自動車交通量の増大、流通手段の進展等により、全国的な傾向として交通量の多い主要幹線道路周辺で高い関心が持たれています。

令和4年度は、地点ごとの自動車交通騒音・振動を測定し評価する点的評価を12地点、併せて、道路端から50mの範囲内に存在する住居等について騒音レベルを推計し、環境基準の達成戸数とその割合を把握する面的評価を3路線で実施しました。

面的評価は、騒音規制法に基づく自動車交通騒音の常時監視に関する事務が県から市に移管されたことに伴い平成24年度から実施しています。

国道4号、国道13号において高い騒音レベルを示しており、環境基準を超過している地域がありました。

#### ③ 高速自動車道騒音

東北縦貫自動車道の騒音については、苦情の発生状況等に応じて実態調査を実施し、福島県高速交通公害対策連絡会議を通じて東日本高速道路株式会社（旧：日本道路公団）に遮音壁の設置等の騒音防止対策の実施を要望しています。

遮音壁の設置等が進んだことにより、最近は沿線からの苦情は少なくなっています。

令和4年度は、3地点で騒音調査を実施しました。

#### ④ 東北新幹線鉄道騒音・振動

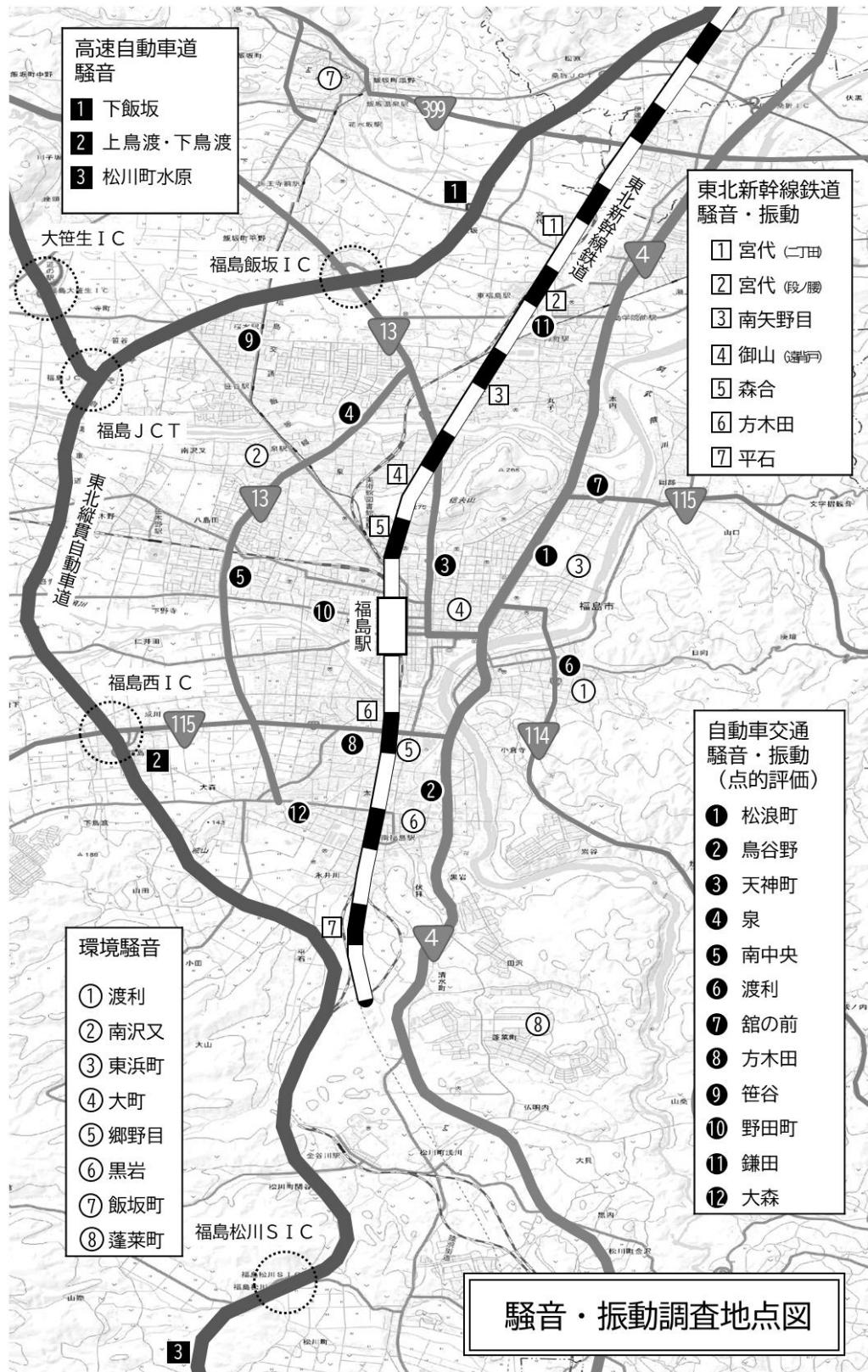
東北新幹線鉄道の騒音・振動については、経年的に調査を実施するとともに、苦情の発生状況等に応じて実態調査を実施しています。

令和4年度は7地点で騒音・振動の調査を実施し、全地点で環境基準を超過しました。

開業以来、福島県高速交通公害対策連絡会議を通じて東日本旅客鉄道株式会社（以下、「JR東日本」。開業当時日本国有鉄道）にその対策を要望し、JR東日本では、防音壁の嵩上げ、走行車両の改良、レールの削正などの騒音・振動軽減対策を実施しています。

しかしながら、秋田新幹線の開通、新青森駅の開業等によりスピードアップが図られているなかで、福島駅通過車両の增加に伴い、通過車両から発生する騒音・振動に対する苦情が寄せられており、沿線の生活環境の悪化が懸念されています。

図 1-4-1 福島市騒音調査地点図



### 3. 騒音・振動防止対策

#### (1) 工場・事業場の騒音・振動

##### ① 騒音防止対策

本市における騒音の規制は、騒音規制法、福島県生活環境の保全等に関する条例及び福島市公害防止対策条例に基づいて行っています。

騒音規制法では、都市計画法により定められた用途地域の区分に準じて第1種から第4種までの「規制地域」を指定している一方で、県条例と市条例では市内全域を規制地域としており、それぞれの規制地域ごとに規制基準（表1-4-6）が設定されています。

また、法及び条例で規制される特定施設等は届出制となっており、特定施設等が設置されている工場・事業場について規制基準が適用されます。

##### ② 振動防止対策

本市における振動防止対策は、振動規制法に基づいて行っています。

振動規制法では、都市計画法により定められた用途地域の区分に準じて、第1種、第2種の「規制地域」を指定し、それぞれの規制地域ごとに規制基準（表1-4-7）が設定されています。

本市では、昭和54年3月に規制地域が指定され、最近では、平成12年4月にその見直しがされました。

また、法で規制される特定施設は届出制となっており、特定施設が設置されている工場・事業場について規制基準が適用されます。

なお、振動については、条例による規制は行われていません。

（関連資料：p58資料17）

表1-4-6 騒音規制法及び県条例に基づく工場・事業場に係る騒音規制基準 (単位：デシベル)

地域区分	時間の区分			該当地域（都市計画法に定める用途地域区分）
	昼間(7時～19時)	朝(6時～7時) 夕(19時～22時)	夜間(22時～6時)	
第1種区域	50	45	40	第1種・第2種低層住居専用地域
第2種区域	55(50)	50(45)	45(40)	第1種・第2種中高層住居専用地域、 第1種・第2種住居地域、準住居地域
第3種区域	60(55)	55(50)	50(45)	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、 用途地域以外の地域
第4種区域	65(60)	60(55)	55(50)	工業地域
第5種区域	75(70)	70(65)	65(60)	工業専用地域

備考 1 騒音レベルの測定場所は、原則として騒音特定工場等の敷地の境界線上とする。  
 2 ( )内の数字は、学校、病院、図書館、特別養護老人ホーム等、特別に静穏を要する施設の敷地の周囲おおむね50mの区域内における基準。  
 3 該当地域のうち下線を付した地域は、福島県生活環境の保全等に関する条例による規制地域。

表1-4-7 振動規制法に基づく工場・事業場に係る振動規制基準 (単位：デシベル)

地域区分	時間の区分		該当地域（都市計画法に定める用途地域区分）
	昼間(7時～19時)	夜間(19時～7時)	
第1種区域	60(55)	55(50)	第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、 第1種・第2種住居地域、準住居地域
第2種区域	65(60)	60(55)	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

備考 1 振動レベルの測定場所は、原則として振動特定工場等の住居に面する敷地の境界線上とする。  
 2 ( )内の数字は、学校、病院、図書館、特別養護老人ホーム等、特別に静穏を要する施設の敷地の周囲おおむね50mの区域内における基準。

## (2) 建設作業の騒音・振動

建設作業による騒音・振動は、法及び条例により用途地域の区分に準じて規制地域を指定しており、作業内容及び規制地域の区分に応じて基準が定められています。(表1-4-8)

また、指定地域内で法に定める特定建設作業及び条例に定める騒音指定建設作業を実施する際には届出が義務づけられており、その建設作業に伴って発生する騒音・振動が基準に適合しないことにより周辺の生活環境が著しくそこなわれると認めるときは、騒音防止の方法を改善し、または作業時間を変更すべきことを勧告できることになっています。

しかしながら、同作業は、災害、その他非常事態の発生などにより行う公共性が強いものも多く、非常時の際にはこれらの作業を規制から除外するなど配慮している面もあります。

なお、平成8年12月20日の騒音規制法施行令の一部改正により、平成9年10月1日から一定出力以上のバックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業についても特定建設作業の対象となりました。これに伴い福島県生活環境の保全等に関する条例の一部改正が平成10年3月31日に行われ、同年7月1日より施行されました。

最近は、低騒音・低振動型の工法が普及しつつあり、作業も一時的なものであるため、大型の重機を使用する作業についての苦情は比較的少なくなっています。その反面、ハンドブレーカーなど、手持ちの削岩機による騒音苦情の割合が増加傾向にあります。

(関連資料：p60資料18)

表1-4-8 特定建設作業及び騒音指定建設作業に係る規制基準

区域区分		騒音の規制基準	振動の規制基準	作業できない時間	1日あたりの作業時間	同一作業場所における作業時間	日曜・休日における作業
法規制	第1号区域	85デシベル	75デシベル	午後7時～翌午前7時	1日のうち10時間を超えないこと	連続して6日間を超えないこと	禁止
	第2号区域			午後10時～翌午前6時	1日のうち14時間を超えないこと		
	県条例規制(騒音のみ)		－	午後7時～翌午前7時	1日のうち10時間を超えないこと		

備考 1 基準が適用されるのは、騒音・振動規制法に基づく指定地域（法規制）及びその他の地域のうち学校、病院等の周囲80mの地域（条例規制）  
2 第1号区域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の全域、並びに工業地域のうち学校、病院等の周囲80m以内の区域。  
第2号区域：法に基づく規制地域のうち第1号区域を除く地域。  
なお、県条例に基づく規制では、区域の区分はない。  
3 基準を上回る騒音・振動を発生している場合に改善勧告又は命令を行うにあたり、防止対策のほかに、一日あたりの作業時間を表に掲げる時間から4時間までの範囲で短縮させることができる。  
4 表に掲げる基準は、開始した日に終わる建設作業については適用しない。また、災害その他非常事態の発生により特定建設作業等を緊急に行う必要がある場合なども適用しない。

## (3) 交通騒音・振動

### ① 自動車交通騒音・振動

自動車交通騒音については、騒音規制法第17条に基づいて同法に基づく規制地域及び道路の区分ごとに許容限度（要請限度）が定められており、自動車交通騒音がこの限度を超え、周辺の生活環境が著しくそこなわれる認められる場合には、都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるよう要請できることになっています。(表1-4-9)

道路交通振動についても、振動規制法第16条に基づき、振動規制法に基づく規制地域区分ごとに定める限度を超えることにより周辺の生活環境が著しくそこなわれていると認められるときは、道路管理者に対し道路の舗装、維持または修繕の措置をとるべきことを要請し、都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるよう要請できることになっています。(表1-4-10)

## ② 高速自動車道騒音

本市では、地域住民から苦情があった地域について、騒音の実態調査を実施し、県、沿線市町村で構成する福島県高速交通公害対策連絡会議を通じ、東日本高速道路（株）へ遮音壁の設置等による騒音軽減対策の実施を要望しています。

この結果、東日本高速道路（株）では令和4年度末までに延長24,601mの遮音壁を設置し、騒音の軽減に努めるとともに、吸音性のある高機能舗装の施工を進めています。

## ③ 東北新幹線鉄道騒音・振動

昭和57年6月開業以来、毎年東北新幹線に伴って発生する騒音等の実態調査を行い、その結果をもとに、福島県高速交通公害対策連絡会議を通じて、東日本旅客鉄道（株）に対して騒音・振動の軽減のための要望を行っています。

東日本旅客鉄道（株）では、防音壁の嵩上げやレールの削正、トンネル付近の緩衝工の施工などの地上対策を行うほか、車両改良による騒音・振動の軽減に努めています。

表1-4-9 騒音規制法に基づく自動車交通騒音の限度

地域区分	時間の区分	
	昼間(6時~22時)	夜間(22時~6時)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル
環境基準において規定された幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例	75デシベル	70デシベル

(注) 1. a区域をあてはめる地域は、第1種・第2種低層住居専用地域及び第1種・第2種中高層住居専用地域とする。  
2. b区域をあてはめる地域は、第1種・第2種住居地域及び準住居地域とする。  
3. c区域をあてはめる地域は、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とする。

表1-4-10 振動規制法に基づく道路交通振動の限度

地域区分	時間の区分		該当地域（都市計画法に定める用途地域区分）
	昼間(7時~19時)	夜間(19時~7時)	
第1種区域	65デシベル	60デシベル	第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域
第2種区域	70デシベル	65デシベル	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

備考 1 都道府県知事、道路管理者及び都道府県公安委員会の協議により、学校・病院等の周辺の道路の限度は5デシベル下げ、特定の既設幹線道路の夜間の第1種区域の限度は65デシベルとすることができます。  
2 振動の測定は、道路の敷地の境界線で行うものとする。



東北自動車道（松川パーキングエリア付近）

## (4) その他の騒音対策

### ① 深夜営業騒音及び近隣騒音

多種多様化している騒音問題のうち深夜営業騒音については、福島県生活環境の保全等に関する条例により地域を指定して、音量及び音響機器等について規制基準（表 1-4-11）を設け実態に即した行政指導を行っていますが、法的規制になじまない問題については教育や啓発を通じて騒音の防止に努めていく必要があります。

### ② 拡声器騒音

近年、商業等の宣伝周知のための移動放送（車両搭載）、街頭放送及び航空機からの放送が多くなっていますが、これらの拡声器の使用にあたっては、福島県生活環境の保全等に関する条例により使用基準が定められています。（表 1-4-12）

表 1-4-11 飲食店営業等に係る深夜騒音規制基準

地域区分	規制基準	該当地域（都市計画法に定める用途地域区分）
A区域	45（40）	第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域
B区域	55（50）	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

備考 1 騒音レベルの測定場所は、原則として営業所の敷地の境界線上とする。  
2 上記の規制は、午後10時から午前6時まで適用。  
3 ( ) 内の数字は、保育所、病院、特別養護老人ホーム等の周囲おおむね 50m の区域内における基準。

表 1-4-12 拡声器の使用基準

区分 項目	移動放送（車両搭載）	移動放送以外（街頭など）	航空機からの放送
騒音レベル等	音源直下地点から10mの距離で、地上1.2mの点で最大70デシベル未満	左に同じ	地上 1.2m の高さにおける測定値の最大値から 3 個のピーク値の平均が 70 デシベル未満
使用禁止時間	午後7時から翌日の午前7時まで	左に同じ	午後5時から翌日の午前9時まで（日曜日、祝日は午前10時まで）

## 第5節 有害化学物質

### 1. ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、廃棄物の燃焼や化学物質の製造過程で非意図的に生成される有機塩素化合物で、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCB) の総称です。

ダイオキシン類は、人間の脂肪への蓄積性が高く、発がん性や催奇形性、生殖障害など、人体に悪影響を与えることが懸念されています。

ダイオキシン類対策は、大気汚染防止法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正などにより進められてきましたが、平成11年7月に「ダイオキシン類対策特別措置法」が成立し、その中で大気・水質・土壌に関する環境基準と耐容一日摂取量が定められました。また、平成14年9月1日から水底の底質に関する環境基準が追加されました。

通常、環境基準を超えていなければ、環境からのダイオキシン類摂取量が耐容一日摂取量を超えることはありません。

「ダイオキシン類対策特別措置法」により、ダイオキシン類を発生させる特定施設の所有者には、排出基準の遵守と年1回以上のダイオキシン類の自主測定の義務が課されました。令和5年3月31日現在、市内では、8事業場13施設の届出がされています。

令和4年度は、一般環境調査について、大気1地点、水質・底質3地点、地下水1地点及び土壤1地点で実施しましたが、いずれの調査でも環境基準の超過はありませんでした。

また、発生源調査を1地点で実施しましたが、規制基準の超過はありませんでした。

(関連資料：p61資料19)

表1-5-1 土壤の汚染に係る環境基準

媒 体	環 境 基 準
大 気	年間平均値 0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水 質	年間平均値 1 pg-TEQ/L 以下
底 質	測定結果毎 150 pg-TEQ/g 以下
土 壤	測定結果毎 1,000 pg-TEQ/g 以下

※1 pg(ピコグラム)は10<sup>-12</sup> g(1兆分の1グラム)

ダイオキシン類は、毒性の異なる200種類以上の物質の総称で、その中でも2,3,7,8-TCDDという物質が最も毒性が強いとされています。  
ダイオキシン類の毒性は、個々に検出されたダイオキシン類の量の単純な合計ではなく、それぞれの物質持つ毒性の強さによって2,3,7,8-TCDDの量に換算し、その量を合計した値(TEQ:毒性等量)によって評価します。

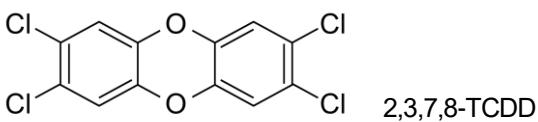
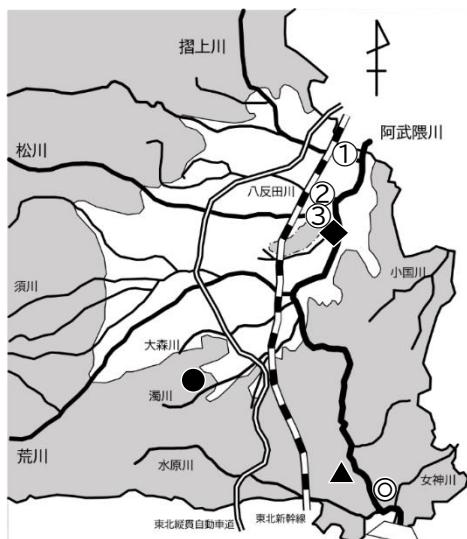


図1-5-1 ダイオキシン類調査地点



項目	No.	調査地點名
大気	◆	信夫ヶ丘球場
水質 底質	①	摺上川(幸橋上流)
	②	八反田川(阿武隈川合流前)
	③	松川(松川橋上流)
地下水	◎	飯野町明治地内
土壤	▲	松川工業第2公園
発生源	●	山田地内 産業廃棄物焼却施設

## 第6節 土壌汚染

### 1. 環境基準について

平成3年8月に、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として「土壌の汚染に係る環境基準」(土壌環境基準)が定められ、その後項目追加等が行われ、現在は29項目について設定されています。

土壌環境基準には、「溶出基準」と「農用地基準」とがあり、溶出基準は地下水の摂取によるリスクの観点から26項目について、農用地基準は農作物(米)に対する影響または農作物の摂取によるリスクの観点から3項目について定められています。(表1-6-1)

表1-6-1 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機りん	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロパン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふつ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

備考 1 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件は、汚染土壌が地下水表面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

2 「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。

3 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

## 2. 土壤汚染防止対策

近年、地下水の水質調査や自主的な土壤汚染調査の実施などに伴い、工場敷地内や工場跡地などで土壤汚染が明らかになるケースが増えています。

このような現状を背景に、平成15年2月15日より土壤汚染対策法が施行され、一定の要件を満たす土地に対して土壤汚染調査を義務付け、それにより特定有害物質が基準を超えた土壤汚染が判明した土地については、指定区域として公示されることとなりました。

また、平成22年4月1日より施行された改正土壤汚染対策法により、一定規模以上の土地の形質の変更を行う者に届出義務が課せられ、その土地が土壤汚染のおそれがあると市長が判断した場合には調査命令の対象とすることができます。

表1-6-2 特定有害物質と指定区域の指定基準

特定有害物質	指 定 の 要 件	
	土壤含有量基準	土壤容出量基準
(第1種特定有害物質) 揮発性有機化合物	クロロエチレン	- 検液1Lにつき 0.002 mg 以下
	四塩化炭素	- 検液1Lにつき 0.002 mg 以下
	1,2-ジクロロエタン	- 検液1Lにつき 0.004 mg 以下
	1,1-ジクロロエチレン	- 検液1Lにつき 0.1 mg 以下
	1,2-ジクロロエチレン	- 検液1Lにつき 0.04 mg 以下
	1,3-ジクロロプロパン	- 検液1Lにつき 0.002 mg 以下
	ジクロロメタン	- 検液1Lにつき 0.02 mg 以下
	テトラクロロエチレン	- 検液1Lにつき 0.01 mg 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	- 検液1Lにつき 1 mg 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	- 検液1Lにつき 0.006 mg 以下
	トリクロロエチレン	- 検液1Lにつき 0.01 mg 以下
	ベンゼン	- 検液1Lにつき 0.01 mg 以下
(第2種特定有害物質) 重金属等	カドミウム及びその化合物	土壤1kgにつき 45 mg 以下 検液1Lにつき 0.003 mg 以下
	六価クロム化合物	土壤1kgにつき 250 mg 以下 検液1Lにつき 0.05 mg 以下
	シアノ化合物	土壤1kgにつき遊離シアノ 50 mg 以下 検出されないこと
	水銀及びその化合物	土壤1kgにつき 15 mg 以下 検液1Lにつき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ検液中にアルキル水銀が検出されないこと
	セレン及びその化合物	土壤1kgにつき 150 mg 以下 検液1Lにつき 0.01 mg 以下
	鉛及びその化合物	土壤1kgにつき 150 mg 以下 検液1Lにつき 0.01 mg 以下
	砒素及びその化合物	土壤1kgにつき 150 mg 以下 検液1Lにつき 0.01 mg 以下
	ふつ素及びその化合物	土壤1kgにつき 4000 mg 以下 検液1Lにつき 0.8 mg 以下
	ほう素及びその化合物	土壤1kgにつき 4000 mg 以下 検液1Lにつき 1 mg 以下
(第3種特定有害物質) 農薬等	シマジン	- 検液1Lにつき 0.003 mg 以下
	チウラム	- 検液1Lにつき 0.006 mg 以下
	チオベンカルブ	- 検液1Lにつき 0.02 mg 以下
	PCB	- 検出されないこと
	有機りん化合物	- 検出されないこと

備考 有機りん化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

### 3. 土壤汚染の現況

市内においても、地下水の水質調査や自主的な土壤汚染調査の実施などに伴う土壤汚染調査によって、いくつかの土壤汚染が判明していますが、それぞれ、土の入替え等による汚染の除去や土壤の浄化などの対策が講じられています。

令和4年度に土壤汚染対策法第3条に基づく調査が実施された土地、同法第5条に基づく調査命令の対象とした土地及び同法第14条に基づく区域指定の申請がされた土地はありませんでした。

土壤汚染対策法第4条第1項に基づく一定の規模以上の土地の形質の変更届出については、令和4年度に15件の届出がされ、調査命令の対象とした土地はありませんが、1件を土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定しました。

令和5年3月31日現在、市内に要措置区域として指定している土地はなく、形質変更時要届出区域として指定している土地が3件あります。(表1-6-3)

表1-6-3 形質変更時要届出区域として指定、解除をした区域

指定番号 (整理番号)	指定・解解除年月日	指定区域の所在地	区域の面積	特記事項
指-02 (形-14-2)	平成27年2月23日 指定	福島市杉妻町18-4の一部	7,334 m <sup>2</sup>	基準に適合しない特定有害物質 砒素及びその化合物 ふつ素及びその化合物
指-05 (形-21-01)	令和3年5月1日 指定	福島市曾根田町107番地1ほか3筆、八反田2番5、三河北町76番ほか2筆、江向1番3ほか6筆、森合字江向9番2、六反田2番2ほか16筆	3392.67 m <sup>2</sup>	基準に適合しない特定有害物質 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふつ素及びその化合物
指-06 (形-22-01)	令和4年6月11日 指定	福島市森合字西中川3番7の一部ほか4筆、森合字中川13番地1ほか2筆、森合字三川尻8番1ほか2筆及び曾根田町101番2ほか1筆 計13筆	919.92 m <sup>2</sup>	基準に適合しない特定有害物質 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふつ素及びその化合物

## 第7節 その他

### 1. 電波障害対策

建物の高層化に伴う放送電波の障害対策については、地域住民の居住環境を保全するため、「福島市電波障害防止に関する指導要綱」に基づき、高さ 10m以上の建築物の建築主に対して、周辺地域の受信状況の事前調査や、障害予想地域への障害防止対策の実施を指導しています。

令和4年度の指導件数は0件でした。(表1-7-1)

市内的一部には電波障害が発生している地域もありますが、アナログ放送から地上デジタル放送への転換に伴い、建築物に起因する電波障害が大幅に解消されるなど、テレビの受信環境は大幅に改善されています。

なお、自然地形等に由来する難視聴地域対策については、消費生活センターが対応しています。

表1-7-1 福島市電波障害防止に関する指導要綱に基づく指導件数

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
共同受信施設を設置するもの	0	0	0	0	0
既設の共同受信施設を利用するもの	0	0	0	0	0
アンテナ等の対策を実施するもの	1	0	0	0	0
その他(障害が発生したら対策をするなど)	0	1	1	1	0
障害なし	1	3	5	1	0
計	2	4	6	2	0

### 2. 地盤沈下対策

地盤の変動は、地殻内部の原因に基づくものと、人為的な原因によるものとに大別されますが、人為的な原因に基づくものとしては、地下水や水溶性天然ガス、石油等の採取による地層の圧密、石炭や金属鉱物などの地下資源の採掘による地盤の陥没、土木工事などに伴う排水や盛土、重量構造物の荷重による軟弱地盤の圧密などがあります。

この中で、特に一般的な地盤沈下の原因は、地下水の過剰汲み揚げであるといわれています。

地盤沈下と地下水の移動は深い関係にあり、その実態を把握することは、地盤沈下現象を未然に防止し、適切な対策を行う上できわめて重要です。

本市における地盤沈下については、国土地理院が昭和42年以降水準点の測量を実施しており、その結果、問題となる地盤沈下は認められておらず、また、地下水の汲み揚げ等によると考えられる地盤沈下に対する苦情は発生していません。

工業用水、または建築物用水として多量の地下水を採取している地域は、「工業用水法」または「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」に基づき地下水採取の規制措置が講じられていますが、本市では、これらの法による地域指定はなされていません。

「福島県生活環境の保全等に関する条例」では、吐出口の断面積が 21cm<sup>2</sup>以上の揚水施設の設置者に届出を義務付けるとともに、吐出口の断面積が 36.2cm<sup>2</sup>以上または1日あたりの揚水能力が 500m<sup>3</sup>以上の揚水施設について、地下水採取量の測定を義務付けています。

また、本市では、「福島市地下水保全条例」により、日量 30m<sup>3</sup>以上の地下水を採取する者に届出を義務付けています。

令和4年度までに、104 本の井戸が福島市地下水保全条例に基づき届出されており、それらの揚水量は1日あたり 48,604.7m<sup>3</sup>、うち工業用水が 51.1%、農業用水が 32.3%となっており、これら 2つの用途で全体の約 84%を占めています。(表1-7-2)

表 1-7-2 地下水揚水量（福島市地下水保全条例に基づく届出の集計）  
(単位: m<sup>3</sup>)

用途	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
工業用水	24,730.1	24,730.1	24,830.1	24,830.1	24,830.1
ビル用水	5,680.1	5,680.1	5,790.3	5,790.3	5,790.3
上水道用水	355.0	355.0	355.0	355.0	355.0
農業用水	15,647.0	15,647.0	15,690.2	15,690.2	15,690.2
水産養殖用水	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
消雪用水	576.0	576.0	576.0	576.0	576.0
その他	1,263.1	1,263.1	1,263.1	1,263.1	1,363.1
計	48,251.3	48,251.3	48,504.7	48,504.7	48,604.7

### 3. 酸性雪調査

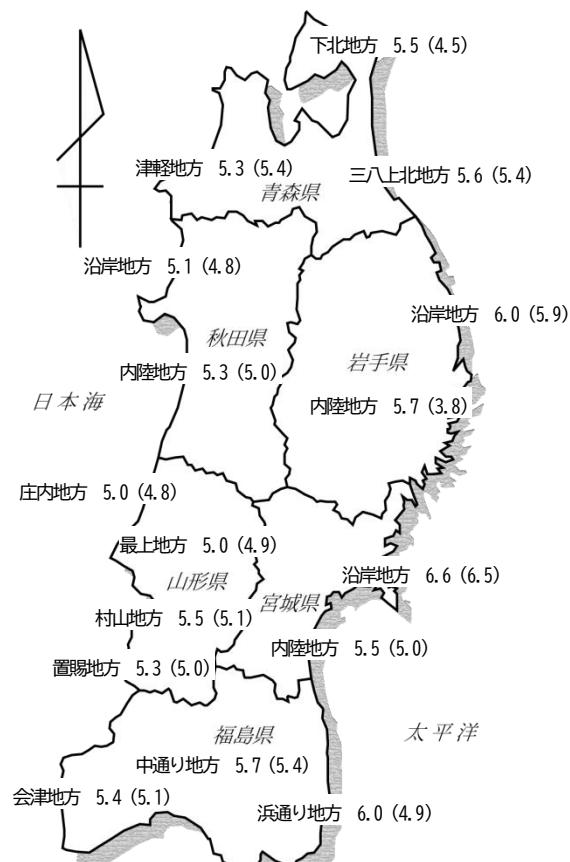
東北地方の酸性雨の動向を把握するため、東北都市環境問題対策協議会による共同調査として東北地方の地域特性を生かした酸性雪調査を平成 4 年度より実施しており、本市では市内 3 箇所で実施しています。(図 1-7-1)

なお、酸性雨は、水素イオン濃度 (pH) が 5.6 以下の雨のこと、化石燃料の燃焼により生じる硫黄酸化物、窒素酸化物などが雨滴に取り込まれたものです。

酸性雨は、湖沼、森林などの生態系に対して影響を与えるほか、遺跡等構築物を腐食するなどの被害をもたらします。

なお、共同調査としての酸性雪調査は、令和 4 年度を以って終了となりました。

図 1-7-1 東北地方の酸性雪の状況  
(令和 4 年度酸性雪共同調査結果  
[東北都市環境問題対策協議会])



## 4. ふるさとふくしま清流づくり推進事業

河川の水質汚濁が進み、住宅が密集している地域において、生活排水対策に関する啓発活動を推進し、地域住民主体の活動を支援していくことを目的として、「生活排水対策推進指導員制度」を平成5年度に創設しました。平成14年度からは、名称を「ふるさとふくしま清流づくり推進事業」と変更し実施しています。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症防止対策のため、講習会等の開催は見送りました。

## 5. 公害苦情相談等の処理

### (1) 公害紛争処理制度

昭和45年に公害紛争処理法が制定され、国と県に紛争処理機関が設けられています。

国においては公害等調整委員会、県においては公害審査会が設置されており、公害紛争の内容に応じ、あっせん、調停及び仲裁の方法により公害紛争を処理することになっています。

また、公害紛争処理法第49条の規程により、地方公共団体は、関係行政機関と協力して公害に関する苦情の適切な処理に努めるよう定められています。

このため、本市においては、住民からの公害に関する苦情相談に応じ、必要な調査、指導及び助言等にあたり、その解決に努めています。

### (2) 公害苦情相談の状況

令和4年度の公害苦情の総数は38件で、前年度の36件と比較して2件の増加となりました。

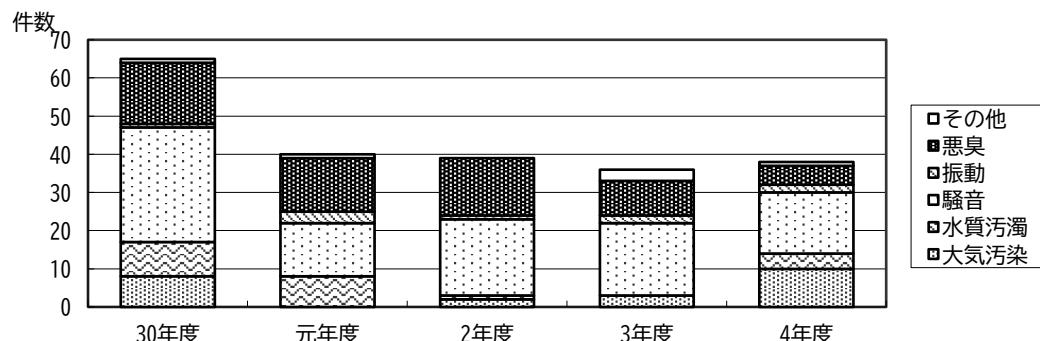
種類別では、騒音が16件と最も多く、次いで大気汚染が10件となっており、この2つで全体の68.4%を占めています。

表 1-7-3 公害苦情件数の推移

年 度	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
大気汚染	8	12.3%	0	0.0%	2	5.1%	3	8.3%	10	26.3%
水質汚濁	9	13.8%	8	20.0%	1	2.6%	0	0.0%	4	10.5%
騒 音	30	46.2%	14	35.0%	20	51.3%	19	52.8%	16	42.1%
振 動	1	1.5%	3	7.5%	1	2.6%	2	5.6%	2	5.3%
悪 臭	16	24.6%	14	35.0%	15	38.5%	9	25.0%	5	13.2%
そ の 他	1	1.5%	1	2.5%	0	0.0%	3	8.3%	1	2.6%
計	65	100.0%	40	100.0%	39	100.0%	36	100.0%	38	100.0%

※端数処理の都合上、構成ごとの割合の合計は必ずしも100%にはならない。

図 1-7-2 公害苦情件数の推移グラフ



## 6. 関係機関との連携

### (1) 阿武隈川水系水質汚濁対策連絡協議会

昭和46年に、阿武隈川水系の水質調査や水質汚濁に関する資料及び情報の交換、水質事故等の緊急時の情報連絡、その他水質汚濁防止の推進に必要な連絡調査を目的に設置され、国土交通省、経済産業省、福島県、宮城県、阿武隈川流域市町村及び消防本部で構成されています。

協議会の事務局は国土交通省東北地方整備局河川部河川環境課にあり、支局は国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所（上流）並びに国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所（下流）にあります。



水質事故対応（オイルフェンス設置）

### (2) 阿武隈川サミット

阿武隈川サミットは、阿武隈川の治水・利水・環境保全を推進し、川と共生していくことを目的として平成6年に発足しました。現在の構成メンバーは、源流の福島県西郷村から河口の宮城県亘理町までの沿川22市町村の首長です。

阿武隈川サミットでは、第1回サミット開催以来、意見交換、討議を重ねながら、その目的実現のため、様々な事業を展開してきました。

令和4年度の主な事業として、「阿武隈川 春のサイクリング」や、流域の小学生を対象とした「阿武隈川源流探検」、「舟にのって学ぶ阿武隈川in丸森」などを実施しました。



阿武隈川源流探検

# 資料編

## －大気汚染－

- 資料 1 福島市内の測定局における測定結果の概要  
資料 2 大気汚染関係施設の届出状況

## －水質汚濁－

- 資料 3 公共用水域水質調査結果（総括表）  
資料 4 公共用水域水質調査結果（経年変化）  
資料 5 公共用水域水質調査結果における環境基準及び準用基準の達成率  
資料 6 BOD75%水質値経年変化図  
資料 7 公共用水域水質調査結果（地点別個表）  
資料 8 阿武隈川水質調査結果  
資料 9 公共用水域における PFOS 及び PFOA の調査結果  
資料 10 地下水の水質調査結果  
資料 11 水質関係施設届出状況及び排水基準監視調査結果

## －騒音・振動－

- 資料 12 環境騒音調査結果  
資料 13 自動車交通騒音・振動調査結果  
資料 14 高速自動車道（東北縦貫自動車道）騒音調査結果  
資料 15 東北縦貫自動車道遮音壁設置状況  
資料 16 東北新幹線鉄道騒音・振動調査結果  
資料 17 騒音・振動関係施設の届出状況  
資料 18 建設作業（騒音・振動関係）実施届出状況

## －化学物質－

- 資料 19 ダイオキシン類調査結果

## －環境保全－

- 資料 20 酸性雪調査結果  
資料 21 発生源業種別公害苦情件数  
資料 22 用途地域別公害苦情件数



# 一大気汚染

## 資料1 福島市内の測定局における測定結果

### 1. 大気汚染常時監視調査結果（総括表）

測定項目	項目	測定局				
		南町局	森合局	古川局	松浪町局	
二酸化硫黄	年平均値	(ppm)	0.000	0.000	—	—
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	(時間)	0	0	—	—
	日平均値が0.04ppmを超えた日数	(日)	0	0	—	—
一酸化炭素	年平均値	(ppm)	—	—	—	0.2
	8時間値が20ppmを超えた回数	(回)	—	—	—	0
	日平均値が10ppmを超えた日数	(日)	—	—	—	0
浮遊粒子状物質	年平均値	(mg/m³)	0.021	0.013	0.014	0.016
	1時間値が0.20mg/m³を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0
	日平均値が0.10mg/m³を超えた日数	(日)	0	0	0	0
光化学オキシダント	昼間の日最高1時間値の月間平均値	(ppm)	0.055	0.059	欠測	—
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	(時間)	100	66	—	—
	昼間の1時間値の最高値	(ppm)	0.091	0.287	—	—
二酸化窒素	年平均値	(ppm)	0.005	0.004	0.003	0.006
	日平均値が0.06ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0
微小粒子状物質	年平均値	(μg/m³)	—	10.0	12.0	—
	日平均値が35μg/m³を超えた日数	(日)	—	0	0	—

### 2. 有害大気汚染物質等の測定結果

測定項目	単位	測定結果(平均値)		環境基準、指針値等 (※1は指針値、※2は令和3年度常時監視全国平均値)		
		一般環境 (桜木町)	沿道調査 (松浪町)			
ベンゼン	μg/m³	0.47	0.50	1年平均値が3 μg/m³以下であること。		
トリクロロエチレン	//	0.021	—	// 130 μg/m³ //		
テトラクロロエチレン	//	0.006	—	// 200 μg/m³ //		
ジクロロメタン	//	0.52	—	// 150 μg/m³ //		
塩化メチル	//	1.1	—	1年平均値が94 μg/m³以下であること。(※1)		
1,2-ジクロロエタン	//	0.046	—	// 1.6 μg/m³ //	(※1)	
1,3-ブタジエン	//	—	0.018	// 2.5 μg/m³ //	(※1)	
ニッケル化合物	ng/m³	0.77	—	// 25 ng/m³ //	(※1)	
水銀及びその化合物	//	1.6	—	// 40 ng/m³ //	(※1)	
トルエン	μg/m³	2.0	2.3	一般環境 5.4 μg/m³、沿道 8.5 μg/m³	(※2)	
ベンゾ[a]ピレン	ng/m³	—	0.083	沿道 0.13 ng/m³	(※2)	
酸化工チレン	μg/m³	0.051	0.054	一般環境 0.061 μg/m³、沿道 0.068 μg/m³	(※2)	

### 3. 一般環境大気中アスベスト濃度調査結果

(単位:本/L)

調査地点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
桜木町	地点①	検出せず											
	地点②	検出せず											

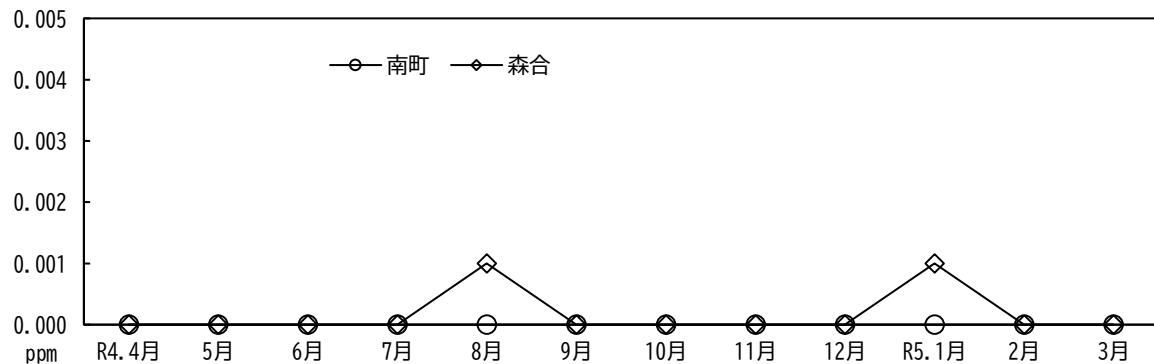
注 測定結果には、アスベスト以外も含む総纖維数濃度(本/L)を記載。“検出せず”は、検出下限値(0.056本/L)未満を意味する。

総纖維数濃度が1本/Lを超えた場合は、顕著なアスベスト飛散が疑われるものとして、電子顕微鏡などにより、アスベストの存在を確認することとされている。(アスベストモニタリングマニュアル、環境省)

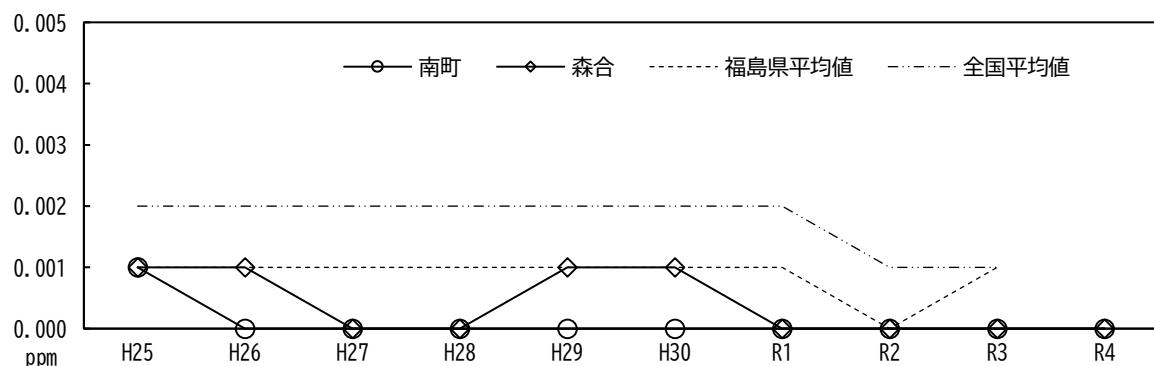
#### 4. 大気汚染状況の推移

##### (1) 二酸化硫黄 ( $\text{SO}_2$ )

○経月変化

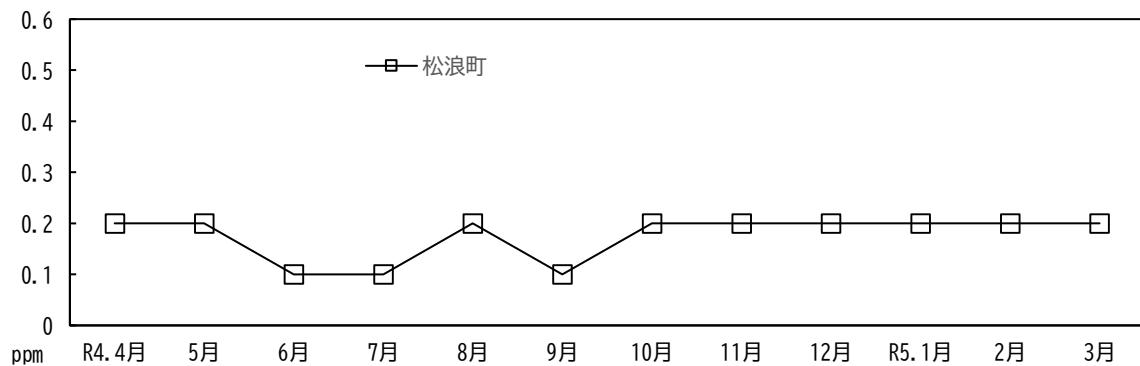


○経年変化

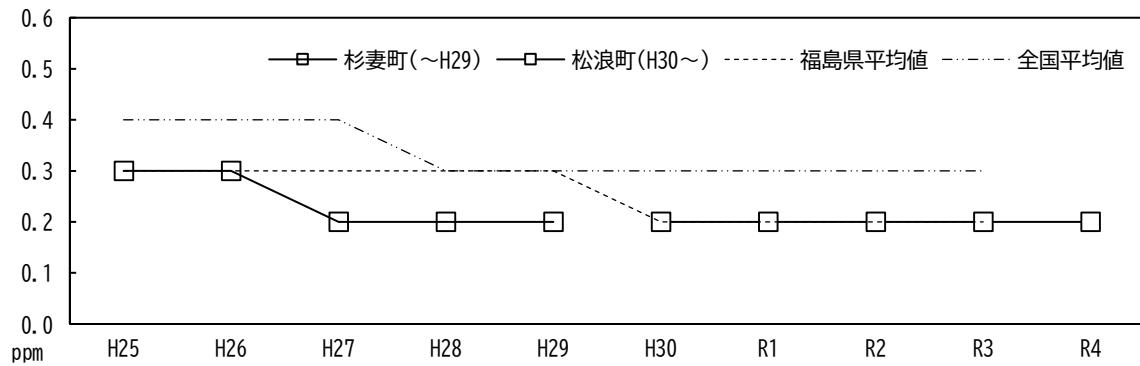


##### (2) 一酸化炭素 (CO)

○経月変化

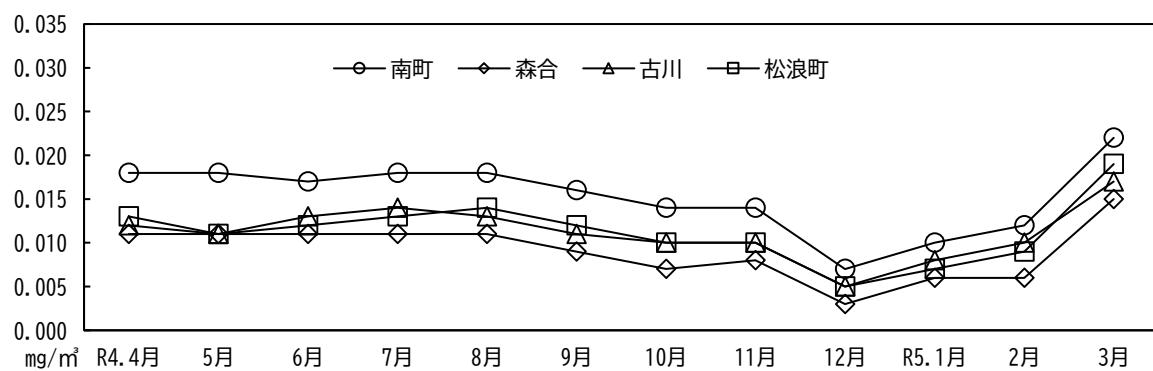


○経年変化

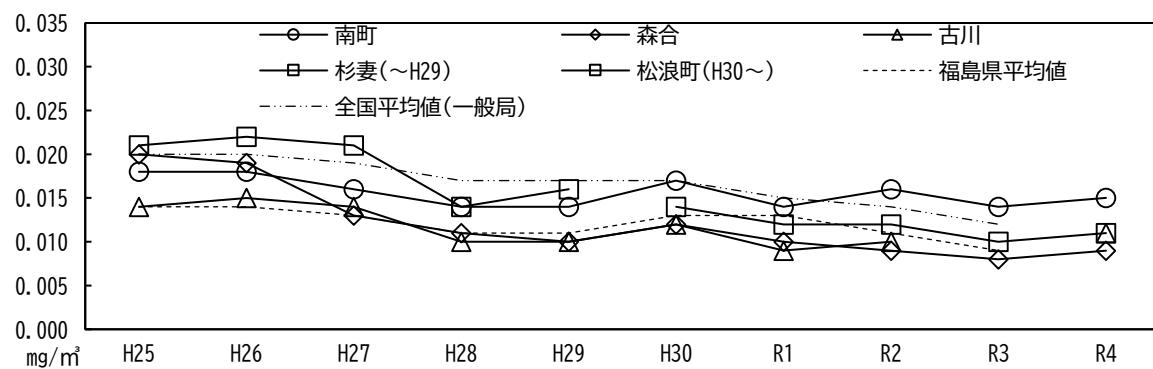


### (3) 浮遊粒子状物質 (SPM)

○経月変化

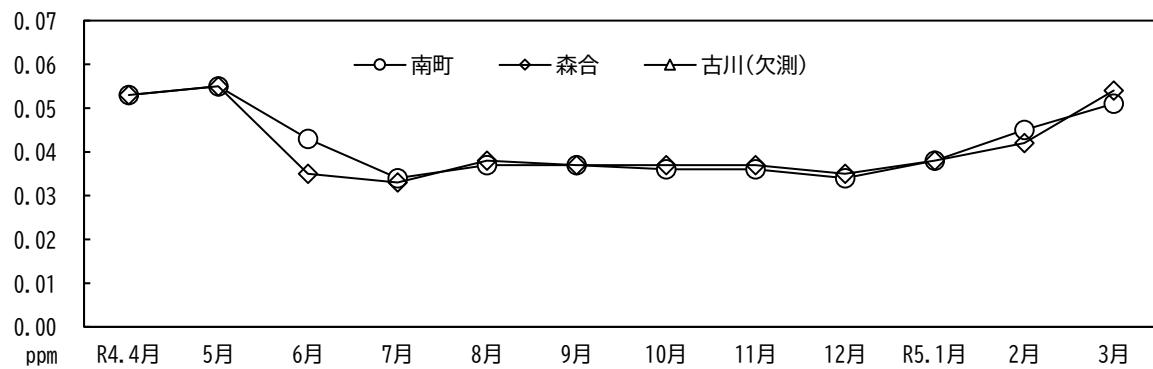


○経年変化

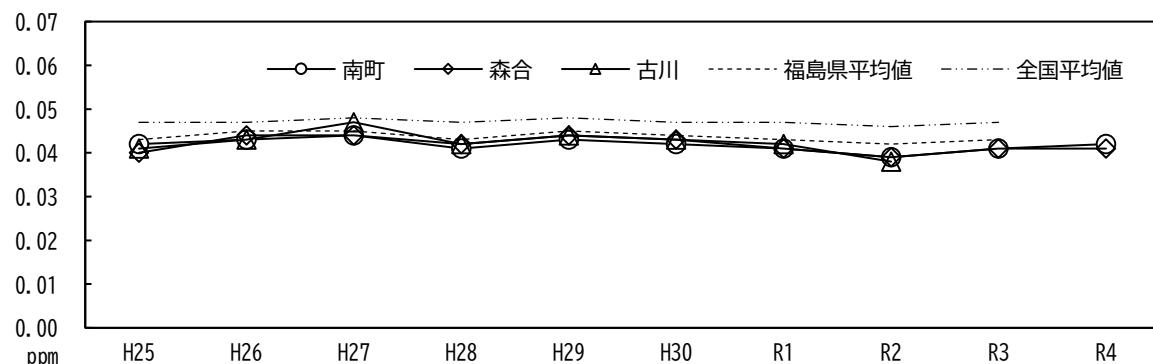


### (4) 光化学オキシダント ( $O_x$ )

○経月変化

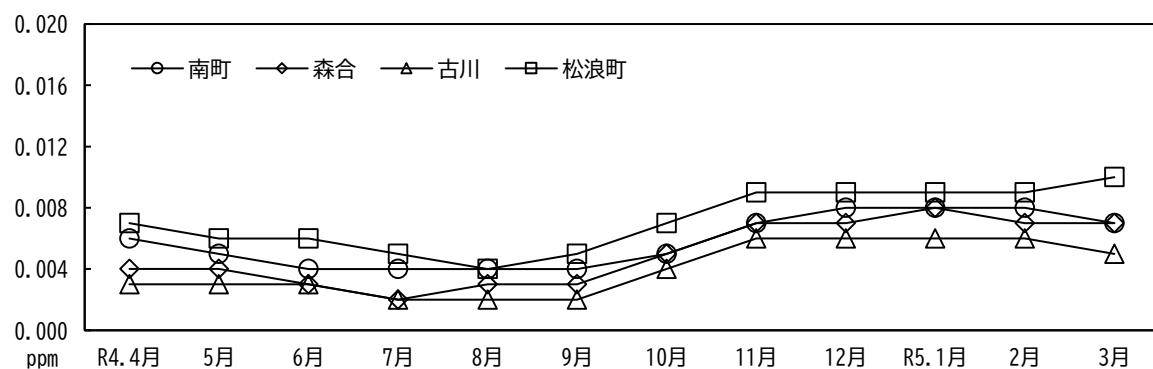


○経年変化

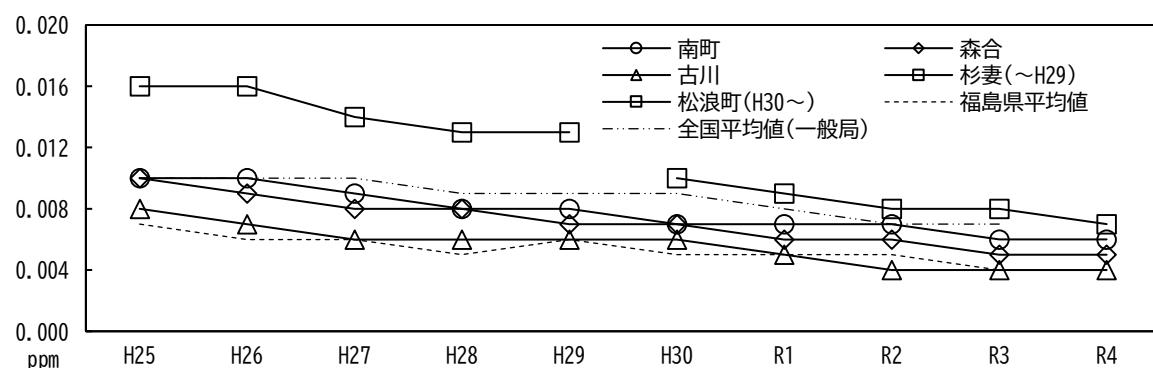


### (5) 二酸化窒素 ( $\text{NO}_2$ )

○経月変化

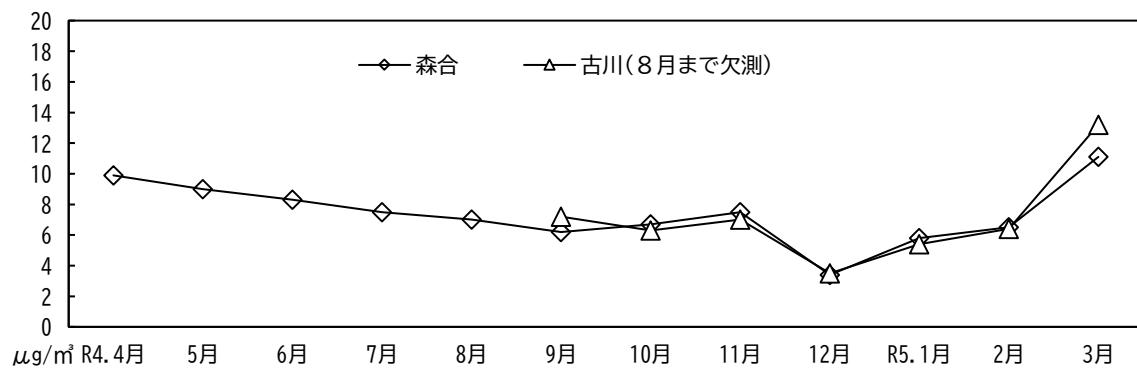


○経年変化

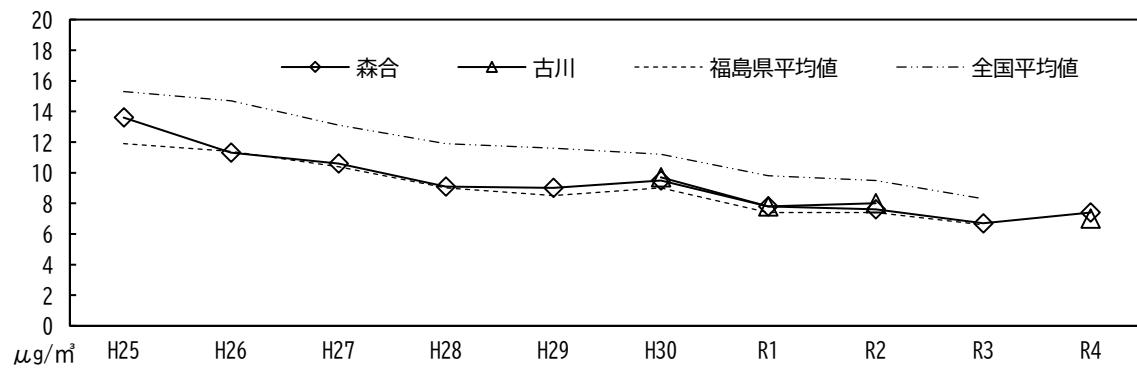


### (6) 微小粒子状物質 (PM2.5)

○経月変化

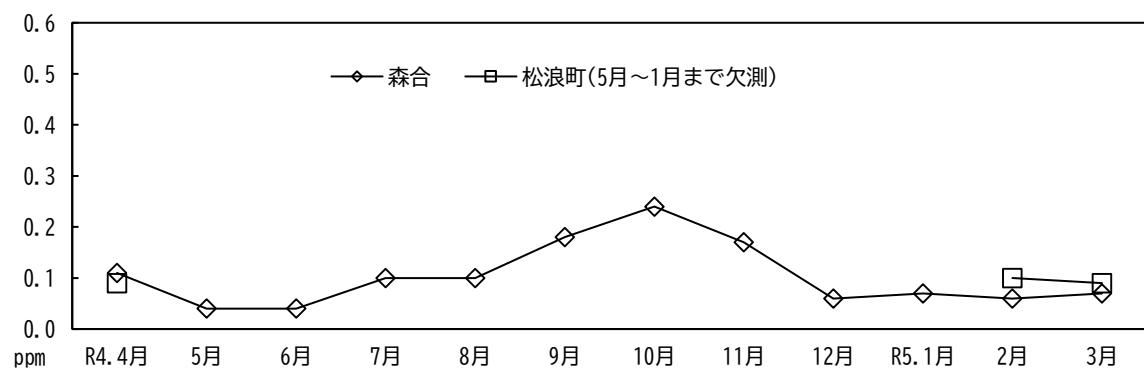


○経年変化

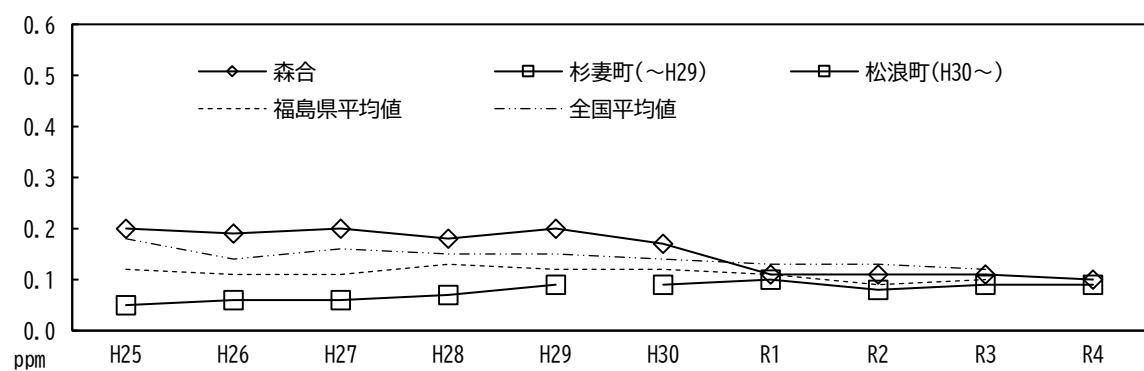


(7) 非メタン炭化水素 (NMHC)

○経月変化



○経年変化



## 資料2 大気汚染関係施設の届出状況

### 1. 大気汚染防止法に基づく特定施設

#### (1) ばい煙発生施設

項目番号	施設名	施設数
1	ボイラー	412
5	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉	8
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	6
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	7
11	乾燥炉	3
12	製銑、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	1
13	廃棄物焼却炉	5
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉	1
施設数 計		443
事業所数計		195

(令和5年3月31日現在)

#### (2) 揮発性有機化合物排出施設

項目番号	施設名	施設数
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	1
施設数 計		1
事業所数計		1

(令和5年3月31日現在)

#### (3) 粉じん発生施設

項目番号	施設名	施設数
2	鉱物又は土石の堆積場	8
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア	59
4	破碎機及び摩碎機	7
5	ふるい	10
施設数 計		84
事業所数計		8

(令和5年3月31日現在)

### 2. 福島県生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙発生施設

項目番号	施設名	施設数
4	廃棄物焼却炉	5
施設数 計		5
事業所数計		3

(令和5年3月31日現在)

### 3. 福島市公害防止対策条例に基づく粉じん発生施設

項目番号	施設名	施設数
7	鉱物、土石又はのこぎりくずの堆積場	7
施設数 計		7
事業所数計		7

(令和5年3月31日現在)

# 一水質汚濁一

## 資料3 公用用水域水質調査結果（総括表）

No	水域名 (河川名)	測定地点	水素イオン濃度 (pH)			生物化学的酸素要求量 (BOD: mg/L)				浮遊物質量 (SS: mg/L)			溶存酸素量 (DO: mg/L)			大腸菌数 (CFU/100mL)			化学的酸素要求量 (COD: mg/L)			
						最大	最小	平均		最大	最小	平均	75%値	最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小	平均
1	増沢橋		7.2	6.9	7.1	1.1	<0.5	0.6	0.7	3	<1	1	13.2	8.9	11.0	160	4	43	2.5	1.9	2.2	
2	摺上川	十綱橋 ※	7.3	6.9	7.1	1.1	<0.5	0.7	0.7	61	1	7	13.2	8.9	11.0	440	100	260	2.9	2.0	2.4	
3	阿武隈川合流前	※	7.3	7.0	7.1	0.9	<0.5	0.7	0.8	10	1	3	13.8	8.6	11.2	270	49	110	2.9	1.9	2.3	
4	小 川	上小川橋	7.3	7.0	7.1	0.7	<0.5	0.5	0.5	17	<1	3	13.8	8.7	11.0	610	4	92	4.0	1.0	2.0	
5	蛭 川	上新田橋	7.4	6.9	7.2	2.3	0.9	1.4	1.5	19	2	9	13.2	7.9	10.6	2,200	380	1,100	4.8	2.0	2.9	
6	八反田川	八反田橋 ※	7.2	6.7	6.9	1.5	0.5	0.8	0.9	23	1	7	13.1	8.2	10.7	3,800	200	1,100	4.1	1.0	2.1	
7	松 川	信夫大橋	6.7	5.8	6.3	0.7	<0.5	0.5	<0.5	9	<1	4	12.5	8.5	10.5	770	1	92	1.1	<0.5	0.7	
8		阿武隈川合流前	6.9	6.0	6.5	0.5	<0.5	0.5	<0.5	11	<1	4	13.3	8.2	10.6	120	1	33	1.0	<0.5	0.7	
9	祓 川	松川合流点前	7.3	6.8	7.2	0.9	<0.5	0.6	0.6	4	<1	2	12.3	8.4	10.3	630	25	140	1.2	0.5	0.8	
10	天戸川	天戸橋	7.4	7.0	7.1	0.6	<0.5	0.5	<0.5	2	<1	1	13.7	9.0	11.1	280	11	96	1.3	0.5	0.9	
11	須 川	須川橋 ※	3.6	3.4	3.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	1	<1	1	13.1	8.5	10.6	14	1	3	1.0	0.5	0.8	
12		館の下橋	6.0	4.6	4.9	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	10	3	7	12.4	8.8	10.5	14	1	3	1.4	0.5	0.8	
13	鍛冶屋川	白津川合流点前	7.4	7.1	7.3	0.8	<0.5	0.6	0.6	17	1	6	12.2	8.6	10.3	7,100	6	980	1.4	0.6	0.9	
14	荒 川	仁井田橋	7.3	7.2	7.2	1.0	<0.5	0.6	0.5	5	<1	2	13.4	8.3	10.6	150	14	52	1.1	0.5	0.8	
15		信夫橋	7.0	6.2	6.6	0.9	<0.5	0.5	<0.5	14	10	12	12.7	8.6	10.5	160	2	55	1.5	0.5	0.9	
16	大森川	濁川合流点前	7.9	7.1	7.4	2.0	0.5	1.2	1.7	14	1	7	12.6	8.4	10.6	1,700	300	900	2.8	1.8	2.3	
17	濁 川	大森川合流点前	7.5	7.1	7.2	4.2	1.3	2.4	2.5	51	3	13	12.2	7.4	9.7	2,200	340	890	7.3	2.9	4.6	
18	水原川	熊田橋	7.5	7.2	7.3	1.1	<0.5	0.8	0.9	26	<1	7	13.9	8.2	10.5	8,600	23	900	2.4	1.0	1.7	
19		下藤内橋 ※	8.0	7.2	7.5	1.9	0.6	1.2	1.5	28	1	11	14.3	8.3	10.8	2,300	60	480	4.5	1.6	2.7	
20	女神川	新鶴巣橋 ※	8.7	7.5	7.8	5.6	1.0	2.1	2.1	19	<1	4	13.4	7.9	10.6	4,400	440	1,200	6.0	3.4	4.4	
21	立田川	立田川橋	8.5	7.5	7.8	2.0	0.8	1.4	1.8	8	<1	3	13.2	8.1	10.6	860	160	290	5.7	2.9	4.0	
22	小国川	伊達市との境界	8.1	7.4	7.7	1.2	<0.5	0.8	0.9	40	1	7	14.9	8.0	11.1	840	35	300	4.4	1.9	2.9	
23	胡桃川	向瀬上駅付近	7.8	7.3	7.5	8.7	1.4	4.2	6.0	20	1	9	11.1	6.8	9.3	2,400	130	1,000	10	3.6	5.8	

注1 ※は、県の測定計画に基づく調査地点

注2 BODは年間の測定値の75%水質値、その他の項目は年間の測定値の算術平均値

## 資料4 公用用水域水質調査結果（経年変化）

No	水域名 (河川名)	測定地点	水素イオン濃度 (pH)			生物化学的酸素要求量 (BOD: mg/L)			浮遊物質量 (SS: mg/L)			溶存酸素量 (DO: mg/L)			大腸菌数 (CFU/100mL) ※ [R2, R3 は大腸菌群数 (MPN/100mL) ]			化学的酸素要求量 (COD: mg/L)		
			R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
1	増沢橋		7.0	7.1	7.1	1.0	0.7	0.7	2	2	1	11.1	11.0	11.0	1,300	3,100	43	2.4	2.2	2.2
2	摺上川	十綱橋 ※	7.1	7.1	7.1	0.9	0.9	0.7	2	3	7	11.4	11.2	11.0	6,400	4,700	260	2.3	2.4	2.4
3	阿武隈川合流前	※	7.1	7.2	7.1	0.8	0.9	0.8	3	4	3	11.4	11.5	11.2	3,900	5,500	110	2.4	2.3	2.3
4	小 川	上小川橋	7.1	7.1	7.1	0.7	0.5	0.5	2	2	3	11.5	11.3	11.0	1,100	3,200	92	1.9	1.9	2.0
5	蛭 川	上新田橋	7.3	7.2	7.2	1.6	2.0	1.5	5	11	9	11.5	11.1	10.6	16,000	130,000	1,100	3.1	3.1	2.9
6	八反田川	八反田橋 ※	6.9	6.9	6.9	1.1	1.1	0.9	6	9	7	11.2	10.6	10.7	12,000	22,000	1,100	2.2	2.1	2.1
7	松 川	信夫大橋	5.9	6.1	6.3	0.5	<0.5	<0.5	3	4	4	10.6	10.5	10.5	280	850	92	0.7	0.8	0.7
8		阿武隈川合流前	6.2	6.3	6.5	<0.5	<0.5	<0.5	3	4	4	10.8	10.7	10.6	470	610	33	0.8	0.7	0.7
9	祓 川	松川合流点前	7.1	7.1	7.2	0.8	0.5	0.6	2	2	2	10.5	10.4	10.3	4,500	15,000	140	0.9	1.0	0.8
10	天戸川	天戸橋	7.1	7.1	7.1	0.6	0.5	<0.5	1	1	1	11.5	11.1	11.1	1,800	1,900	96	0.9	1.0	0.9
11	須 川	須川橋 ※	3.5	3.5	3.5	0.5	<0.5	<0.5	1	1	1	10.9	10.7	10.6	76	60	3	0.7	0.8	0.8
12		館の下橋	4.7	4.8	4.9	<0.5	<0.5	<0.5	4	7	7	10.9	10.7	10.5	79	64	3	0.9	0.9	0.8
13	鍛冶屋川	白津川合流点前	7.3	7.3	7.3	0.9	0.8	0.6	6	7	6	10.8	10.7	10.3	11,000	18,000	980	1.6	1.1	0.9
14	荒 川	仁井田橋	7.2	7.3	7.2	0.7	0.6	0.5	5	4	2	11.2	11.0	10.6	1,300	3,000	52	1.0	0.8	0.8
15		信夫橋	6.5	6.4	6.6	0.6	0.5	<0.5	12	12	12	10.9	10.6	10.5	2,700	1,100	55	1.2	0.9	0.9
16	大森川	濁川合流点前	7.3	7.3	7.4	1.8	1.5	1.7	7	6	7	10.9	10.7	10.6	17,000	22,000	900	2.5	2.1	2.3
17	濁 川	大森川合流点前	7.2	7.2	7.2	3.2	2.4	2.5	7	10	13	10.1	10.1	9.7	42,000	47,000	890	4.1	3.5	4.6
18	水原川	熊田橋	7.3	7.3	7.3	1.0	0.6	0.9	3	7	7	11.4	10.9	10.5	3,700	14,000	900	1.7	1.6	1.7
19		下藤内橋 ※	7.4	7.3	7.5	1.2	1.3	1.5	5	7	11	11.6	11.0	10.8	9,500	11,000	480	2.8	2.7	2.7
20	女神川	新鶴巣橋 ※	7.6	7.7	7.8	2.8	2.5	2.1	18	6	4	10.5	10.9	10.6	56,000	33,000	1,200	4.8	3.9	4.4
21	立田川	立田川橋	8.0	7.7	7.8	2.1	2.1	1.8	4	4	3	11.7	11.1	10.6	15,000	38,000	290	3.9	3.8	4.0
22	小国川	伊達市との境界	7.6	7.5	7.7	0.9	0.9	0.9	3	5	7	11.6	10.7	11.1	10,000	19,000	300	2.8	2.7	2.9
23	胡桃川	向瀬上駅付近	7.4	7.5	7.5	7.4	3.1	6.0	14	9	9	9.2	9.7	9.3	37,000	33,000	1,000	6.1	4.4	5.8

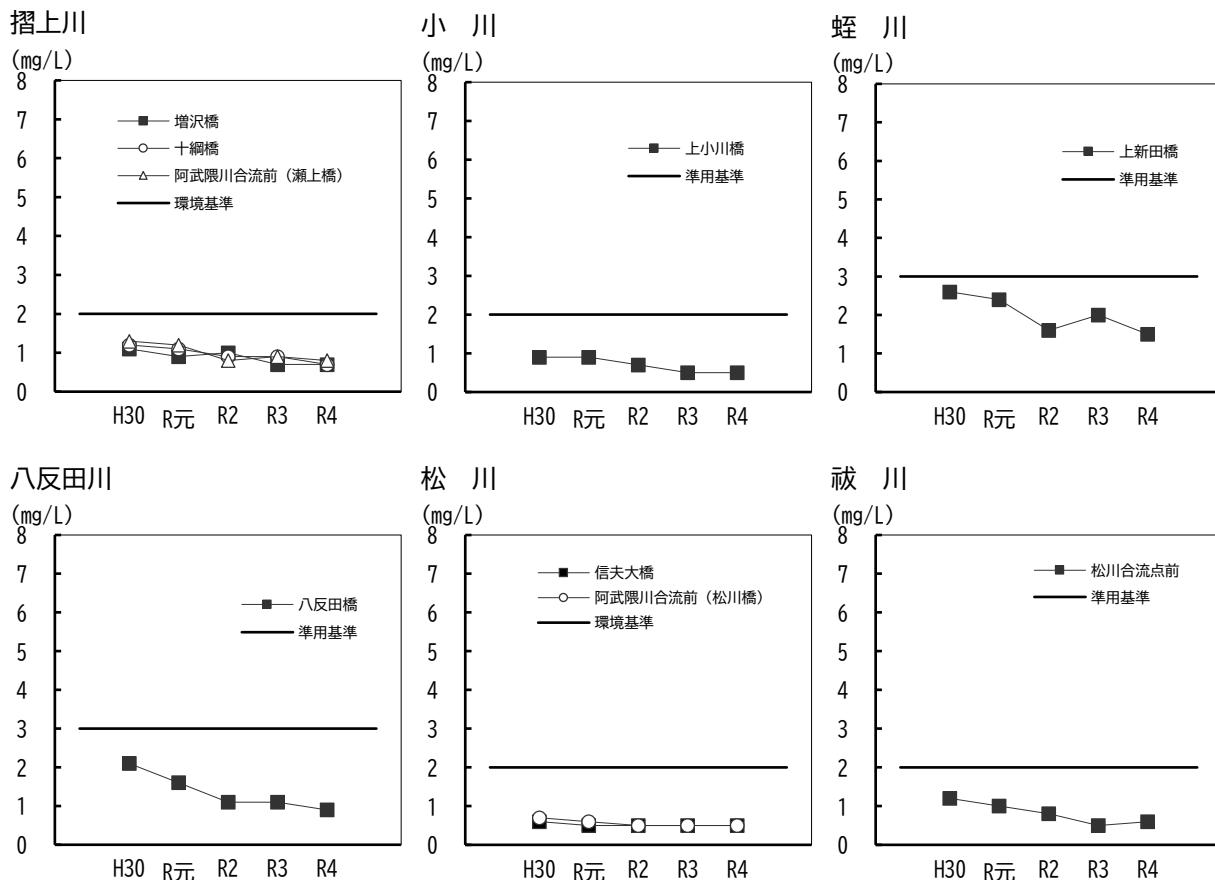
注1 ※は、県の測定計画に基づく調査地点

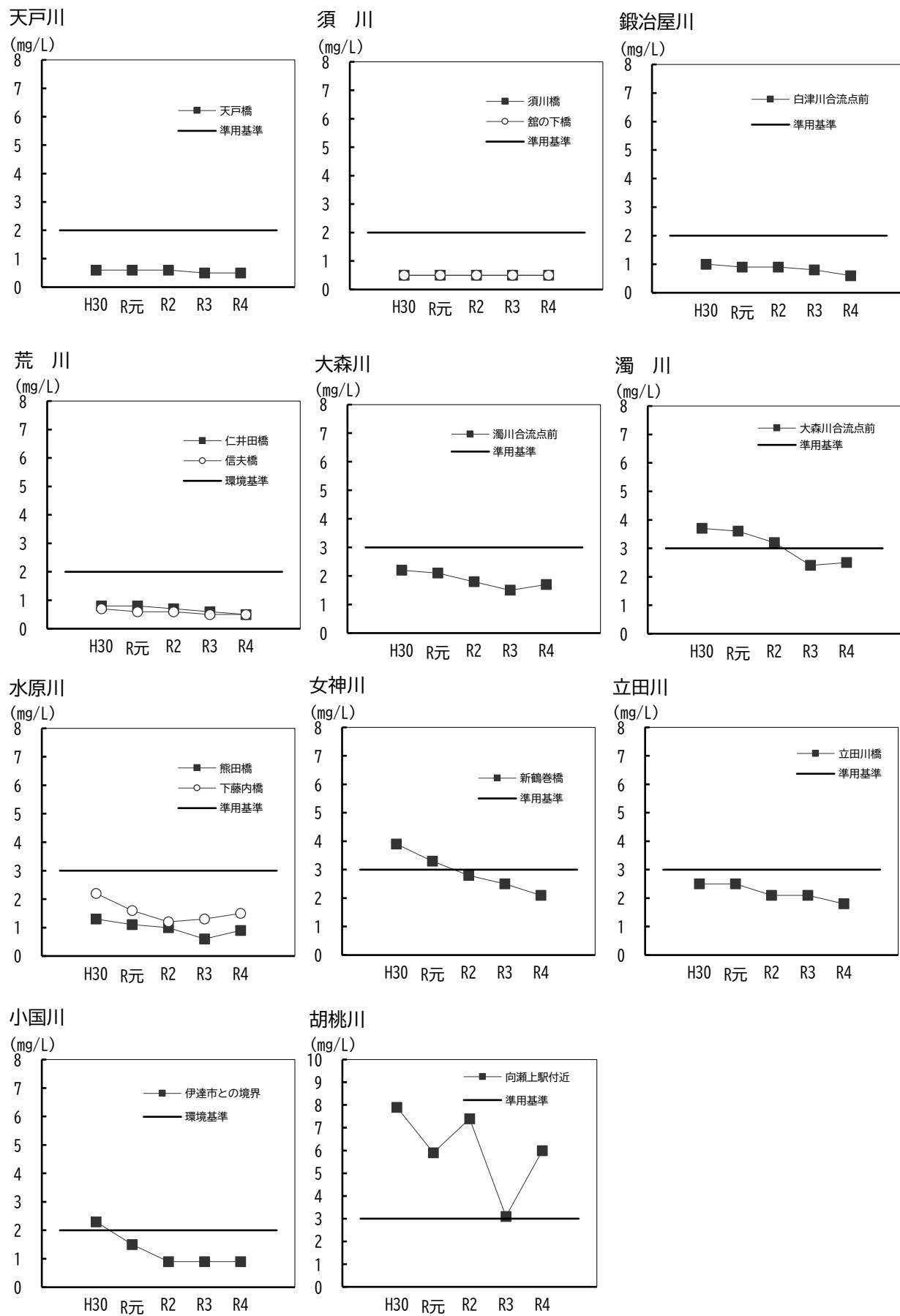
注2 BODは年間の測定値の75%水質値、その他の項目は年間の測定値の算術平均値

## 資料5 公用用水域水質調査結果における環境基準及び準用基準の達成率

項目	水素イオン濃度 (pH)			生物化学的酸素要求量 (BOD)			浮遊物質量 (SS)			溶存酸素量 (DO)			大腸菌数 (R2、R3は大腸菌群数)			計		
	年度	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4		
環境基準設定地点数 (A)		4	4	4	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	36	36	36	
基準準用地点数 (B)		10	10	10	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	70	70	70	
地点数計 (C)		14	14	14	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	106	106	106	
環境基準達成地点数 (a)		4	4	4	8	8	8	8	8	8	8	8	2	2	30	30	36	
準用基準達成地点数 (b)		10	10	10	13	14	14	15	15	15	15	15	3	2	11	56	56	65
達成地点数計 (c)		14	14	14	21	22	22	23	23	23	23	23	5	4	19	86	86	101
環境基準達成率 (a/A%)		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	25	25	100	83	83	100
準用基準達成率 (b/B%)		100	100	100	87	93	93	100	100	100	100	100	20	13	73	80	80	93
達成率(c/C%)		100	100	100	91	96	96	100	100	100	100	100	22	17	83	81	81	95

## 資料6 BOD75%水質値経年変化図





## 資料7 公共用域水質調査結果（地点別個表）

No.1 摺上川 増沢橋

調査月	天候 当日(前日)	気温 (°C)	水温 (°C)	色相	臭氣	流量 (m <sup>3</sup> /sec)	透視度 (度)	濁り	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	D0 (mg/L)	D0飽和率 (%)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	備 考
1 令和4年4月	曇(曇)	11.6	6.8	淡黄色	無臭	欠測	> 100	-	7.1	0.5	1.9	3	12.1	99	21	-	-	
2 5月	曇(雨)	17.5	10.5	無色	無臭	欠測	> 100	-	6.9	0.6	1.9	1	10.9	98	4	0.18	0.011	
3 6月	曇(晴)	16.5	11.8	無色	無臭	欠測	> 100	-	7.0	< 0.5	2.2	1	10.3	95	22	-	-	
4 7月	曇(曇)	22.9	18.3	無色	無臭	欠測	> 100	-	7.2	0.8	2.2	1	8.9	95	31	-	-	
5 8月	曇(晴)	24.5	18.9	無色	無臭	欠測	> 100	-	7.1	1.1	2.5	2	8.9	96	160	0.19	0.009	
6 9月	曇(曇)	27.3	18.3	無色	無臭	欠測	> 100	-	7.1	< 0.5	2.4	< 1	9.2	98	39	-	-	
7 10月	曇(曇)	16.0	15.9	淡黄色	無臭	欠測	> 100	-	7.2	< 0.5	2.4	< 1	9.6	97	41	-	-	
8 11月	晴(晴)	18.0	12.8	無色	無臭	欠測	> 100	-	7.1	0.7	2.2	1	10.6	100	46	0.21	0.010	
9 12月	曇(曇)	4.5	7.2	淡黄色	無臭	欠測	> 100	-	7.1	0.5	2.1	1	12.0	99	30	-	-	
10 令和5年1月	雪(雪)	-1.0	4.0	無色	無臭	欠測	> 100	-	7.2	0.6	2.2	1	12.9	98	86	-	-	
11 2月	雪(雪)	-1.5	3.8	無色	無臭	欠測	> 100	-	7.0	< 0.5	2.3	1	13.2	100	34	0.26	0.013	
12 3月	晴(晴)	11.1	4.0	淡黄色	無臭	欠測	> 100	-	7.1	0.7	2.2	1	13.2	100	6	-	-	
最大値		27.3	18.9				> 100		7.2	1.1	2.5	3	13.2	100	160	0.26	0.013	
最小値		-1.5	3.8				> 100		6.9	< 0.5	1.9	< 1	8.9	95	4	0.18	0.009	
平均値		14.1	11.0				> 100		7.1	0.6	2.2	1	11.0	98	43	0.21	0.011	
75%値										0.7	2.3							

No.2 摺上川 十綱橋

調査月	天候 当日(前日)	気温 (°C)	水温 (°C)	色相	臭氣	流量 (m <sup>3</sup> /sec)	透視度 (度)	濁り	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	D0 (mg/L)	D0飽和率 (%)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	ノルエーヌル (mg/L)	L A S (mg/L)
1 令和4年4月	曇(曇)	13.0	7.0	淡黄色	無臭	欠測	> 100	微濁	7.1	0.6	2.1	3	12.3	102	440	-	-	-	
2 5月	曇(雨)	17.7	10.7	無色	無臭	4.41	> 100	透明	7.0	0.7	2.0	2	10.9	98	100	0.15	0.014	0.001 < 0.00006 0.0008	
3 6月	曇(晴)	18.1	13.3	無色	無臭	5.66	> 100	透明	7.0	0.6	2.4	2	10.1	96	130	-	-	-	
4 7月	曇(曇)	22.0	18.1	淡黄色	無臭	4.06	> 100	透明	7.3	0.7	2.4	6	8.9	95	340	-	-	-	
5 8月	曇(晴)	25.0	19.5	無色	無臭	2.98	> 100	透明	7.1	1.1	2.3	4	8.9	97	440	0.23	0.018 < 0.0001 < 0.00006 0.0017		
6 9月	曇(曇)	23.0	18.2	無色	無臭	4.08	> 100	透明	7.1	0.8	2.6	1	9.4	99	240	-	-	-	
7 10月	曇(曇)	17.0	16.0	淡黄色	無臭	5.50	> 100	透明	7.2	< 0.5	2.3	1	9.7	98	140	-	-	-	
8 11月	晴(晴)	17.0	12.8	無色	無臭	4.23	> 100	透明	7.3	0.6	2.1	1	11.2	106	130	0.21	0.015 < 0.00006 0.0015		
9 12月	曇(曇)	4.0	8.0	中黄色	無臭	2.47	18	濁	7.1	0.6	2.9	61	11.7	99	320	-	-	-	
10 令和5年1月	雪(雪)	1.1	4.4	無色	無臭	4.48	> 100	透明	7.0	< 0.5	2.5	1	12.7	98	270	-	-	-	
11 2月	雪(雪)	2.0	4.5	無色	無臭	3.94	> 100	透明	6.9	0.7	2.5	2	13.2	102	410	0.34	0.022 < 0.00006 0.0023		
12 3月	晴(晴)	12.1	4.9	淡黄色	無臭	4.44	> 100	透明	7.2	0.9	2.4	3	12.9	101	200	-	-	-	
最大値		25.0	19.5			5.66	> 100		7.3	1.1	2.9	61	13.2	106	440	0.34	0.022 < 0.00006 0.0023		
最小値		1.1	4.4			2.47	18		6.9	< 0.5	2.0	1	8.9	95	100	0.15	0.014 < 0.001 < 0.00006 0.0008		
平均値		14.3	11.5			4.20	93		7.1	0.7	2.4	7	11.0	99	260	0.23	0.017 < 0.00006 0.0016		
75%値										0.7	2.5								

No.3 摺上川 阿武隈川合流前(瀬上橋)

調査月	天候 当日(前日)	気温 (°C)	水温 (°C)	色相	臭氣	流量 (m <sup>3</sup> /sec)	透視度 (度)	濁り	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	D0 (mg/L)	D0飽和率 (%)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	ノルエーヌル (mg/L)	L A S (mg/L)
1 令和4年4月	曇(曇)	12.0	7.3	無色	無臭	欠測	> 100	透明	7.1	0.5	1.9	4	12.4	103	180	-	-	-	
2 5月	曇(雨)	15.3	11.5	無色	無臭	8.08	> 100	透明	7.1	0.8	2.1	3	11.1	101	69	0.23	0.014 0.002 < 0.00006 0.0008		
3 6月	曇(晴)	13.6	13.2	無色	無臭	6.59	> 100	透明	7.1	< 0.5	2.3	4	10.1	96	95	-	-	-	
4 7月	曇(曇)	21.8	19.2	淡黄色	無臭	5.61	72	微濁	7.3	0.9	2.9	10	9.0	97	270	-	-	-	
5 8月	曇(晴)	25.6	20.8	淡黄色	無臭	5.28	> 100	透明	7.1	0.9	2.3	4	8.6	97	140	0.25	0.015 < 0.0001 < 0.00006 0.0023		
6 9月	曇(曇)	26.0	19.8	淡黄色	無臭	4.44	> 100	透明	7.3	0.9	2.5	3	9.5	104	93	-	-	-	
7 10月	曇(曇)	17.1	15.6	無色	無臭	欠測	> 100	透明	7.1	0.6	2.2	4	9.4	94	77	-	-	-	
8 11月	晴(晴)	15.8	13.2	無色	無臭	4.44	> 100	透明	7.3	0.6	2.2	2	11.3	108	49	0.22	0.016 < 0.00006 0.0084		
9 12月	曇(曇)	4.2	7.8	淡黄色	無臭	2.90	> 100	透明	7.0	< 0.5	2.0	2	12.1	102	90	-	-	-	
10 令和5年1月	雪(雪)	0.5	3.2	淡黄色	無臭	4.63	> 100	透明	7.1	< 0.5	2.3	1	13.6	101	53	-	-	-	
11 2月	雪(雪)	0.5	2.5	淡黄色	無臭	5.25	> 100	透明	7.0	0.5	2.4	2	13.8	101	100	0.37	0.020 0.001 < 0.00006 0.0009		
12 3月	晴(晴)	12.0	4.1	淡黄色	無臭	6.32	> 100	透明	7.1	0.8	2.3	2	13.6	104	50	-	-	-	
最大値		26.0	20.8			8.08	> 100		7.3	0.9	2.9	10	13.8	108	270	0.37	0.020 0.002 < 0.00006 0.0084		
最小値		0.5	2.5			2.90	72		7.0	< 0.5	1.9	1	8.6	94	49	0.22	0.014 < 0.001 < 0.00006 0.0008		
平均値		13.7	11.5			5.35	98		7.1	0.7	2.3	3	11.2	101	110	0.27	0.016 0.001 < 0.00006 0.0031		
75%値										0.8	2.3								

No.4 小川上 小川橋

調査月	天候 当日(前日)	気温 (°C)	水温 (°C)	色相	臭氣	流量 (m <sup>3</sup> /sec)	透視度 (度)	濁り	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	D0 (mg/L)	D0飽和率 (%)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	備 考
1 令和4年4月	曇(曇)	11.0	5.8	淡黄色	無臭	2.74	> 100	-	7.0	< 0.5	1.6	4	12.3	98	4	-	-	
2 5月	曇(雨)	16.3	11.4	無色	無臭	0.94	> 100	-	7.0	< 0.5	1.8	1	10.6	97	40	0.19	0.015	
3 6月	曇(晴)	17.1	11.9	無色	無臭	3.67	> 100	-	7.0	< 0.5	2.1	3	10.3	95	90	-	-	
4 7月	曇(曇)	21.8	18.9	淡黄色	無臭	0.66	29	-	7.3	0.7	4.0	17	8.7	93	610	-	-	
5 8月	曇(晴)	24.0	20.0	無色	無臭	0.53	> 100	-	7.2	0.6	1.9	1	8.7	96	180	0.34	0.016	
6 9月	曇(曇)	26.0	18.3	淡黄色	無臭	0.74	> 100	-	7.3	< 0.5	2.4	5	9.1	97	58	-	-	
7 10月	曇(曇)</td																	

No.5 脊川 上新田橋

調査月	天候 当日(前日)	気温 (°C)	水温 (°C)	色相	臭気	流量 (m³/sec)	透視度 (度)	濁り	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	D0 (mg/L)	D0飽和率 (%)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	備考
1 令和4年4月	曇(曇)	10.5	9.2	淡黄色	無臭	0.57	95	-	7.2	1.5	2.5	6	11.8	103	1600	-	-	
2 5月	曇(雨)	15.3	13.6	淡黄色	無臭	0.37	73	-	6.9	1.4	3.1	10	10.0	96	750	1.2	0.093	
3 6月	曇(晴)	13.6	14.6	淡黄色	微下水臭	0.53	87	-	7.2	0.9	3.4	8	9.6	95	860	-	-	
4 7月	曇(曇)	22.2	22.2	淡黄色	無臭	0.55	46	-	7.3	2.0	4.8	19	7.9	91	2000	-	-	
5 8月	曇(晴)	25.0	23.6	淡黄色	無臭	0.61	55	-	7.1	1.4	2.8	16	7.9	94	440	0.85	0.076	
6 9月	曇(曇)	26.2	21.7	淡黄色	無臭	0.23	83	-	7.4	1.1	3.1	10	9.1	103	510	-	-	
7 10月	曇(曇)	16.0	16.8	淡黄色	無臭	0.42	70	-	7.3	1.3	2.0	16	9.1	94	380	-	-	
8 11月	晴(晴)	16.0	13.6	淡黄色	無臭	0.21	> 100	-	7.4	1.0	2.5	2	10.9	105	530	1.0	0.067	
9 12月	曇(曇)	4.5	8.1	淡黄色	無臭	0.16	> 100	-	7.2	1.1	2.8	3	11.6	98	1600	-	-	
10 令和5年1月	雪(雪)	0.7	2.3	淡黄色	無臭	0.23	> 100	-	7.2	1.1	2.5	4	13.2	96	900	-	-	
11 2月	雪(雪)	0.0	1.7	淡黄色	無臭	0.36	50	-	7.1	2.3	3.4	11	13.0	93	2200	1.3	0.066	
12 3月	晴(晴)	9.1	4.0	淡黄色	無臭	0.30	> 100	-	7.0	1.9	2.2	4	12.9	99	1400	-	-	
最大値		26.2	23.6			0.61	> 100	-	7.4	2.3	4.8	19	13.2	105	2200	1.3	0.093	
最小値		0.0	1.7			0.16	46	-	6.9	0.9	2.0	2	7.9	91	380	0.85	0.066	
平均値		13.3	12.6			0.38	80	-	7.2	1.4	2.9	9	10.6	97	1100	1.1	0.076	
75%値								-	7.4	1.5	3.1							

No.6 八反田川 八反田橋

調査月	天候 当日(前日)	気温 (°C)	水温 (°C)	色相	臭気	流量 (m³/sec)	透視度 (度)	濁り	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	D0 (mg/L)	D0飽和率 (%)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全亜鉛 (mg/L)	Nルフェノール (mg/L)	L A S (mg/L)
1 令和4年4月	曇(曇)	9.0	8.8	淡黄色	無臭	1.24	> 100	透明	7.0	0.8	1.7	5	12.5	107	200	-	-	-	
2 5月	曇(雨)	15.7	12.2	淡黄色	無臭	1.32	85	微濁	6.7	0.6	1.6	10	10.3	96	3800	0.75	0.051	0.013 < 0.00006 0.0070	
3 6月	曇(晴)	12.9	13.6	無色	無臭	2.43	78	微濁	7.0	0.5	2.5	10	10.0	96	2300	-	-	-	
4 7月	曇(曇)	22.8	21.6	淡黄色	無臭	1.30	67	微濁	7.2	1.3	3.8	13	8.4	95	2600	-	-	-	
5 8月	曇(晴)	24.0	23.0	淡黄色	無臭	1.39	> 100	微濁	6.8	0.8	1.2	11	8.2	95	440	0.57	0.015	0.014 < 0.00006 0.0040	
6 9月	曇(曇)	25.8	20.6	淡黄色	無臭	1.16	> 100	透明	7.0	0.7	1.8	4	8.7	97	670	-	-	-	
7 10月	曇(曇)	17.0	16.6	無色	無臭	1.17	> 100	透明	7.0	0.6	1.5	2	9.1	94	260	-	-	-	
8 11月	晴(晴)	15.3	12.6	無色	無臭	0.51	> 100	透明	7.0	0.7	1.0	1	10.9	102	300	0.76	0.029	0.007 < 0.00006 0.0032	
9 12月	曇(曇)	6.0	8.0	淡黄色	無臭	0.57	> 100	透明	6.9	0.7	1.8	1	11.2	95	200	-	-	-	
10 令和5年1月	雪(雪)	1.0	2.4	淡黄色	無臭	0.57	> 100	透明	7.0	0.9	2.6	3	12.9	94	1600	-	-	-	
11 2月	雪(雪)	0.0	1.5	淡黄色	無臭	1.05	28	微濁	6.9	1.5	4.1	23	13.1	93	890	1.2	0.098	0.026 < 0.00006 0.0043	
12 3月	晴(晴)	5.9	3.3	淡黄色	無臭	0.33	> 100	透明	6.8	1.0	1.4	3	13.0	97	290	-	-	-	
最大値		25.8	23.0			2.43	> 100	-	7.2	1.5	4.1	23	13.1	107	3800	1.2	0.098	0.026 < 0.00006 0.0070	
最小値		0.0	1.5			0.33	28	-	6.7	0.5	1.0	1	8.2	93	200	0.57	0.015	0.007 < 0.00006 0.0032	
平均値		13.0	12.0			1.09	88	-	6.9	0.8	2.1	7	10.7	97	1100	0.82	0.048	0.015 < 0.00006 0.0046	
75%値								-	6.9	0.9	2.5								

No.7 松川 信夫大橋

調査月	天候 当日(前日)	気温 (°C)	水温 (°C)	色相	臭気	流量 (m³/sec)	透視度 (度)	濁り	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	D0 (mg/L)	D0飽和率 (%)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全亜鉛 (mg/L)	Nルフェノール (mg/L)	L A S (mg/L)
1 令和4年4月	曇(曇)	15.1	7.8	淡黄色	無臭	4.25	90	-	6.5	< 0.5	0.8	7	11.5	97	64	-	-	-	
2 5月	曇(雨)	15.2	11.1	無色	無臭	2.79	> 100	-	5.8	< 0.5	0.5	2	10.6	96	2	0.56	0.007	-	
3 6月	曇(晴)	19.0	14.8	無色	無臭	3.68	> 100	-	6.4	< 0.5	0.9	5	9.8	97	17	-	-	-	
4 7月	曇(曇)	22.8	19.6	無色	無臭	2.92	> 100	-	6.6	< 0.5	0.7	2	8.5	93	80	-	-	-	
5 8月	曇(晴)	25.5	20.5	無色	無臭	0.72	> 100	-	6.6	0.7	1.1	< 1	9.0	99	770	1.1	0.011	-	
6 9月	曇(曇)	24.9	19.9	無色	無臭	1.09	> 100	-	6.6	< 0.5	< 0.5	1	8.9	98	15	-	-	-	
7 10月	曇(曇)	17.1	16.1	無色	無臭	0.83	> 100	-	6.7	< 0.5	< 0.5	< 1	9.5	96	110	-	-	-	
8 11月	晴(晴)	13.9	13.2	無色	無臭	0.89	> 100	-	6.6	< 0.5	< 0.5	2	10.3	98	24	1.0	0.014	-	
9 12月	曇(曇)	4.1	8.8	無色	無臭	2.13	> 100	-	6.1	< 0.5	0.8	2	11.3	97	4	-	-	-	
10 令和5年1月	雪(雪)	1.4	4.1	無色	無臭	1.69	> 100	-	6.2	< 0.5	0.6	5	12.3	94	2	-	-	-	
11 2月	雪(雪)	2.3	5.0	淡白色	無臭	2.13	72	-	5.9	< 0.5	0.7	9	12.5	98	9	0.71	0.037	-	
12 3月	晴(晴)	15.5	8.0	淡白色	無臭	2.14	> 100	-	6.1	< 0.5	< 0.5	5	11.9	100	1	-	-	-	
最大値		25.5	20.5			4.25	> 100	-	6.7	0.7	1.1	9	12.5	100	770	1.1	0.037	-	
最小値		1.4	4.1			0.72	72	-	5.8	< 0.5	< 0.5	< 1	8.5	93	1	0.56	0.007	-	
平均値		14.7	12.4			2.11	97	-	6.3	0.5	0.7	4	10.5	97	92	0.79	0.017	-	
75%値								-	6.9	0.9	0.8								

No.8 松川 阿武隈川合流前(松川橋)

調査月	天候 当日(前日)	気温 (°C)	水温 (°C)	色相	臭気	流量 (m³/sec)	透視度 (度)	濁り	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	D0 (mg/L)	D0飽和率 (%)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全亜鉛 (mg/L)	Nルフェノール (mg/L)	L A S (mg/L)
1 令和4年4月	曇(曇)	13.0	7.5	無色	無臭	欠測	> 100	透明	6.6	< 0.5	0.9	11	11.7	98	1	-	-	-	
2 5月	曇(雨)	13.8	12.1	無色	無臭	1.89	> 100	透明	6.0	0.5	0.6	2	10.3	96	< 1	0.51	0.003	0.012 < 0.00006 0.0015	
3 6月	曇(晴)	13.4	13.6	無色	無臭	4.69	> 100	透明	6.8	< 0.5	1.0	4	10.2	98	78	-	-	-	
4 7月	曇(曇)	22.2	20.8	淡黄色	無臭	2.94	> 100	透明	6.4	< 0.5	0.6	3	8.2	92	25	-	-	-	
5 8月	曇(晴)	25.5	22.1	無色	無臭	1.25	> 100	透明	6.7	< 0.5	< 0.5	< 1	8.2	94	110	1.1	0.006	0.005 < 0.00006 0.0034	
6 9月	曇(曇)	25.3	20.6	無色	無臭	1.43	> 100	透明	6.7	< 0.5	< 0.5	< 1	8.8	98	32	-	-	-	
7 10月	曇(曇)	14.5	16.0	無色	無臭	0.99	> 100	透明	6.9	< 0.5	0.5	< 1	9.6	97	120				

No.9 被川 松川合流点前

	調査月	天候 当日(前日)	気温 (°C)	水温 (°C)	色相	臭氣	流量 (m³/sec)	透視度 (度)	濁り	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	D0飽和率 (%)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	備 考
1	令和4年4月	曇(曇)	13.0	11.0	無色	無臭	0.14	> 100	-	7.2	0.5	0.8	2	10.7	97	100	-	-	
2	5月	曇(雨)	15.6	12.1	無色	無臭	0.19	> 100	-	6.8	0.6	0.8	4	10.1	94	81	0.76	0.020	
3	6月	曇(晴)	14.0	14.2	無色	無臭	0.41	> 100	-	7.2	< 0.5	0.9	3	10.0	97	200	-	-	
4	7月	曇(曇)	22.1	19.7	淡黄色	無臭	0.24	> 100	-	7.3	< 0.5	0.8	2	8.4	92	630	-	-	
5	8月	雨(晴)	25.8	20.6	淡黄色	無臭	0.21	> 100	-	7.2	0.6	0.5	< 1	8.6	96	180	1.1	0.018	
6	9月	曇(曇)	25.8	19.4	無色	無臭	0.25	> 100	-	7.0	< 0.5	0.8	1	8.8	96	68	-	-	
7	10月	曇(曇)	15.5	16.8	無色	無臭	0.14	> 100	-	7.3	0.5	0.7	1	9.2	95	99	-	-	
8	11月	晴(晴)	14.2	13.5	無色	無臭	0.13	> 100	-	7.2	< 0.5	0.7	< 1	10.0	96	97	1.1	0.029	
9	12月	曇(曇)	5.5	9.8	無色	無臭	0.11	> 100	-	7.3	< 0.5	1.1	< 1	11.2	98	46	-	-	
10	令和5年1月	雪(雪)	2.3	5.5	無色	無臭	0.16	> 100	-	7.1	0.8	0.7	1	12.3	98	25	-	-	
11	2月	雪(雪)	2.1	5.1	淡黄色	無臭	0.18	> 100	-	7.1	0.9	1.2	2	12.1	95	120	1.1	0.022	
12	3月	晴(晴)	14.0	7.1	無色	無臭	0.16	> 100	-	7.1	0.7	0.7	4	11.7	97	27	-	-	
	最大値		25.8	20.6			0.41	> 100	-	7.3	0.9	1.2	4	12.3	98	630	1.1	0.029	
	最小値		2.1	5.1			0.11	> 100	-	6.8	< 0.5	0.5	< 1	8.4	92	25	0.76	0.018	
	平均値		14.2	12.9			0.19	> 100	-	7.2	0.6	0.8	2	10.3	96	140	1.0	0.022	
	75%値								-		0.6	0.8							

No.10 天戸川 天戸橋

	調査月	天候 当日(前日)	気温 (°C)	水温 (°C)	色相	臭氣	流量 (m³/sec)	透視度 (度)	濁り	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	D0飽和率 (%)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	備 考
1	令和4年4月	曇(曇)	10.1	6.1	淡黄色	無臭	1.54	> 100	-	7.1	< 0.5	1.0	< 1	12.0	96	11	-	-	
2	5月	曇(雨)	18.4	11.6	無色	無臭	0.79	> 100	-	7.1	< 0.5	1.0	1	10.6	97	150	0.19	0.013	
3	6月	曇(晴)	16.6	11.7	無色	無臭	1.90	> 100	-	7.0	< 0.5	1.3	2	10.4	96	88	-	-	
4	7月	曇(曇)	21.0	17.0	無色	無臭	0.78	> 100	-	7.2	< 0.5	0.9	< 1	9.0	93	53	-	-	
5	8月	曇(晴)	23.8	17.3	無色	無臭	0.58	> 100	-	7.2	< 0.5	0.8	< 1	9.1	94	280	0.23	0.011	
6	9月	曇(曇)	24.9	17.7	淡黄色	無臭	0.68	> 100	-	7.1	< 0.5	0.9	< 1	9.3	97	52	-	-	
7	10月	曇(曇)	16.1	14.6	無色	無臭	0.34	> 100	-	7.2	0.6	0.8	< 1	9.6	94	59	-	-	
8	11月	晴(晴)	11.2	11.5	無色	無臭	0.38	> 100	-	7.0	< 0.5	0.8	< 1	11.0	101	54	0.18	0.014	
9	12月	曇(曇)	3.3	8.4	無色	無臭	0.43	> 100	-	7.1	< 0.5	1.0	< 1	11.7	99	64	-	-	
10	令和5年1月	雪(雪)	0.5	3.2	無色	無臭	0.46	> 100	-	7.4	< 0.5	0.5	< 1	13.4	100	200	-	-	
11	2月	雪(雪)	-0.7	3.4	無色	無臭	0.39	> 100	-	7.1	< 0.5	0.8	< 1	13.7	102	86	0.24	0.012	
12	3月	晴(晴)	7.1	4.3	無色	無臭	0.46	> 100	-	7.2	0.5	0.9	< 1	12.9	99	53	-	-	
	最大値		24.9	17.7			1.90	> 100	-	7.4	0.6	1.3	2	13.7	102	280	0.24	0.014	
	最小値		-0.7	3.2			0.34	> 100	-	7.0	< 0.5	0.5	< 1	9.0	93	11	0.18	0.011	
	平均値		12.7	10.6			0.73	> 100	-	7.1	0.5	0.9	1	11.1	97	96	0.21	0.013	
	75%値								-		< 0.5	1.0							

No.11 須川 須川橋

	調査月	天候 当日(前日)	気温 (°C)	水温 (°C)	色相	臭氣	流量 (m³/sec)	透視度 (度)	濁り	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	D0飽和率 (%)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	L A S (mg/L)
1	令和4年4月	曇(曇)	10.0	8.8	無色	無臭	0.85	> 100	透明	3.6	< 0.5	0.7	1	11.0	95	< 1	-	-	
2	5月	曇(雨)	18.1	12.7	無色	無臭	1.18	> 100	透明	3.5	< 0.5	0.7	< 1	10.1	95	< 1	0.21	0.014	
3	6月	曇(晴)	16.8	12.6	無色	無臭	1.93	> 100	透明	3.6	< 0.5	1.0	1	10.1	95	1	-	-	
4	7月	曇(曇)	22.0	19.3	無色	無臭	0.95	> 100	透明	3.5	< 0.5	0.7	< 1	8.5	93	14	-	-	
5	8月	曇(晴)	23.5	20.1	無色	無臭	1.32	> 100	透明	3.5	< 0.5	0.5	1	8.8	96	6	0.26	0.011	
6	9月	曇(曇)	24.2	20.7	無色	無臭	0.96	> 100	透明	3.5	< 0.5	0.9	< 1	8.7	97	2	-	-	
7	10月	曇(曇)	16.0	15.6	無色	無臭	0.89	> 100	透明	3.5	< 0.5	0.8	1	9.5	95	2	-	-	
8	11月	晴(晴)	10.0	11.2	無色	無臭	0.59	> 100	透明	3.4	< 0.5	1.0	< 1	11.1	101	2	0.33	0.021	
9	12月	曇(曇)	3.6	8.2	無色	無臭	0.40	> 100	透明	3.4	< 0.5	0.9	1	11.5	98	1	-	-	
10	令和5年1月	雪(雪)	0.5	3.2	無色	無臭	0.73	> 100	透明	3.4	< 0.5	0.6	< 1	13.1	97	< 1	-	-	
11	2月	雪(雪)	-1.0	3.4	無色	無臭	0.67	> 100	透明	3.4	< 0.5	1.0	< 1	13.0	97	< 1	0.31	0.030	
12	3月	晴(晴)	7.5	5.4	無色	無臭	0.54	> 100	透明	3.4	< 0.5	0.7	< 1	12.0	95	1	-	-	
	最大値		24.2	20.7			1.93	> 100	-	3.6	< 0.5	1.0	1	13.1	101	14	0.33	0.032	
	最小値		-1.0	3.2			0.40	> 100	-	3.4	< 0.5	0.5	< 1	8.5	93	< 1	0.21	0.011	
	平均値		12.6	11.8			0.92	> 100	-	3.5	< 0.5	0.8	1	10.6	96	3	0.28	0.019	
	75%値								-		< 0.5	0.9							

No.12 須川 館の下橋

	調査月	天候 当日(前日)	気温 (°C)	水温 (°C)	色相	臭氣	流量 (m³/sec)	透視度 (度)	濁り	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)	D0飽和率 (%)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	備 考
1	令和4年4月	曇(曇)	9.7	7.5	無色	無臭	3.58	> 100	-	6.0	< 0.5	0.9	7	11.4	95	< 1	-	-	
2	5月	曇(雨)	17.8	12.7	無色	無臭	3.63	> 100	-	4.6	< 0.5	0.7	5	10.1	95	< 1	0.51	0.027	
3	6月	曇(晴)	16.4	12.5	無色	無臭	6.97	> 100	-	5.7	< 0.5	1.0	10	10.3	96	3	-	-	
4	7月	曇(曇)	21.0	18.1	淡白色	無臭	3.91	> 100	-	4.9	< 0.5	0.9	10	8.8	93	3	-	-	
5	8月	曇(晴)	23.8	18.5	無色	無臭	3.88	> 100	-	4.7	< 0.5	0.5	10	8.8	94	< 1	0.52	0.021	
6	9月	曇(曇)	25.0	19.0	淡白色	無臭	3.81	> 100	-	4.6	< 0.5	0.6	8	9.1	98	5	-	-	
7	10月	曇(曇)	16.3	15.3	無色	無臭	3.27	> 100	-	4.6	< 0.5	0.7	7	9.5	95	3	-	-	
8	11月	晴(晴)	9.2	11.6	無色	無臭	3.15	> 100	-	4.6	< 0.5	0.9	3	10.5	97	1</			

No.13 錫治屋川 白津川合流前

調査月	天候 当日前日	気温 (℃)	水温 (℃)	色相	臭氣	流量 (m <sup>3</sup> /sec)	透視度 (度)	濁り	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	D0 (mg/L)	D0飽和率 (%)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	備 考
1 令和4年4月	曇(曇)	9.8	9.1	無色	無臭	0.34	> 100	-	7.3	0.8	1.0	9	10.9	95	510	-	-	
2 5月	曇(雨)	17.5	13.1	淡黄色	無臭	0.70	> 100	-	7.2	0.6	1.0	6	10.2	97	820	0.96	0.034	
3 6月	曇(晴)	16.8	13.2	無色	無臭	0.77	> 100	-	7.1	0.5	0.9	8	10.0	95	200	-	-	
4 7月	曇(曇)	24.0	18.5	淡黄色	無臭	0.59	66	-	7.3	< 0.5	0.8	13	8.6	92	1600	-	-	
5 8月	曇(晴)	23.8	19.2	無色	無臭	1.04	> 100	-	7.4	0.6	0.6	7	8.7	94	620	0.88	0.024	
6 9月	曇(曇)	23.1	19.1	淡黄色	無臭	0.67	> 100	-	7.3	0.5	0.9	6	9.0	97	6	-	-	
7 10月	曇(曇)	16.1	15.3	無色	無臭	0.41	> 100	-	7.4	< 0.5	0.7	3	9.5	94	370	-	-	
8 11月	晴(晴)	10.0	12.0	無色	無臭	0.24	> 100	-	7.3	< 0.5	0.9	4	10.4	96	7100	0.67	0.025	
9 12月	曇(曇)	3.2	10.4	無色	無臭	0.20	> 100	-	7.3	< 0.5	0.9	1	11.0	98	67	-	-	
10 令和5年1月	雪(雪)	1.0	5.9	無色	無臭	0.20	> 100	-	7.4	< 0.5	0.7	1	12.2	97	110	-	-	
11 2月	雪(雪)	-1.1	1.0	淡黄色	無臭	0.15	68	-	7.2	0.8	1.4	17	12.0	84	190	2.0	0.049	
12 3月	晴(晴)	10.6	8.2	無色	無臭	0.23	> 100	-	7.4	0.6	0.8	2	11.6	98	110	-	-	
最大値		24.0	19.2			1.04	> 100	-	7.4	0.8	1.4	17	12.2	98	7100	2.0	0.049	
最小値		-1.1	1.0			0.15	66	-	7.1	< 0.5	0.6	1	8.6	84	6	0.67	0.024	
平均値		12.9	12.1			0.46	95	-	7.3	0.6	0.9	6	10.3	95	980	1.1	0.033	
75%値								-		0.6	0.9							

No.14 荒川 仁井田橋

調査月	天候 当日前日	気温 (℃)	水温 (℃)	色相	臭氣	流量 (m <sup>3</sup> /sec)	透視度 (度)	濁り	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	D0 (mg/L)	D0飽和率 (%)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	備 考
1 令和4年4月	曇(曇)	9.9	8.3	無色	無臭	1.85	> 100	-	7.2	< 0.5	0.8	5	11.5	98	14	-	-	
2 5月	曇(雨)	17.1	12.5	無色	無臭	2.11	> 100	-	7.2	< 0.5	1.1	3	10.2	96	48	0.26	0.014	
3 6月	曇(晴)	16.6	13.8	無色	無臭	1.83	> 100	-	7.2	< 0.5	1.0	2	9.9	96	40	-	-	
4 7月	曇(曇)	22.1	20.6	淡黄色	無臭	1.77	> 100	-	7.3	< 0.5	0.6	2	8.6	96	67	-	-	
5 8月	曇(晴)	24.5	21.3	無色	無臭	1.62	> 100	-	7.3	1.0	1.1	1	8.3	94	45	0.26	0.023	
6 9月	曇(曇)	28.9	21.1	無色	無臭	2.04	> 100	-	7.2	0.5	0.7	1	9.1	102	30	-	-	
7 10月	曇(曇)	16.1	16.4	無色	無臭	1.14	> 100	-	7.3	< 0.5	0.8	1	9.4	96	77	-	-	
8 11月	晴(晴)	9.9	12.0	無色	無臭	0.78	> 100	-	7.2	< 0.5	0.9	< 1	10.2	95	150	0.34	0.011	
9 12月	曇(曇)	4.2	8.7	無色	無臭	0.89	> 100	-	7.3	0.5	0.9	< 1	11.4	98	36	-	-	
10 令和5年1月	雪(雪)	0.1	2.2	無色	無臭	0.92	> 100	-	7.3	< 0.5	0.5	1	13.4	97	18	-	-	
11 2月	雪(雪)	-1.3	3.5	無色	無臭	1.12	> 100	-	7.2	0.6	1.1	1	13.2	99	20	0.36	0.015	
12 3月	晴(晴)	6.0	5.3	淡黄色	無臭	0.84	> 100	-	7.2	0.7	0.6	4	12.5	98	76	-	-	
最大値		28.9	21.3			2.11	> 100	-	7.3	1.0	1.1	5	13.4	102	150	0.36	0.023	
最小値		-1.3	2.2			0.78	> 100	-	7.2	< 0.5	0.5	< 1	8.3	94	14	0.26	0.011	
平均値		12.8	12.1			1.41	> 100	-	7.2	0.6	0.8	2	10.6	97	52	0.31	0.016	
75%値								-		0.5	1.0							

No.15 荒川 信夫橋

調査月	天候 当日前日	気温 (℃)	水温 (℃)	色相	臭氣	流量 (m <sup>3</sup> /sec)	透視度 (度)	濁り	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	D0 (mg/L)	D0飽和率 (%)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	備 考
1 令和4年4月	曇(曇)	9.5	8.4	淡白色	無臭	6.59	80	-	6.6	< 0.5	1.1	10	11.2	95	38	-	-	
2 5月	曇(雨)	14.0	12.8	淡白色	無臭	6.48	60	-	6.3	< 0.5	1.0	13	10.1	96	9	0.74	0.034	
3 6月	曇(晴)	16.6	14.0	淡白色	無臭	12.90	> 100	-	6.7	< 0.5	1.0	10	9.8	95	67	-	-	
4 7月	曇(曇)	24.8	19.8	無色	無臭	欠測	> 100	-	7.0	0.9	1.5	11	8.6	94	130	-	-	
5 8月	曇(晴)	24.9	20.0	淡白色	無臭	7.07	68	-	6.2	< 0.5	0.6	13	8.6	95	2	0.71	0.019	
6 9月	曇(曇)	27.3	20.2	淡白色	無臭	7.14	68	-	6.8	< 0.5	1.1	10	8.8	97	23	-	-	
7 10月	曇(曇)	16.2	16.1	淡白色	無臭	4.07	68	-	6.6	< 0.5	0.7	13	9.4	95	100	-	-	
8 11月	晴(晴)	10.5	12.6	無色	無臭	欠測	48	-	7.0	0.6	0.9	12	10.3	97	92	1.1	0.082	
9 12月	曇(曇)	3.5	8.2	淡白色	無臭	5.29	85	-	6.6	< 0.5	1.1	12	11.4	96	28	-	-	
10 令和5年1月	雪(雪)	-1.0	2.3	無色	無臭	3.53	65	-	6.7	< 0.5	0.7	13	12.7	92	160	-	-	
11 2月	雪(雪)	-1.1	4.1	淡白色	無臭	3.78	68	-	6.2	< 0.5	0.9	13	12.5	96	6	1.0	0.033	
12 3月	晴(晴)	3.2	5.3	淡白色	無臭	3.78	64	-	6.2	< 0.5	0.5	14	12.1	95	5	-	-	
最大値		27.3	20.2			12.90	> 100	-	7.0	0.9	1.5	14	12.7	97	160	1.1	0.082	
最小値		-1.1	2.3			3.53	48	-	6.2	< 0.5	0.5	10	8.6	92	2	0.71	0.019	
平均値		12.4	12.0			6.06	73	-	6.6	0.5	0.9	12	10.5	95	55	0.89	0.042	
75%値								-		< 0.5	1.1							

No.16 大森川 濁川合流点前

調査月	天候 当日前日	気温 (℃)	水温 (℃)	色相	臭氣	流量 (m <sup>3</sup> /sec)	透視度 (度)	濁り	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	D0 (mg/L)	D0飽和率 (%)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	備 考
1 令和4年4月	曇(曇)	8.3	9.1	淡黄色	無臭	0.46	> 100	微濁	7.3	1.3	1.9	4	12.1	105	590	-	-	
2 5月	曇(雨)	13.0	13.9	淡黄色	無臭	0.95	62	透明	7.4	1.7	2.8	12	10.4	101	860	1.4	0.10	
3 6月	曇(晴)	16.5	14.7	無色	無臭	0.99	95	透明	7.3	0.8	2.5	6	9.5	94	880	-	-	
4 7月	曇(曇)	24.5	20.8	無色	無臭	1.05	> 100	透明	7.5	1.3	2.7	7	8.6	96	1000	-	-	
5 8月	曇(晴)	24.9	21.6	淡黄色	無臭	0.49	> 100	透明	7.4	1.7	1.8	14	8.4	96	630	1.1	0.046	
6 9月	曇(曇)	27.3	22.2	淡茶色	無臭	0.79	75	濁	7.5	0.9	2.0	14	9.0	103	1500	-	-	
7 10月	曇(曇)	16.0	16.0	淡黄色	無臭	0.51	> 100	透明	7.4	0.5	1.9	4	9.3	95	510	-	-	
8 11月	晴(晴)	10.7	13.0	無色	無臭	0.34	> 100	透明	7.9	1.0	2.1	4	11.2	106	300	1.7	0.056	
9 12月	曇(曇)	4.1	7.7	無色	無臭	0.38	> 100	透明	7.4	0.6	2.2	1	11.7	98	400	-	-	
10 令和5年1月	雪(雪)	0.1	2.7	無色	無臭	0.47	> 100	透明	7.3	1.2	2.0	2	12.6	93	1700	-	-	
11 2月	雪(雪)	-1.1	3.8	無色	無臭	0.45	> 100	透明	7.1									

No.17 濁川 大森川合流点前

	調査月	天候 当日(前日)	気温 (°C)	水温 (°C)	色相	臭気	流量 (m³/sec)	透視度 (度)	濁り	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	D0 (mg/L)	D0飽和率 (%)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	全亜鉛 (mg/L)	ニルフェノール (mg/L)	L A S (mg/L)
1	令和4年4月	曇(曇)	8.3	10.7	淡黄色	無臭	0.33	> 100	微濁	7.1	2.1	3.8	5	10.4	93	750	-	-	-	-	-
2	5月	曇(雨)	13.0	15.1	淡黄色	無臭	0.43	11	濁	7.2	3.6	7.3	51	9.4	94	690	1.8	0.38	0.022	< 0.00006	0.0072
3	6月	曇(晴)	16.5	16.2	淡褐色	微下水臭	0.87	75	微濁	7.2	1.3	3.7	9	9.1	92	600	-	-	-	-	-
4	7月	曇(曇)	26.6	21.9	中黄色	無臭	1.17	15	濁	7.3	2.2	5.9	27	7.6	87	2200	-	-	-	-	-
5	8月	曇(晴)	24.9	24.7	淡黄色	無臭	0.61	91	透明	7.2	1.7	3.4	8	7.4	89	420	1.1	0.10	0.006	< 0.00006	0.0052
6	9月	曇(曇)	27.0	21.1	無色	無臭	0.60	50	透明	7.4	1.4	3.7	9	8.5	96	360	-	-	-	-	-
7	10月	曇(曇)	16.0	17.9	淡黄色	無臭	0.37	> 100	微濁	7.3	1.8	2.9	5	8.6	91	520	-	-	-	-	-
8	11月	晴(晴)	10.7	12.7	淡黄色	無臭	0.32	48	透明	7.5	2.1	3.4	3	10.6	100	590	1.6	0.13	0.007	< 0.00006	0.018
9	12月	曇(曇)	4.0	10.0	淡黄色	無臭	0.29	> 100	透明	7.2	2.3	4.7	4	10.0	89	500	-	-	-	-	-
10	令和5年1月	雪(雪)	0.1	2.5	無色	無臭	0.21	77	透明	7.2	2.5	4.7	4	12.2	89	1700	-	-	-	-	-
11	2月	雪(雪)	-1.2	3.5	中黄色	無臭	0.40	35	濁	7.1	4.2	6.8	16	12.1	91	2000	1.9	0.15	0.030	< 0.00006	0.010
12	3月	晴(晴)	2.9	6.1	淡黄色	無臭	0.24	56	透明	7.2	3.9	4.5	9	11.0	88	340	-	-	-	-	-
	最大値		27.0	24.7			1.17	> 100		7.5	4.2	7.3	51	12.2	100	2200	1.9	0.38	0.030	< 0.00006	0.018
	最小値		-1.2	2.5			0.21	11		7.1	1.3	2.9	3	7.4	87	340	1.1	0.10	0.006	< 0.00006	0.0052
	平均値		12.4	13.5			0.49	63		7.2	2.4	4.6	13	9.7	92	890	1.6	0.19	0.016	< 0.00006	0.010
	75%値										2.5	4.7									

No.18 水原川 熊田橋

	調査月	天候 当日(前日)	気温 (°C)	水温 (°C)	色相	臭気	流量 (m³/sec)	透視度 (度)	濁り	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	D0 (mg/L)	D0飽和率 (%)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	備 考	
1	令和4年4月	曇(曇)	18.0	10.4	中黄色	無臭	0.59	55	-	7.4	1.0	1.9	26	11.1	99	500	-	-		
2	5月	曇(雨)	14.0	14.5	淡黄色	無臭	0.10	85	-	7.2	0.9	2.4	5	9.8	96	320	0.56	0.034		
3	6月	曇(晴)	15.4	17.0	淡黄色	無臭	0.59	> 100	-	7.2	< 0.5	1.6	8	9.3	96	76	-	-		
4	7月	曇(曇)	28.1	20.3	中黄色	無臭	0.60	25	-	7.4	0.8	2.4	23	8.4	93	520	-	-		
5	8月	雨(晴)	26.1	22.2	中黄色	無臭	0.32	> 100	-	7.3	1.1	2.1	6	8.4	97	8600	0.45	0.023		
6	9月	曇(曇)	26.9	23.3	無色	無臭	0.52	> 100	-	7.5	0.5	1.7	5	8.2	97	120	-	-		
7	10月	曇(曇)	15.0	16.2	無色	無臭	0.49	> 100	-	7.4	0.5	1.3	< 1	9.3	95	130	-	-		
8	11月	晴(晴)	16.4	14.1	無色	無臭	0.28	> 100	-	7.4	0.8	1.3	< 1	11.1	108	90	0.24	0.015		
9	12月	曇(曇)	4.5	7.6	淡黄色	無臭	0.24	> 100	-	7.3	< 0.5	1.6	< 1	11.7	98	64	-	-		
10	令和5年1月	雪(雪)	2.9	1.3	無色	無臭	0.24	> 100	-	7.3	< 0.5	1.2	< 1	13.9	99	42	-	-		
11	2月	雪(雪)	2.8	2.1	無色	無臭	0.26	> 100	-	7.2	0.9	1.7	< 1	13.4	97	280	0.44	0.019		
12	3月	曇(晴)	2.1	1.6	無色	無臭	0.18	> 100	-	7.2	1.1	1.0	6	11.0	97	23	-	-		
	最大値		28.1	23.3			0.60	> 100		7.5	1.1	2.4	26	13.9	108	8600	0.56	0.034		
	最小値		2.1	1.3			0.10	25		7.2	< 0.5	1.0	< 1	8.2	93	23	0.24	0.015		
	平均値		14.4	12.6			0.37	89		7.3	0.8	1.7	7	10.5	98	900	0.42	0.023		
	75%値										0.9	1.9								

No.19 水原川 下藤内橋

	調査月	天候 当日(前日)	気温 (°C)	水温 (°C)	色相	臭気	流量 (m³/sec)	透視度 (度)	濁り	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	D0 (mg/L)	D0飽和率 (%)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	ニルフェノール (mg/L)	L A S (mg/L)	
1	令和4年4月	曇(曇)	17.0	10.4	無色	無臭	0.75	> 100	透明	7.7	0.9	2.0	4	11.6	103	60	-	-	-	-	
2	5月	曇(雨)	14.5	14.1	淡黄色	無臭	0.64	25	濁	7.3	1.5	4.5	22	9.8	96	480	0.96	0.12	0.005	< 0.00006	0.0048
3	6月	曇(晴)	15.1	17.6	淡黄色	無臭	1.56	52	微濁	7.3	0.8	2.9	12	9.4	99	190	-	-	-	-	-
4	7月	曇(曇)	28.4	23.2	中黄色	無臭	1.18	25	濁	8.0	1.6	4.3	19	8.6	101	400	-	-	-	-	-
5	8月	雨(雨)	26.5	24.8	淡黄色	無臭	0.73	68	微濁	7.6	1.9	3.3	8	8.3	101	810	0.58	0.055	0.001	< 0.00006	0.0030
6	9月	曇(曇)	29.4	25.0	淡黄色	無臭	1.26	28	微濁	7.7	1.3	2.8	20	8.5	103	220	-	-	-	-	-
7	10月	曇(曇)	14.8	16.6	無色	無臭	0.84	> 100	透明	7.6	0.7	1.6	1	9.5	97	320	-	-	-	-	-
8	11月	晴(晴)	15.8	12.9	無色	無臭	0.41	> 100	透明	7.9	0.9	2.1	1	11.1	105	60	0.70	0.046	0.001	< 0.00006	0.0035
9	12月	曇(曇)	4.2	7.2	淡黄色	無臭	0.45	> 100	透明	7.4	0.8	2.2	2	12.2	101	260	-	-	-	-	-
10	令和5年1月	雪(雪)	3.0	1.2	淡黄色	無臭	0.47	> 100	透明	7.3	0.6	1.7	1	14.3	101	320	-	-	-	-	-
11	2月	雪(雪)	3.0	1.7	淡黄色	無臭	0.40	26	微濁	7.2	1.8	3.2	28	13.5	97	2300	1.2	0.092	0.005	< 0.00006	0.0076
12	3月	曇(晴)	2.3	2.2	淡黄色	無臭	0.40	40	微濁	7.2	1.2	2.1	13	12.2	102	300	-	-	-	-	-
	最大値		29.4	25.0			1.56	> 100		8.0	1.9	4.5	28	14.3	105	2300	1.2	0.12	0.005	< 0.00006	0.0076
	最小値		2.3	1.2			0.40	25		7.2	0.6	1.6	1	8.3	96	60	0.58	0.046	0.001	< 0.00006	0.0030
	平均値		14.5	13.1			0.76	64		7.5	1.2	2.7	11	10.8	101	480	0.86	0.078	0.003	< 0.00006	0.0047
	75%値										1.5	3.2									

No.20 女神川 新鶴巣橋

	調査月	天候 当日(前日)	気温 (°C)	水温 (°C)	色相	臭気	流量 (m³/sec)	透視度 (度)	濁り	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	D0 (mg/L)	D0飽和率 (%)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	ニルフェノール (mg/L)	L A S (mg/L)	
1	令和4年4月	曇(曇)	8.5	8.2	淡黄色	無臭	0.24	> 100	透明	7.8	1.9	3.7	3	11.7	99	1900	-	-	-	-	-
2	5月	曇(雨)	14.6	15.0	淡黄色	無臭	0.21	> 100	透明	7.7	2.0	5.3	2	10.1	100	680	1.8	0.12	0.008	< 0.00006	0.016
3	6月	曇(晴)	15.8	19.6	淡黄色	無臭	0.85														

No. 21 立田川 立田川橋

調査月	天候 当日(前日)	気温 (°C)	水温 (°C)	色相	臭気	流量 (m³/sec)	透視度 (度)	濁り	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	D0 (mg/L)	D0飽和率 (%)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	備 考
1 令和4年4月	曇(曇)	16.2	11.4	無色	無臭	0.20	> 100	-	8.5	2.0	3.6	3	11.8	108	210	-	-	
2 5月	曇(雨)	14.0	14.3	淡黄色	無臭	0.06	78	-	7.6	1.8	5.7	5	9.8	95	330	1.6	0.10	
3 6月	曇(晴)	15.6	17.6	淡黄色	無臭	0.13	70	-	7.5	0.9	4.5	5	9.4	99	240	-	-	
4 7月	曇(曇)	27.0	22.4	淡黄色	無臭	0.12	87	-	7.8	1.2	5.3	7	8.1	94	350	-	-	
5 8月	曇(晴)	26.4	24.1	中黄色	無臭	0.11	75	-	7.8	2.0	4.8	8	8.1	96	860	1.6	0.14	
6 9月	曇(曇)	27.6	21.3	無色	無臭	0.20	90	-	7.8	1.0	4.5	3	8.5	96	220	-	-	
7 10月	曇(曇)	14.2	16.0	無色	無臭	0.07	> 100	-	7.8	0.9	2.9	1	9.6	97	170	-	-	
8 11月	晴(晴)	14.5	12.7	無色	無臭	0.06	> 100	-	7.9	1.0	3.0	< 1	10.9	103	240	1.6	0.069	
9 12月	曇(曇)	4.3	7.3	淡黄色	無臭	0.09	> 100	-	7.7	0.8	3.2	< 1	11.8	98	200	-	-	
10 令和5年1月	雪(雪)	2.5	3.0	淡黄色	無臭	0.07	> 100	-	7.7	1.8	2.9	1	12.8	95	270	-	-	
11 2月	雪(雪)	3.5	3.9	淡黄色	無臭	0.10	> 100	-	7.7	1.3	3.7	1	13.2	100	160	2.0	0.074	
12 3月	晴(晴)	16.0	10.6	無色	無臭	0.05	> 100	-	7.9	1.9	3.9	1	13.0	117	170	-	-	
最大値		27.6	24.1			0.20	> 100		8.5	2.0	5.7	8	13.2	117	860	2.0	0.14	
最小値		2.5	3.0			0.05	70		7.5	0.8	2.9	< 1	8.1	94	160	1.6	0.069	
平均値		15.2	13.7			0.11	92		7.8	1.4	4.0	3	10.6	100	290	1.7	0.096	
75%値									1.8	4.5								

No. 22 小国川 伊達市との境界

調査月	天候 当日(前日)	気温 (°C)	水温 (°C)	色相	臭気	流量 (m³/sec)	透視度 (度)	濁り	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	D0 (mg/L)	D0飽和率 (%)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	備 考
1 令和4年4月	曇(曇)	15.2	11.6	淡黄色	無臭	0.19	90	微濁	7.6	0.9	2.7	4	10.9	100	680	-	-	
2 5月	曇(雨)	13.8	14.3	淡黄色	無臭	0.06	> 100	透明	7.6	1.2	3.4	6	10.4	101	260	0.74	0.050	
3 6月	曇(晴)	14.8	14.6	無色	無臭	0.35	72	微濁	7.4	< 0.5	2.9	7	9.9	97	550	-	-	
4 7月	曇(曇)	26.8	22.2	無色	無臭	0.13	> 100	透明	7.7	1.0	4.4	4	8.0	92	600	-	-	
5 8月	曇(晴)	26.0	24.5	淡黄色	無臭	0.04	> 100	微濁	7.7	1.0	3.7	2	8.2	98	130	0.49	0.064	
6 9月	曇(曇)	28.0	23.1	淡白色	無臭	0.15	78	透明	7.7	0.7	3.2	6	8.5	99	840	-	-	
7 10月	曇(曇)	14.3	17.5	無色	無臭	0.05	> 100	透明	7.9	< 0.5	2.3	2	10.0	104	110	-	-	
8 11月	晴(晴)	12.5	11.3	無色	無臭	0.05	> 100	透明	8.1	0.7	2.4	2	11.7	107	35	0.43	0.052	
9 12月	曇(曇)	5.5	9.8	無色	無臭	0.11	> 100	透明	7.8	< 0.5	3.0	1	12.9	106	50	-	-	
10 令和5年1月	雪(雪)	2.0	1.5	淡黄色	無臭	0.07	> 100	透明	7.8	0.6	2.5	3	14.9	106	270	-	-	
11 2月	雪(雪)	2.3	1.0	淡茶色	無臭	0.10	35	微濁	7.4	0.5	1.9	40	14.7	103	67	0.93	0.072	
12 3月	晴(晴)	14.8	5.3	淡黄色	無臭	0.08	> 100	透明	7.6	0.9	2.5	1	13.0	102	51	-	-	
最大値		28.0	24.5			0.35	> 100		8.1	1.2	4.4	40	14.9	107	840	0.93	0.072	
最小値		2.0	1.0			0.04	35		7.4	< 0.5	1.9	1	8.0	92	35	0.43	0.050	
平均値		14.7	13.1			0.11	90		7.7	0.8	2.9	7	11.1	101	300	0.65	0.060	
75%値									0.9	3.2								

No. 23 胡桃川 向瀬上駅付近

調査月	天候 当日(前日)	気温 (°C)	水温 (°C)	色相	臭気	流量 (m³/sec)	透視度 (度)	濁り	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	D0 (mg/L)	D0飽和率 (%)	大腸菌数 (CFU/100ml)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	備 考
1 令和4年4月	曇(曇)	11.8	10.9	淡黄色	無臭	0.11	98	-	7.6	3.0	4.1	4	10.6	96	490	-	-	
2 5月	曇(雨)	16.3	16.0	淡黄色	無臭	0.33	54	-	7.3	3.4	4.8	16	9.3	95	930	2.1	0.17	
3 6月	曇(晴)	13.7	16.0	淡黄色	微下水臭	0.61	50	-	7.3	1.7	4.6	20	9.1	92	600	-	-	
4 7月	曇(曇)	22.1	24.7	淡黄色	無臭	0.34	47	-	7.4	2.2	5.1	15	6.8	82	1500	-	-	
5 8月	雨(晴)	24.5	26.5	淡黄色	無臭	0.60	43	-	7.4	1.5	3.7	18	6.9	85	330	1.4	0.13	
6 9月	曇(曇)	27.3	23.3	淡黄色	無臭	0.33	77	-	7.4	1.4	3.6	9	8.3	97	400	-	-	
7 10月	曇(曇)	17.0	17.5	淡黄色	無臭	0.30	> 100	-	7.5	3.0	5.5	4	8.3	87	2100	-	-	
8 11月	晴(晴)	15.5	14.6	淡黄色	無臭	0.07	> 100	-	7.8	4.4	6.6	1	11.1	109	130	4.3	0.66	
9 12月	曇(曇)	5.7	7.2	淡黄色	微下水臭	0.04	> 100	-	7.4	6.6	6.9	3	8.6	71	260	-	-	
10 令和5年1月	雪(雪)	0.0	0.3	淡黄色	無臭	0.03	76	-	7.6	8.2	8.6	3	11.1	77	2400	-	-	
11 2月	雪(雪)	0.0	1.0	淡黄色	無臭	0.08	59	-	7.4	6.0	6.6	5	11.1	78	1600	4.2	0.37	
12 3月	晴(晴)	11.5	3.4	淡黄色	無臭	0.05	66	-	7.6	8.7	10.0	4	10.0	75	1600	-	-	
最大値		27.3	26.5			0.61	> 100		7.8	8.7	10.0	20	11.1	109	2400	4.3	0.66	
最小値		0.0	0.3			0.03	43		7.3	1.4	3.6	1	6.8	71	130	1.4	0.13	
平均値		13.8	13.5			0.24	73		7.5	4.2	5.8	9	9.3	87	1000	3.0	0.33	
75%値									6.0	6.6								

## 資料8 阿武隈川水質調査結果

○調査地点：阿武隈川 蓬萊橋(黒岩)  
 ○測定機関：国土交通省福島県河川国道事務所

調査月	天候 (°C)	気温 (°C)	水温 (°C)	色相	臭気	流量 (m³/sec)	透視度 (度)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	D0 (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	全亜鉛 (mg/L)	ニルフィール (mg/L)	L A S (mg/L)
令和3年4月	晴	16.0	13.0	淡茶褐色	無臭	41.43	32	7.6	2.2	4.0	9	9.5	3300	-	-	-	-	-
5月	晴	17.0	16.0	淡茶褐色	無臭	30.49	37	7.5	1.8	4.5	13	9.3	3300	2.0	0.13	0.007	< 0.00006	0.0017
6月	曇	23.0	23.0	淡茶褐色	無臭	47.50	35	7.5	1.3	5.1	13	7.9	11000	-	-	-	-	-
7月	晴	36.0	27.0	淡茶褐色	無臭	46.91	30	7.7	1.5	3.6	12	7.6	17000	-	-	-	-	-
8月	晴	33.0	29.0	淡茶褐色	無臭	45.43	21	7.4	3.2	4.0	14	7.6	22000	1.1	0.12	0.010	< 0.00006	< 0.00006
9月	雨	21.2	24.0	淡茶褐色	無臭	72.65	50	7.7	0.9	3.1	7	8.1	7000	-	-	-	-	-
10月	曇	19.5	20.0	淡茶褐色	無臭	53.11	39	7.8	1.0	3.9	7	8.8	79000	-	-	-	-	-
11月	晴	8.5	7.0	淡茶褐色	無臭	44.67	82	7.8	1.0	3.1	3	12	13000	1.9	0.069	0.007	< 0.00006	0.0024
12月	晴	9.5	5.5	淡茶褐色	無臭	56.43	53	7.7	0.8	2.7	4	12	3300	-	-	-	-	-
令和4年1月	晴	2.0	3.0	無色	無臭	44.04	> 100	7.8	0.7	2.1	1	14	3300	-	-	-	-	-
2月	晴	1.0</td																

## 資料9 公共用水域における PFOS 及び PFOA の調査結果

検体の区分	河 川 水	地下水
項目 (単位)	調査地点	
PFOS 及び PFOA ( $\mu\text{g}/\text{L}$ ) (指針値: 0.05 $\mu\text{g}/\text{L}$ ※)	松川 (松川橋上流)	飯野町明治地内
備 考	採水日: 令和4年8月19日(金) 天 候: 晴 (前日 雨)	採水日: 令和4年8月19日(金) 天 候: 晴 (前日 雨)

※環境省通知における表記は 0.00005 mg/L

## 資料 10 地下水の水質調査結果

(単位 : mg/L)

No. 測定地点(地区)名	総水銀	ジクロエタン	クロロエタン	1,2-ジクロエタン	1,1-ジクロエタン	1,2-ジクロエチレン	1,1,1-トリクロエタ	1,1,2-トリクロエタ	トリクロエタン	メラクロエタン	チラム	シマジン	硫酸塩素及び 亞硫酸塩素	ふつ素
○概況調査（ローリング方式）（アルキル水銀を除く全ての環境基準項目の調査を実施。他の項目は不検出）														
1 黒岩	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0006	<0.0003	15	0.08
○概況調査（定点方式）														
1 太平寺周辺地区		<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005				
2 黒岩周辺地区											<0.0006	<0.0003		
○継続監視調査														
1 笹木野周辺地区							<0.0005		<0.001	<0.0005				
2 渡利周辺地区 1			<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005				
3 渡利周辺地区 2			<0.0002	<0.0004	<0.002	0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	0.0072				
4 渡利周辺地区 3							<0.0005		<0.001	<0.0005				
5 瀬上町 I 周辺地区 1			<0.0002	<0.0004	<0.002	0.010	<0.0005	<0.0006	0.004	0.16				
6 瀬上町 I 周辺地区 2		欠測												
7 瀬上町 I 周辺地区 3		<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.002	0.020	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005				
8 瀬上町 I 周辺地区 4							<0.0005		<0.001	<0.0005				
9 上鳥渡周辺地区 1							<0.0005		<0.001	0.0010				
10 上鳥渡周辺地区 2			<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	0.0020				
11 上鳥渡周辺地区 3							<0.0005		<0.001	0.0014				
12 上鳥渡周辺地区 4							<0.0005		<0.001	<0.0005				
13 郷野目周辺地区 1			<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005				
14 郷野目周辺地区 2			<0.0002	<0.0004	<0.002	0.007	<0.0005	<0.0006	0.001	<0.0005				
15 郷野目周辺地区 3			<0.0002	<0.0004	<0.002	0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005				
16 郷野目周辺地区 4			<0.0002	<0.0004	<0.002	0.005	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005				
17 佐倉周辺地区			<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	0.002	<0.0005				
18 泉 I 周辺地区 1			<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	0.0025				
19 泉 I 周辺地区 2							<0.0005		<0.001	0.0010				
20 泉 I 周辺地区 3							<0.0005		<0.001	0.0037				
21 笹谷 I 周辺地区 1							<0.0005		<0.001	0.0046				
22 笹谷 I 周辺地区 2			<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	0.0081				
23 笹谷 I 周辺地区 3		欠測												
24 笹谷 I 周辺地区 4							<0.0005		<0.001	<0.0005				
25 笹谷 I 周辺地区 5							<0.0005		<0.001	0.0014				
26 笹谷 II							<0.0005		<0.001	<0.0005				
27 飯野町明治 I			<0.0002	<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005				
28 飯野町明治 II	<0.0005													
29 黒岩Ⅲ周辺地区 1													5.6	
30 黒岩Ⅲ周辺地区 2													16	
31 黒岩Ⅲ周辺地区 3													13	
32 岡島周辺地区 1													11	
33 岡島周辺地区 2													6.0	
34 岡島周辺地区 3													8.1	
環境基準	樹木がぬかるむ	0.02以下	0.002以下	0.004以下	0.1以下	0.04以下	1以下	0.006以下	0.01以下	0.01以下	10以下	0.003以下	10以下	0.8以下

測定値 : 環境基準値を超過して検出した項目

## 資料 11 水質関係施設届出状況及び排水基準監視調査結果

### 1. 特定事業場排水基準監視調査結果

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

号番号	業種及び施設	特定事業場数	規制対象事業場数	立入事業場数		排水基準監視調査実施件数		
				事業場数	不適合数	件数	不適合数	不適合率(%)
1 の 2	豚房・牛房・馬房	33	0	-	-	-	-	-
2	畜産食料品	4	1	1	0	1	0	0.0
3	水産食料品	2	0	-	-	-	-	-
4	農産保存食料品	6	4	4	0	4	0	0.0
5	みそ・しょうゆ・調味料	9	1	1	0	1	0	0.0
8	パン・菓子・製あん	3	0	-	-	-	-	-
10	飲料	4	0	-	-	-	-	-
12	動植物油脂	1	0	-	-	-	-	-
16	めん類	5	2	2	0	2	0	0.0
17	豆腐・煮豆	95	1	1	0	2	0	0.0
18 の 2	冷凍調理食品	1	1	1	0	1	0	0.0
19	紡織・繊維製品	3	2	1	0	1	0	0.0
21 の 2	一般製材・木材チップ	1	0	-	-	-	-	-
22	木材薬品処理	2	0	-	-	-	-	-
23 の 2	新聞・出版・印刷・製版	14	0	-	-	-	-	-
32	有機顔料・合成染料	1	1	1	0	1	0	0.0
47	医薬品	2	1	1	0	1	0	0.0
53	ガラス・ガラス製品	2	1	1	0	1	0	0.0
54	セメント製品	5	0	-	-	-	-	-
55	生コンクリート	10	0	-	-	-	-	-
61	鉄鋼	1	1	1	0	4	0	0.0
62	非鉄金属製造業	1	0	-	-	-	-	-
63	金属製品・機械器具	3	2	2	0	2	0	0.0
64 の 2	水道・工業用水道	1	1	1	0	1	0	0.0
65	酸・アルカリ表面処理	7	0	-	-	-	-	-
66	電気めっき	2	2	2	1	5	3	60.0
66 の 3	旅館	137	42	0	0	0	0	0.0
66 の 4	共同調理場	4	4	4	0	4	0	0.0
66 の 5	弁当仕出・製造	2	0	-	-	-	-	-
66 の 6	飲食店	8	2	1	1	2	1	50.0
67	洗たく	41	6	2	0	2	0	0.0
68	写真現像	13	3	-	-	-	-	-
69 の 2	中央卸売市場	1	0	-	-	-	-	-
70 の 2	自動車分解整備事業	4	0	-	-	-	-	-
71	自動式車両洗浄施設	123	1	1	0	4	0	0.0
71 の 2	科学技術の試験・研究機関	18	3	2	0	2	0	0.0
71 の 3	一般廃棄物の焼却処理施設	2	2	2	0	2	0	0.0
71 の 5	ジクロロメタンによる洗浄施設	1	1	1	0	1	0	0.0
72	し尿処理施設	20	20	20	5	30	6	20.0
73	下水道終末処理場	2	2	2	1	3	1	33.3
74	特定事業場排水の処理施設	1	1	-	-	-	-	-
計		595	108	55	8	77	11	14.3

\*号番号は水質汚濁防止法施行令別表第 1 の特定施設の号番号。

\*立入事業場数及び排水基準監視調査実施件数には、再調査分を再掲し、のべ数として計上した。

\*特定施設が複数ある場合は、当該事業場の事業特性をより顕著に表すもののひとつを選択して計上した。

### 2. 排水指定事業場排水基準監視調査結果

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

号番号	業種及び施設	排水指定事業場数	規制対象事業場数	立入事業場数		排水基準監視調査実施件数		
				事業場数	不適合数	件数	不適合数	不適合率(%)
3	電子部品・デバイス製造業	3	0	-	-	-	-	-
4	窯業・土石製品製造業	5	1	1	0	1	0	0.0
6	鉄道用車両の整備施設	1	0	-	-	-	-	-
7	コイン式洗車施設	13	0	-	-	-	-	-
8	一般廃棄物の最終処分場	3	3	2	0	2	0	0.0
9	産業廃棄物の最終処分場	7	7	7	0	10	0	0.0
11	ゴルフ場	1	1	0	0	0	0	0.0
計		33	12	10	0	13	0	0.0

\*号番号は福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則第 20 条の排水指定施設の号番号。

\*立入事業場数及び排水基準監視調査実施件数には、再調査分を再掲し、のべ数として計上した。

\*特定事業場に排水指定施設が設置されている場合は、のべ数として特定事業場と排水指定事業場に重複して計上した。

## —騒音・振動—

### 資料 12 環境騒音調査結果

	地点名	都市計画法に基づく用途地域区分	環境基準類型 (騒音規制法 地域区分)	時間 区分	環境 基準 (dB)	騒音レベル(dB)			
						等価騒音 レベル (L <sub>Aeq</sub> )	時間率騒音レベル		
							中央値 (L <sub>A50</sub> )	上端値 (L <sub>A5</sub> )	下端値 (L <sub>A95</sub> )
1	渡利	第一種低層住居専用地域	A類型 (第1種)	昼間	55	42	38	45	34
				夜間	45	36	32	37	29
2	南沢又	第1種中高層住居専用地域	A類型 (第2種)	昼間	55	46	37	48	33
				夜間	45	33	29	34	28
3	東浜町	第一種住居地域	B類型 (第2種)	昼間	55	46	41	48	36
				夜間	45	36	33	39	30
4	大町	商業地域	C類型 (第3種)	昼間	60	47	43	49	41
				夜間	50	41	38	42	37
5	郷野目	工業地域	C類型 (第4種)	昼間	60	53	46	58	42
				夜間	50	45	40	49	37
6	黒岩	近隣商業地域	C類型 (第3種)	昼間	60	46	41	48	39
				夜間	50	39	37	42	34
7	飯坂町	商業地域	C類型 (第3種)	昼間	60	44	35	45	32
				夜間	50	33	30	34	28
8	蓬莱町	第二種低層住居専用地域	A類型 (第1種)	昼間	55	40	35	41	33
				夜間	45	32	31	34	29

騒音レベル 環境基準超過時間帯

#### ○騒音に係る環境基準

A類型 昼間：55dB 夜間45dB

B類型 昼間：55dB 夜間45dB

C類型 昼間：60dB 夜間50dB

※等価騒音レベルにより評価を行う。

※昼間：6時～22時 夜間22時～6時

## 資料13 自動車交通騒音・振動調査結果

### 1. 自動車交通騒音・振動調査結果（点的評価）

	測定地点	地域の区分					車線数 マイク 高さ (m)	騒音レベル (dB) 昼間 夜間 06:00 22:00 22:00 06:00 11:00 17:00 01:00 05:00	振動レベル(dB) 昼間 夜間 09:00 15:00 23:00 03:00 S S S S S S S S				交通量 (台/10分) 昼間 夜間 06:00 22:00 22:00 06:00		平均速度 (km/h:10台) 昼間 夜間 06:00 22:00 22:00 06:00												
		用途 地域	環境 基準	要請 限度	騒音規制法	振動規制法																					
1	松浪町 国道4号	近隣 商業	C類型	C区域	3種	2種	5	1.2	LAEq	73	70	S	S	S	S	S	大型	58	22	47	57						
									中央値	70.1	57.3	35.7	35.8	25未満	25未満	327	小型	35	51	63							
									上端値	78.9	75.9	47.1	45.8	45.7	44.5	2	二輪	0									
									下端値	46.3	39.0	25未満	25未満	25未満	25未満												
2	鳥谷野 国道4号	工業	C類型	C区域	4種	2種	4	1.2	LAEq	73	72	S	S	S	S	S	大型	61	26	48	56						
									中央値	70.4	60.2	33.9	32.6	25未満	25未満	377	小型	18	51	60							
									上端値	78.2	78.9	42.8	41.4	38.7	44.2	2	二輪	0									
									下端値	52.0	44.2	25未満	25未満	25未満	25未満												
3	天神町 国道13号	近隣 商業	C類型	C区域	3種	2種	4	1.2	LAEq	70	65	S	S	S	S	S	大型	16	3	44	43						
									中央値	66.0	50.9	27.3	26.6	25未満	25未満	221	小型	25	48	49							
									上端値	75.4	71.7	38.7	35.9	27.5	27.9	2	二輪	1									
									下端値	49.7	37.2	25未満	25未満	25未満	25未満												
4	泉 国道13号(西道路)	二種 住居	B類型	b区域	2種	1種	4	1.2	LAEq	67	60	S	S	S	S	S	大型	29	3	47	44						
									中央値	64.0	47.2	25未満	25未満	25未満	25未満	302	小型	12	48	52							
									上端値	71.8	65.2	29.2	29.1	25未満	25未満	1	二輪	1									
									下端値	51.3	37.2	25未満	25未満	25未満	25未満												
5	南中央 国道13号(西道路)	準工業	C類型	C区域	3種	2種	4	1.2	LAEq	67	61	S	S	S	S	S	大型	28	5	44	47						
									中央値	61.9	46.1	25未満	25未満	25未満	25未満	295	小型	14	46	52							
									上端値	72.1	66.7	33.6	31.5	25未満	25未満	1	二輪	0									
									下端値	47.6	39.5	25未満	25未満	25未満	25未満												
6	渡利 国道114号	一種 住居	B類型	b区域	2種	1種	4	1.2	LAEq	67	60	S	S	S	S	S	大型	16	2	52	62						
									中央値	61.2	43.6	25未満	25未満	25未満	25未満	150	小型	12	51	60							
									上端値	72.4	64.9	29.5	29.8	25未満	25未満	1	二輪	1									
									下端値	44.3	34.6	25未満	25未満	25未満	25未満												
7	館の前 国道115号	二種 住居	B類型	b区域	2種	1種	4	1.2	LAEq	66	59	S	S	S	S	S	大型	16	2	42	50						
									中央値	60.1	44.5	25未満	25未満	25未満	25未満	146	小型	7	49	54							
									上端値	72.1	63.2	33.6	32.7	25未満	25未満	2	二輪	1									
									下端値	47.5	39.1	25未満	25未満	25未満	25未満												
8	方木田 国道115号	準住居	B類型	b区域	2種	1種	4	1.2	LAEq	66	60	S	S	S	S	S	大型	24	1	44	49						
									中央値	60.8	43.8	25.6	25.5	25未満	25未満	253	小型	10	48	57							
									上端値	71.1	63.8	36.1	34.3	25未満	25未満	1	二輪	1									
									下端値	45.8	37.1	25未満	25未満	25未満	25未満												
9	笹谷 主要地方道福島・飯坂線	一種 住居	B類型	b区域	2種	1種	2	1.2	LAEq	61	54	S	S	S	S	S	大型	5	0	36	-						
									中央値	52.8	40.7	25.7	25.9	25未満	25未満	89	小型	9	39	40							
									上端値	64.8	55.6	34.6	33.9	25.3	25未満	1	二輪	1									
									下端値	43.8	38.4	25未満	25未満	25未満	25未満												
10	野田町 主要地方道福島・吾妻・裏磐梯線	二種 住居	B類型	b区域	2種	1種	2	1.2	LAEq	64	55	S	S	S	S	S	大型	8	1	38	35						
									中央値	58.2	43.8	32.9	32.9	25未満	25未満	109	小型	4	43	47							
									上端値	69.5	57.2	41.7	39.7	29.7	25未満	1	二輪	1									
									下端値	46.6	42.5	25未満	25.7	25未満	25未満												
11	鎌田 県道飯坂・保原線	一種 住居	B類型	b区域	2種	1種	4	1.2	LAEq	66	61	S	S	S	S	S	大型	19	3	40	43						
									中央値	60.3	47.0	25未満	29.5	25未満	25未満	163	小型	7	43	46							
									上端値	72.2	65.1	27.9	43.4	32.7	29.8	1	二輪	1									
									下端値	48.8	38.3	25未満	25未満	25未満	25未満												
12	大森 県道南福島停車場線	準工業	C類型	C区域	3種	2種	4	1.2	LAEq	70	65	S	S	S	S	S	大型	21	3	50	63						
									中央値	65.9	49.3	26.7	29.8	25未満	25未満	198	小型	14	64	72							
									上端値	76.1	69.9	35.1	40.0	25未満	25.9	1	二輪	0									
									下端値	50.0	40.4	25未満	25未満	25未満	25未満												

※ 測定を行った12地点は、一般国道、主要地方道（県道）、一般県道に面し、「幹線交通を担う道路に近接する空間における特例」の基準、昼間70dB、夜間65dBが適用になる。

※ LAeq 値は、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（環境省）に従い四捨五入し整数表示としている。</p

## 2. 自動車交通騒音調査結果（面的評価）

路線名 (括弧内は評価実施区間の戸数)	面的評価結果(全体)割合(%) (括弧内は戸数)				面的評価結果(近接空間)割合(%) (括弧内は戸数)				面的評価結果(非近接空間)割合(%) (括弧内は戸数)			
	昼夜とも基準以下	昼間のみ基準以下	夜間のみ基準以下	昼夜とも基準超過	昼夜とも基準以下	昼間のみ基準以下	夜間のみ基準以下	昼夜とも基準超過	昼夜とも基準以下	昼間のみ基準以下	夜間のみ基準以下	昼夜とも基準超過
1 東北自動車道 (442戸)	91.4 (404戸)	1.8 (8戸)	0.0 (0戸)	6.8 (30戸)	99.4 (180戸)	0.6 (1戸)	0.0 (0戸)	0.0 (224戸)	85.8 (7戸)	2.7 (0戸)	0.0 (30戸)	11.5
2 一般国道4号 (1864戸)	84.7 (1578戸)	9.3 (173戸)	0.0 (0戸)	6.1 (113戸)	62.2 (378戸)	21.2 (129戸)	0.0 (0戸)	16.6 (101戸)	95.5 (1200戸)	3.5 (44戸)	0.0 (0戸)	1.0 (12戸)
3 南福島停車場線 (572戸)	100.0 (572戸)	0.0 (0戸)	0.0 (0戸)	0.0 (0戸)	100.0 (240戸)	0.0 (0戸)	0.0 (0戸)	100.0 (332戸)	0.0 (0戸)	0.0 (0戸)	0.0 (0戸)	0.0 (0戸)

### ◎道路における自動車の交通に関する基準等

環境基準			要静度(騒音)			要静度(振動)			都市計画に基づく用途地域		
類型	1車線	2以上	区域区分	1車線	2以上	区域区分	1種	2種	3種	4種	5種
A	-	60/55	a	65/55	70/65	第一種	65/60	第一種・第二種低層住専、第一種・第二種中高層住専	第一種・第二種低層住専	第一種・第二種中高層住専	第一種・第二種中高層住専
B			b			第二種		第二種・第三種住居、準住居	第二種・第三種住居、準住居	第二種・第三種住居、準住居	第二種・第三種住居、準住居
C	65/60		c	75/70		第三種	70/65	近隣商業、商業、準工業、工業	近隣商業、商業、準工業、工業	近隣商業、商業、準工業、工業	近隣商業、商業、準工業、工業
特例	70/65	特別		75/70		第四種	-				

\*数値は、昼間/夜間(dB)

◇騒音 昼間：6:00～22:00 夜間：22:00～6:00

◇振動 昼間：7:00～19:00 夜間：19:00～7:00

\*特例は「幹線交通を担う道路に近接する空間」に適用

- 1) 2車線以下の車線を有する幹線道路を担う道路の道路端から15mの範囲
- 2) 2車線を超える車線を有する幹線道路を担う道路の道路端から20mの範囲

\*「幹線交通を担う道路」

- 1) 高速自動車道、一般国道、都道府県道、市町村道(市町村道は4車線以上の区間のみ)
- 2) 一般自動車道である自動車専用道路

## 資料 14 高速自動車道（東北縦貫自動車道）騒音調査結果

調査地点	川口起点距離(km)	測定車線(上下)	都市計画用途地域	測定地点	騒音レベル(dB)								直近民家までの距離	
					昼間				夜間					
					L <sub>Aeq</sub>	L <sub>A50</sub>	L <sub>A5</sub>	L <sub>A95</sub>	L <sub>Aeq</sub>	L <sub>A50</sub>	L <sub>A5</sub>	L <sub>A95</sub>		
1 下飯坂(定点)	266.7	下り	市街化調整地域	25m	61	59	64	53	59	56	64	47	100m	
				50m	59	58	62	52	58	56	62	45		
				100m	56	54	58	49	55	54	59	44		
2 上鳥渡・下鳥渡	254.8	上り	準工業地域	20m	59	56	62	52	54	52	57	45	20m	
				180m	52	45	52	42	49	40	45	37		
3 松川町水原	243.3	下り	市街化調整地域	20m	57	55	62	48	57	53	63	38	20m	

### ◎高速自動車道騒音に係る基準について

- 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)が設定されている地域においては、環境基準による評価を行う。

- 環境基準が設定されていない地域においては、騒音に係る環境基準(道路に面する地域)の「B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域」の基準により評価を行う。

なお、道路端から20m以内の地点は「幹線交通を担う道路に近接する空間」の基準により評価を行う。

B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域・・・昼間 65dB 夜間 60dB  
幹線交通を担う道路に近接する空間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

※ 昼間：6時～22時 夜間：22時～6時

\* L<sub>Aeq</sub> 値は、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(環境省)に従い四捨五入し整数表示としている。

## 資料 15 東北縦貫自動車道遮音壁設置状況

○上り車線

対象地区	設置区間 -Kp (川口起点) -	遮音壁 長さ (m)	設置 年度	備考
1 飯坂町	268.221 ~ 268.450	229	H9	2の延伸(北)
2 東湯野小学校	267.900 ~ 268.221	321	S52	
3 "	267.500 ~ 267.900	400	S53	2の延伸(南)
4 飯坂町	267.258 ~ 267.500	242	H9	3の延伸(南)
5 下飯坂	266.252 ~ 266.602	350	H3	
6 "	265.820 ~ 265.917	97	H11	7の延伸(北)
7 沖高	265.600 ~ 265.820	220	S62	8の延伸(北)
8 "	265.502 ~ 265.600	98	H9	
9 飯坂町平野	264.822 ~ 265.190	368	H4	
10 "	264.026 ~ 264.310	284	H14	
11 "	263.300 ~ 263.691	391	H7	12の延伸(北)
12 笹谷(万世)	262.428 ~ 263.300	872	S52	
13 " (万世)	262.314 ~ 262.428	114	S59	12の延伸(南)
14 "	261.846 ~ 262.023	177	H9	
15 " (堰場)	261.200 ~ 261.840	640	S53	
16 " (堰場)	261.180 ~ 261.200	20	S58	15の延伸(南)
17 " (下釜)	260.610 ~ 260.870	260	S58	
18 笹木野	259.550 ~ 259.900	350	S61	
19 "	259.291 ~ 259.550	259	H6	18と20の延伸
20 " (西原)	259.065 ~ 259.291	226	S55	
21 " (長畑)	258.634 ~ 259.065	431	H3	20の延伸(南)
22 " (中島)	258.235 ~ 258.593	358	H12	
23 上野寺	257.903 ~ 257.959	56	H12	24の延伸(北)
24 "	257.789 ~ 257.903	114	H4	
25 "	257.685 ~ 257.789	104	H7	24の延伸(南)
26 西川原	256.834 ~ 257.058	224	H17	
27 成川	255.640 ~ 256.181	541	H6	28の延伸(北)
28 "	255.060 ~ 255.640	580	S57	
29 下鳥渡	254.052 ~ 254.500	448	H9	30の延伸(北)
30 "	253.796 ~ 254.052	256	H3	
31 大森	253.383 ~ 253.499	116	H9	
32 山田	252.760 ~ 252.800	40	H14	33の延伸(北)
33 "	252.600 ~ 252.760	160	S61	
34 小田(向田)	251.648 ~ 251.800	152	H元	
35 "	251.303 ~ 251.648	345	H2	34の延伸(南)
36 平石	250.862 ~ 251.102	240	H6	
37 "	250.200 ~ 250.710	510	S62	
38 "	250.068 ~ 250.200	132	H5	37の延伸(南)
39 松川	245.843 ~ 246.263	420	H7	
40 松川町	245.222 ~ 245.460	238	H9	

○下り車線

対象地区	設置区間 -Kp (川口起点) -	遮音壁 長さ (m)	設置 年度	備考
41 東湯野	268.263 ~ 268.467	204	H14	42の延伸(北)
42 "	268.037 ~ 268.263	226	S55	
43 "	267.818 ~ 268.037	219	S56	42の延伸(南)
44 下飯坂	266.200 ~ 266.650	450	S60	
45 "	265.640 ~ 265.746	106	H12	46の延伸(北)
46 沖高	265.420 ~ 265.640	220	S62	
47 飯坂町平野	263.800 ~ 264.368	568	H7	
48 笹谷	262.203 ~ 262.538	335	H9	49の延伸(北)
49 笹谷小学校	262.046 ~ 262.203	157	S53	50の延伸(北)
50 "	261.723 ~ 262.046	323	S52	
51 笹谷(西畠)	261.096 ~ 261.723	627	S55	50の延伸(南)
52 "	260.598 ~ 260.974	376	S63	
53 笹木野	259.580 ~ 260.189	609	H6	54の延伸(北)
54 " (山神)	259.050 ~ 259.580	530	S56	
55 "	258.751 ~ 259.050	299	H5	54と56の延伸
56 " (石田)	258.202 ~ 258.751	549	H2	57の延伸(北)
57 " (和田)	257.778 ~ 258.202	424	H元	
58 成川	255.100 ~ 255.430	330	S57	
59 上鳥渡	254.750 ~ 255.010	260	H9	
60 上鳥渡	254.403 ~ 254.535	132	H20	61の延伸(北)
61 下鳥渡	253.700 ~ 254.403	703	H9	
62 山田	252.780 ~ 252.854	74	H9	63の延伸(北)
63 "	252.578 ~ 252.780	202	S61	64の延伸(北)
64 "	252.081 ~ 252.578	497	S59	
65 " (高倉)	251.832 ~ 252.081	249	H2	64と66の延伸
66 小田(畠中)	251.680 ~ 251.832	152	H元	
67 " (程平)	251.307 ~ 251.427	120	H2	
68 平石	250.770 ~ 250.960	190	S62	
69 "	250.452 ~ 250.490	38	H14	70の延伸(北)
70 "	249.800 ~ 250.452	652	H5	
71 "	249.536 ~ 249.800	264	H7	70の延伸(南)
72 "	248.932 ~ 249.508	576	H7	
73 松川	245.656 ~ 246.076	420	H7	
74 "	245.327 ~ 245.399	72	H19	75の延伸(南)
75 "	244.903 ~ 245.338	435	S59	
76 "	244.607 ~ 244.823	216	S59	
77 "	242.364 ~ 242.792	428	H9	

合計	上り 11,383 m	上下計 23,615 m
	下り 12,232 m	

(令和5年3月31日現在)

## 資料 16 東北新幹線鉄道騒音・振動調査結果

調査地点	東京起点距離(kp)	調査地点概要						列車速度(km/h)	調査結果(dB)				全測定本数	
		環境基準地域類型	都市計画用途地域	構造物種類(高さ[m])	軌道の種類	防音壁種類(高さ[m])	騒音レベル		騒音レベル	振動レベル				
		25m地点	50m*地点	100m*地点	25m地点	上り	下り		25m地点	50m*地点	100m*地点	25m地点	上り	下り
1 宮代(二丁田)(下り側)	261.5	I類型	調整地域	R・C けた式 高架橋 (11.1)	スラブ	逆L・ 吸音材 (2.0)	平均 298	78	73	67	54	6	14	
2 宮代(段ノ腰)(上り側)				R・C けた式 高架橋 (9.3)			最高 319							
3 南矢野目(下り側)				R・C けた式 高架橋 (5.9)			最低 234							
4 御山(遠背戸)(下り側)	257.4	I類型	第一種 住居地域	R・C けた式 高架橋 (5.6)	スラブ	逆L・ 吸音材 (2.0+1.0)	平均 273	76	72	-	58	10	10	
5 森合(下り側)				R・C けた式 高架橋 (6.0)			最高 317							
6 方木田(下り側)				R・C けた式 高架橋 (16.5)			最低 162							
7 平石(下り側)	250.5	I類型	調整地域	R・C けた式 高架橋 (13.4)	スラブ	直壁 (1.8+2.1)	平均 285	72	68	-	59	11	9	
							最高 317							
							最低 184							

※ 福島駅 約 256.2 kp

\*調査地点に変更がある場合は調査結果下段に( )で表示。

環境基準 I類型 70dB 以下  
II類型 75dB 以下

騒音レベル 環境基準超過地点

## 資料17 騒音・振動関係施設の届出状況

### 1. 騒音規制法に基づく特定施設

(令和5年3月31日現在)

特定施設の種類	規制地域区分	第1種	第2種	第3種	第4種	計
1. 金属加工機械		1	35	32	255	323
□ 製管機械					( 3)	( 3)
ハ ベンディングマシン			( 2)	( 2)	( 8)	( 12)
ニ 液圧プレス			( 16)	( 11)	( 79)	(106)
ホ 機械プレス		( 1)	( 2)	( 7)	(117)	(127)
ヘ せん断機			( 14)	( 8)	( 34)	( 56)
ト 鍛造機				( 2)		( 2)
リ ブラスト			( 1)		( 14)	( 15)
ヌ タンブラー				( 2)		( 2)
2. 空気圧縮機および送風機		3	316	492	652	1,463
3. 破碎機・摩碎機・ふるい機等		1	5	5	1	12
4. 織機			84	133	602	819
5. 建設用資材製造機械			3	2	1	6
イ コンクリートプラント			( 2)	( 1)	( 1)	( 4)
□ アスファルトプラント			( 1)	( 1)		( 2)
7. 木材加工機械			38	25	24	87
イ ドラムバーカー			( 1)			( 1)
□ チッパー			( 4)	( 5)	( 2)	( 11)
ニ 帯のこ盤			( 21)	( 9)	( 13)	( 43)
ホ 丸のこ盤			( 5)	( 3)	( 5)	( 13)
ヘ かんな盤			( 7)	( 8)	( 4)	( 19)
9. 印刷機械		10	18	121	112	261
10. 合成樹脂用射出成型機				59	84	143
11. 鋳型造型機			6	15	13	34
計		15	505	884	1,744	3,148

※( )内は指定施設の種類ごとのうち数

### 2. 振動規制法に基づく特定施設

(令和5年3月31日現在)

特定施設の種類	規制地域区分	第1種	第2種	計
1. 金属加工機械		20	308	328
イ 液圧プレス		( 3)	( 68)	( 71)
□ 機械プレス		( 4)	(196)	(200)
ハ せん断機		( 13)	( 44)	( 57)
2. 圧縮機		46	539	585
3. 破碎機・破碎機・ふるい機・分級機			5	5
4. 織機			663	663
5. コンクリートブロックマシン		3	5	8
6. 木材加工機械		2	3	5
□ チッパー		( 2)	( 3)	( 5)
7. 印刷機械			83	83
8. ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機			12	12
9. 合成樹脂用射出成型機		3	281	284
10. 鋳型造型機			56	56
計		74	1,955	2,029

※( )内は指定施設の種類ごとのうち数

### 3. 福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音指定施設

(令和5年3月31日現在)

規制地域区分 特定施設の種類	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	計
1. 金属加工機械			15		18	33
(2) 製管機械			( 3)			( 3)
(3) ベンディングマシン					( 1)	( 1)
(4) 液圧プレス			( 5)		( 5)	( 10)
(5) 機械プレス					( 6)	( 6)
(6) せん断機			( 3)		( 4)	( 7)
(9) ブラスト			( 2)		( 1)	( 3)
(11) 切断機			( 2)		( 1)	( 3)
2. 空気圧縮機および送風機			424		252	676
3. 土石・鉱物用破碎機・摩碎機			56			56
4. ふるい機・分級機			19			19
5. 織機					1,902	1,902
6. 建設用資材製造機械			16		3	19
(1) コンクリートプラント			( 7)		( 3)	( 10)
(2) アスファルトプラント			( 9)			( 9)
8. 木材加工機械			36		5	41
(1) ドラムバーカー			( 3)			( 3)
(2) チッパー			( 7)			( 7)
(3) 碎木機			( 5)			( 5)
(4) 帯のこ盤			( 12)		( 1)	( 13)
(5) 丸のこ盤			( 4)		( 1)	( 5)
(6) かんな盤			( 5)		( 3)	( 8)
10. 印刷機械			15		66	81
11. 合成樹脂用射出成型機			92		24	116
14. ディーゼルエンジン	3	19	92	5	22	141
15. 冷凍機			105	277	7	109
計	3	124	1042	12	2,401	3,582

※( )内は指定施設の種類ごとのうち数

### 4. 福島市公害防止対策条例に基づく指定施設

(令和5年3月31日現在)

規制地域区分 特定施設の種類	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	計
1. 空気圧縮機		14	106	34	53	207
2. 送排風機		98	413	59	46	616
3. 石材引割機及び切削機		7	25			32
石材引割機			( 8)			( 8)
石材切削機		( 7)	( 17)			( 24)
4. 動力打綿機、動力梳綿機等	1	24	16	26		67
動力打綿機	( 1)	( 16)	( 10)	( 16)		( 43)
動力混打綿機		( 3)	( 2)	( 6)		( 11)
動力梳綿機等		( 5)	( 4)	( 4)		( 13)
6. コンクリートブロック成型機			1			1
8. 動物の飼育等施設			1			1
計	1	143	562	119	99	924

※( )内は指定施設の種類ごとのうち数

※福島市公害防止対策条例では規制地域の指定をしていないため、福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく規制地域の区分ごとに集計を行った。

## 資料18 建設作業（騒音・振動関係）実施届出状況

騒音規制法、振動規制法及び福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出件数

建設作業の種類		年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
騒 音	1. くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業		4	1	2
	2. びょう打機を使用する作業		1		
	3. さく岩機を使用する作業		21	13	37
	4. 空気圧縮機を使用する作業			2	
	5. コンクリートプラント又はアスファルトプラントを使用する作業				
	6. バックホウを使用する作業			1	1
	7. トラクターショベルを使用する作業				
	8. ブルドーザーを使用する作業				
計			26	17	40
振 動	1. くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業		7	2	6
	2. 鋼球を使用して工作物を破壊する作業				
	3. 舗装版破碎機を使用する作業				
	4. ブレーカーを使用する作業		16	10	23
計			23	12	29

※( )内は福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出数（外数）

※複数の作業を1通の届出書で届け出ることがあるため、作業数の和と計が一致していない場合があります。

# —化学物質—

## 資料 19 ダイオキシン類調査結果

### 1. 一般環境大気調査結果

項目(単位)	調査地点	
	夏 季	冬 季
採取日	令和4年8月22日(月) ～8月29日(月)	令和4年12月15日(木) ～12月22日(木)
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> ) (環境基準: 0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.0060	0.0069

全国の調査結果(※)

平均値: 0.015pg-TEQ/m<sup>3</sup>

濃度範囲: 0.0022～0.25pg-TEQ/m<sup>3</sup>

### 2. 公共用水域水質調査結果

・採水日: 令和4年8月19日(金) ・天候: 晴(前日 雨)

項目(単位)	調査地点	摺上川 (幸橋上流)	八反田川 (阿武隈川合流前)	松川 (松川橋上流)
	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L) (環境基準: 1.0pg-TEQ/L)	0.072	0.18	0.047
pH	7.6	6.9	6.5	
SS (mg/L)	3.4	6.4	7.8	
透視度 (cm)	>100	>100	80	
水温 (°C)	22.0	22.5	21.7	
気温 (°C)	27.0	31.0	27.0	
色相	無色	無色	無色	
臭氣	無臭	無臭	無臭	

全国の調査結果(※)

平均値: 0.18pg-TEQ/L

濃度範囲: 0.012～3.1pg-TEQ/L

### 3. 公共用水域底質調査結果

・採取日: 令和4年8月19日(金) ・天候: 晴(前日 雨)

項目(単位)	調査地点	摺上川 (幸橋上流)	八反田川 (阿武隈川合流前)	松川 (松川橋上流)
	ダイオキシン類(pg-TEQ/g-dry) 環境基準: 150pg-TEQ/g-dry	0.16	0.14	0.15
含水率 (wt.%)	0.5	0.5	1.0	
強熱減量 (wt.% dry)	1.3	1.0	1.8	
泥質	小石混じり砂	小石混じり砂	小石混じり砂	
泥色	濃茶褐色	濃茶褐色	濃茶褐色	
臭氣	微植物性臭氣	微植物性臭氣	微植物性臭氣	
泥温 (°C)	23.0	23.0	22.0	

全国の調査結果(※)

平均値: 5.9pg-TEQ/g

濃度範囲: 0.058～430pg-TEQ/g

### 4. 一般環境地下水調査結果

項目(単位)	調査地点	飯野町明治地内
	採取日	令和4年8月19日(金)
ダイオキシン類 (pg-TEQ/L) (環境基準: 1.0 pg-TEQ/L)		0.033
水温 (°C)		15.0

全国の調査結果(※)

平均値: 0.053pg-TEQ/L

濃度範囲: 0.00028～0.67pg-TEQ/L

## 5. 一般環境土壤調査結果

項目 (単位)	調査地点 松川工業第2公園
採取日	令和4年8月19日 (金)
ダイオキシン類 (pg-TEQ/g) (環境基準: 1,000 pg-TEQ/g)	0.025
土 色	黄褐色

全国の調査結果 (※)

平均値: 3.4pg-TEQ/g  
濃度範囲: 0.000060~200pg-TEQ/g

## 6. 発生源調査結果

項目 (単位)	調査地点 山田地内 産業廃棄物焼却施設
採取日	令和4年10月28日 (金)
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> ) (規制基準: 0.1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	0.089
湿り排ガス量 (Nm <sup>3</sup> /h)	22,800
渴き排ガス量 (Nm <sup>3</sup> /h)	15,300
排ガス平均温度 (°C)	155
硫黄酸化物 (Nm <sup>3</sup> /h)	0.61
ばいじん (g/m <sup>3</sup> )	0.022
窒素酸化物 (ppm)	99
塩化水素 (mg/m <sup>3</sup> )	23

※全国の調査結果: 令和3年度ダイオキシン類に係る環境調査結果（環境省）より。

# —環境保全—

## 資料 20 酸性雪調査結果

調査時期		調査場所	貯水量 (mL)	pH	導電率 ( $\mu\text{S}/\text{cm}$ )	イオン項目(mg/l)							
						塩素イオン	硫酸イオン	硝酸イオン	アンモニウムイオン	ナトリウムイオン	カリウムイオン	マグネシウムイオン	カルシウムイオン
第1期	令和5年 1月16日 ~1月22日	A 福島消防署屋上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		B 福島市民家園内	330	6.8	112.0	11.4	5.9	3.2	1.1	12.7	1.5	1.6	2.8
		C (公財)保健衛生協会屋上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第2期	1月23日 ~1月29日	A 福島消防署屋上	1,900	6.0	55.1	11.7	2.4	0.9	0.4	6.1	0.3	0.7	0.8
		B 福島市民家園内	1,840	6.1	39.9	7.8	2.0	1.0	0.3	4.4	0.3	<0.5	0.3
		C (公財)保健衛生協会屋上	2,060	6.1	49.8	10.6	2.2	0.9	0.4	5.8	0.3	0.6	0.7
第3期	1月30日 ~2月5日	A 福島消防署屋上	330	5.9	61.7	7.9	5.0	3.9	2.3	4.4	0.3	<0.5	1.4
		B 福島市民家園内	1,610	5.0*	17.8	4.3	3.1	1.4	0.5	1.0	0.1	<0.5	1.0
		C (公財)保健衛生協会屋上	530	5.6*	42.0	5.6	3.7	2.9	1.2	3.1	0.2	<0.5	1.1
第4期	2月6日 ~2月12日	A 福島消防署屋上	2,910	5.9	12.1	0.9	1.0	1.2	0.3	0.7	<0.1	<0.5	0.5
		B 福島市民家園内	3,390	5.4*	9.4	0.7	0.8	1.3	0.3	0.5	<0.1	<0.5	0.2
		C (公財)保健衛生協会屋上	3,230	5.9	10.6	0.8	0.9	1.2	0.3	0.7	<0.1	<0.5	0.5

—は欠測を示す。 \*pH5.6 以下の雨を酸性雨という。

## 資料 21 発生源業種別公害苦情件数

業種	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	計
農業					1		1
林業							0
漁業							0
鉱業							0
建設業	8		8	1			17
製造業		1	2				3
電気・ガス・熱供給・水道業			1				1
情報通信業							0
運輸業				1			1
卸売・小売業		1	2				3
金融・保険業							0
不動産業							0
飲食店・宿泊業			1		1		2
医療・福祉		1					1
教育、学習支援業							0
複合サービス事業							0
サービス業	1		1		1	1	4
公務							0
分類不能の産業							0
家庭生活	1				2		3
その他		1					1
不明			1				1
合 計	10	4	16	2	5	1	38

## 資料 22 用途地域別公害苦情件数

業種	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	計
第一種低層住居専用地域							0
第二種低層住居専用地域							0
第一種中高層住居専用地域			1		1		2
第二種中高層住居専用地域			1				1
第一種住居地域	4	1	6	2	2	1	16
第二種住居地域			1				1
準住居地域							0
近隣商業地域			1				1
商業地域	1		1		1		3
準工業地域			1				1
工業地域	2		1				3
工業専用地域							0
市街化調整地域	2	2	2		1		7
都市計画区域 その他	1						1
都市計画区域外		1	1				2
合 計	10	4	16	2	5	1	38

# 用語解説



# —用語解説—

イ

## 硫黄酸化物

重油などの燃料に含まれている硫黄分が燃焼して生じるガスです。代表的なものには二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)と三酸化硫黄(SO<sub>3</sub>)があります。無色で刺激臭が強く、呼吸器系に影響を与えたたり、植物を枯らしたりします。

## 一般廃棄物

法令で特定されている産業廃棄物以外の廃棄物を言い、一般家庭の日常生活に伴って排出される「家庭ごみ」と商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」に分類されます。

ウ

## 上乗せ基準

ばい煙や排水等の規制に関しては、大気汚染防止法、水質汚濁防止法に基づき定められていますが、その基準より厳しい基準として都道府県が条例で定める基準をいいいます。

オ

## 汚濁負荷量

環境に排出される汚濁物質の量で、排出量と濃度の積で表します。工場や事業場などからの排水や排出ガスについては濃度による規制が多く用いられていますが、濃度が小さくても排出量が大きければ環境に与える影響は大きくなることから、通常、環境への影響を推定・評価するときには汚濁負荷量が用いられます。

力

## 化石燃料

地質時代の生物の遺骸が堆積し、長い年月をかけて変成されてできた石炭・石油・天然ガスなどの燃料の総称です。

## 環境基準

環境基本法第16条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める行政目標です。環境基本法では大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について定めることとされています。なお、直接に工場等を規制するための規制基準とは異なります。

キ

## 規制基準

法律または条例に基づいて定められた公害の原因となる騒音、振動、悪臭などの行為を規制するための基準であり、工場等はこの基準を守る義務が課せられています。

コ

## 光化学オキシダント

工場や自動車等から排出される窒素酸化物、炭化水素などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾン、PAN(パーオキシアセチルナイトレート)などの強酸化性物質の総称。強い刺激性を有し、大気濃度が0.12ppm以上になると粘膜を刺激し、目、鼻、のどを痛めることができます。

## 公共下水道

「下水道法」によれば、地方公共団体が管理する下水道で、生活や事業活動に起因した排水、または雨水を処理する施設をいいます。終末処理場を有するものと流域下水道に接続するものとがあります。

## 公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域及びこれに接続する水路(終末処理場に流入する下水道を除く)をいいます。

## サ

### 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など20種類の廃棄物をいいます。

### 酸性雨

大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物などが空気中の水分や雨に溶け込み雨水が酸性化されたもので、一般的にはpHが5.6より低い場合をいいます。欧米では、森林被害や歴史的建造物が溶けてしまうなどの被害も生じています。

## シ

### 次世代自動車

平成20年7月に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」において、運輸部門からの二酸化炭素削減のため、ハイブリッド自動車・電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車・クリーンディーゼル自動車・天然ガス自動車等を「次世代自動車」と定めています。平成27年6月に閣議決定された「日本再興戦略改訂2015」において、2030年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5~7割とする目標を掲げています。

### 浄化槽

浄化槽とは「浄化槽法」では、便所と連結してし尿及びこれと併せて雑排水（工場廃水、雨水を除く）を処理し、公共下水道以外に放流するための施設と定義づけられています。

## セ

### 生活排水

し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂などからの排水。「生活排水」のうち、し尿を除くものを「生活雑排水」といいます。

### 生物化学的酸素要求量（BOD）

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量。河川の汚濁状況を示す代表的な指標で、数値が大きいほど河川などの水中には有機物が多く、水質が汚濁していることを意味します。

## タ

### ダイオキシン類

有機塩素化合物であり、ポリ塩化ジベンゾフラン（135種類）とポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（75種類）、コプラナーPCB（十数種類）の総称。物の燃焼過程などで非意図的に生成されます。ダイオキシン類の中でも最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ダイオキシンについては、人に対する発がん性が指摘されています。

## チ

### 窒素酸化物

窒素（N）と酸素（O）の化合物を窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）といい、主なものには一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）があります。太陽光線の作用により炭化水素と反応して光化学スモッグの原因となります。工場やビル暖房などにおける燃焼工程、自動車などから排出されます。

## ト

### 等価騒音レベル（L<sub>Aeq</sub>）

騒音の大きさを表す指標の一つで、変動する騒音をエネルギーに着目して時間平均値を算出したものをいいます。平成11年度より騒音の環境基準の評価にはこの等価騒音レベルを用いております。

## ヒ

### PFOS 及び PFOA

主に泡消火薬剤等に含まれる有機フッ素化合物で、PFOS はペンタフルオロオクタンスルホン酸、PFOA はペンタフルオロオクタン酸のこと。

PFOS、PFOA は、環境中で分解しにくい物質で、有害性や蓄積性などが明らかとなってきたため、国内では PFOS は 2010 年、PFOA は 2021 年に、製造と輸入原則禁止されています。

環境省は、令和 2 年 5 月に PFOS と PFOA を要監視項目に指定しました。

## モ

### モニタリング調査

環境の変化を知るために、継続的に同じ環境指標を用いて、調査、観測を行うことです。

## ヨ

### 要監視項目

人の健康の保護に関連する物質ではあるが、検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準とはせずに、引き続き知見の集積に努める項目のこと。

### 要請限度

自動車から発生する騒音などにより、人の健康や生活環境が害されないとされる最低限度。この限度を超えた場合は、公安委員会に「道路交通法」の規定による車両の通行の禁止、または速度の制限、徐行などの措置を要請することができます。

---

MEMO

令和 5 年度版 福島の環境  
－令和 4 年度事業報告－  
第 3 部 環境保全編  
令和 5 年 11 月

---

福島市 環境部 環境課  
〒960-8601 福島市五老内町 3 番 1 号  
(環境保全係 〒960-8133 福島市桜木町 8 番 13 号)  
TEL 024-573-2557 (直通)

---

福島市ホームページ  
<http://www.city.fukushima.fukushima.jp/>

**SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS**

本冊子は、再生紙を使用しています。